

衛生センターグラウンド観客席及び トイレ等増築工事のうち建築工事

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
共通			24	S-05	[トイレ倉庫棟]柱状図
01	A-00	表紙・図面目録	25	S-06	[トイレ倉庫棟]伏図
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	26	S-07	[トイレ倉庫棟]軸組図(1)
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	27	S-08	[トイレ倉庫棟]軸組図(2)
04	共-05	営繕工事共通仕様書(5)	28	S-09	[トイレ倉庫棟]部材リスト
05	建-01・02	建築工事特記仕様書(1)(2)	29	S-10	[トイレ倉庫棟]配筋詳細図
06	建-03・04	建築工事特記仕様書(3)(4)	審判室棟		
07	建-05・06	建築工事特記仕様書(5)(6)	30	A-11	[審判室棟]平面図・立面図・断面図・建具表(参考)
08	建-07・08	建築工事特記仕様書(7)(8)	31	A-12	[審判室棟]基礎詳細図(参考)
09	建-09・10	建築工事特記仕様書(9)(10)	32	A-13	[審判室棟]仕様表・ALVS算定表(参考)
10	A-01	案内図・全体配置図	観客席棟		
11	A-02	配置図(1)	33	A-14	[観客席棟]設計概要書(参考)
12	A-03	配置図(2)	34	A-15	[観客席棟]回転貫入鋼管杭 設計施工標準図(参考)
トイレ倉庫棟			35	A-16	[観客席棟](一塁側)平面・屋根伏・立面・断面図(参考)
13	A-04	[トイレ倉庫棟]平面・屋根伏・仕上・面積・天井伏図	36	A-17	[観客席棟](三塁側)平面・屋根伏・立面・断面図(参考)
14	A-05	[トイレ倉庫棟]立面図	37	A-18	[観客席棟]膜詳細図(参考)
15	A-06	[トイレ倉庫棟]矩計図	38	A-19	[観客席棟](一塁側)小屋伏図・軸組図(参考)
16	A-07	[トイレ倉庫棟]建具配置図・建具表	39	A-20	[観客席棟](三塁側)小屋伏図・軸組図(参考)
17	A-08	[トイレ倉庫棟]平面詳細図	40	A-21	[観客席棟]鉄骨詳細図(参考)
18	A-09	[トイレ倉庫棟]展開図	その他		
19	A-10	[トイレ倉庫棟]部分詳細図	41	A-22	外構計画図(1)
20	S-01	[トイレ倉庫棟]構造標準図(1)	42	A-23	外構計画図(2)
21	S-02	[トイレ倉庫棟]構造標準図(2)	43	A-24	撤去計画図(1)
22	S-03	[トイレ倉庫棟]構造標準図(3)	44	A-25	撤去計画図(2)
23	S-04	[トイレ倉庫棟]構造標準図(4)			

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

2. 工事場所

鳴門市撫養町木津

建物名称	・トイレ倉庫棟 ・審判室棟 ・観客席棟
構造・規模	・トイレ倉庫棟…RC造、地上1階建 ・審判室棟…軽量鉄骨造、地上1階建 ・観客席棟…鉄骨造、地上1階建
敷地面積	10,233.90 (m2)
延床面積	・トイレ倉庫棟…39.8㎡ ・審判室棟…12.6㎡ ・観客席棟(一塁側)…20.0㎡ ・観客席棟(三塁側)…20.0㎡
消防法施行例附表第1の区分	・トイレ倉庫棟、審判室棟、観客席棟…15項

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	トイレ倉庫棟、審判室棟、観客席棟

5. その他

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。

設計者情報：四国建設コンサルタント株式会社事務所 一級建築士事務所 管理建築士 内海 章博 1級 314888

共-01 営繕工事共通仕様書(1)

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。

- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
- さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

- 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱そ

設計者情報：四国建設コンサルタント株式会社事務所 一級建築士事務所 管理建築士 内海 章博 1級 314888

共-02 営繕工事共通仕様書(2)

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

13. 関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。

- 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）

- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- 調査結果は3年間保存すること。
 - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- 他の建設現場で利用する場合
- ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

- 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑤ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

15. 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 接着剤は、フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

- 施工にあつては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

- 建設機械等
 - 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

- 低騒音・低振動型建設機械

低騒音型・低振動型建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

- 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。

- 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

- 工事看板等
 - 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

- 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

- 工事検査及び技術検査
 - 鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。
 - 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
 - 試験等によらなければ、確認出来ない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受けて試験を行い、その結果を報告し、承諾を得ること。

- 完成図等
 - 提出書類
 - 竣工図(製本3部(うち一部縮小版) 電子データ1部)
 - 工事写真(写真帳2部(着手前 ・ 工事中 ・ 竣工) 電子データ1部)
 - 使用材料一覧表(1部 うち電子データ1部)
 - 保全に関する資料
 - その他監督員が指示する図書(必要部数)
 - 竣工図は関係図面(原因貸与)を修正して作成すること。竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。

- 工事写真はしゅん工、着手前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。

- 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官営繕部「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サイ ズ
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ

- 工事完成撮影は、専門家によらないものとする。
- 本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用(完了検査手数料等)については、請負者の負担とする。

- デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

- 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。

- 対象物

工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。

- 付保険外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

 - 杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

- 付保する時期及び金額

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

- ⑥ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

15. 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 接着剤は、フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ③ 接着剤は、フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工
 - 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
 - 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
 - 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

- 施工にあつては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

- 建設機械等
 - 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

- 低騒音・低振動型建設機械

低騒音型・低振動型建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

- 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。

- 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

- 工事看板等
 - 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

- 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

- 工事検査及び技術検査
 - 鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。
 - 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
 - 試験等によらなければ、確認出来ない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受けて試験を行い、その結果を報告し、承諾を得ること。

- 完成図等
 - 提出書類
 - 竣工図(製本3部(うち一部縮小版) 電子データ1部)
 - 工事写真(写真帳2部(着手前 ・ 工事中 ・ 竣工) 電子データ1部)
 - 使用材料一覧表(1部 うち電子データ1部)
 - 保全に関する資料
 - その他監督員が指示する図書(必要部数)
 - 竣工図は関係図面(原因貸与)を修正して作成すること。竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。

- 工事写真はしゅん工、着手前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。

- 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官営繕部「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サイ ズ
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ

- 工事完成撮影は、専門家によらないものとする。
- 本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用(完了検査手数料等)については、請負者の負担とする。

- デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

- 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。

- 対象物

工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。

- 付保険外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

 - 杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

- 付保する時期及び金額

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

- ⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない)。

- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

Ⅲ. 建築工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工事箇所は、工事期間中も使用予定であるため、監督員及び施設管理者と工程等の調整を行うこと。
- ② 施工時間は、原則8:30～17:00までとするが、施設管理者の了承を得られた場合はこの限りではない。
- ③ 施設内での行事(大会等)により、施設利用者が多い時があるため、来訪者の安全に配慮すること。
- ④ グラウンド内での作業及び車両の乗り入れ等について、工事に必要な場合または利用者の安全確保が必要な場合を除き、内野部分への侵入を禁止する。
- ⑤ その他詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上で決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ⑥ 工事区域以外のグラウンド内を乱した場合は、その都度整地すること。
- ⑦ グラウンド部分は工事完了時に整地すること。

2. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とすること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている ・ 義務付けられていない）
- ② 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ③ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ④ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑤ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績を確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

3. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標住により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
例 コンクリート (無筋)	(株)〇〇〇〇 (中間処分)		徳島市万代町〇〇 徳島市万代町〇〇	10	1,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

4. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「3章 土工事」に記載している。なお、場外抛出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

5. 有価材の処理

- ① 有価材 (鉄骨・軽量鉄骨) ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ)
- ② 古物商で適切に処理すること。

6. 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

7. 室内空気中の化学物質の濃度測定

- ① 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。
学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン
学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
- ② 採取器具は受注者にて用意すること。
- ③ 測定箇所

測定箇所	測定対象室	測定箇所数
審判室棟		1箇所

- ④ 測定は、次のいずれかにより行う。
 - ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「口 測定の方法」において定められた方法
 - ・パッシブ型採取機器を用いる方法
パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。
 - 1) 30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。
 - 2) 5時間閉鎖

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

- 1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。
- 3)測定
 - イ. 2)の状態のままで測定する。
 - ロ. 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
 - ハ. 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
- ※ 1)、2)、3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
- 4)分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
- 5)測定結果の提出
測定後、測定結果を監督員に提出すること。
- ⑤ 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。
なお、原則として指針値以下であることが確認できるまで、当該室の使用はできないものとする。

8. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	どび	・ どび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調と機器施工	・ 冷凍空調と機器施工作業

2章 仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

設計GLの設定は、(KBM1)を±0とし、TP+3.097 とする。

3. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
 - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2) (一社)仮設工業会の認定基準また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に当轄課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

- ④ 外部足場（図示の通り）
 - 壁つなぎ間隔（水平方向：8.0 m以下、鉛直方向：9.0 m以下）
 - 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4.）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。
 - 内部足場
 - 壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）
 - 仮囲い（図示の通り）
 - ゲート（ 有 ・ **無** 図示の通り）
 - 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
 - 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
 - 受注者は、つり足場（コンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
 - その他

4. 工事用水、電力等

- ① 既存電力利用（ 出来る ・ **出来ない** ）、電力料金（ **有償** ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存水利用（ 出来る ・ **出来ない** ）、用水料金（ **有償** ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

5. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、（ 図示の場所に ・ **用意していないので業者にて** ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円

3章 土工事

1. 根切り

- ① 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
- ② 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
- ③ 根切り底は、地盤をかか乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。
 - なお、かか乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2. 排水

工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3. 埋め戻し及び盛土

- ① 使用土は（ A種 ・ **B種** ・ C種 ・ D種 ）とし、機器により締め固める。
 - ② 本工事は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。
 - なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。
 - 利用目的 ： 盛土（埋め戻し）
 - 工事名 ：
 - 場所 ：
 - ③ 本工事は、次に掲げる場所に仮置している建設発生土を使用すること。
 - 利用目的 ： 盛土（埋め戻し）
 - 場所 ：
 - ④ 建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。
 - 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合
 - 購入土（切込碎石、砂、真砂土等）である場合
 - ⑤ 余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。
 - ⑥ 六価クロム溶出試験を（ **行う** ・ 行わない ）。
- 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。
- 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）について「六価クロム溶出試験実施要領（案）」（H13.5.11建設第166号一部変更）により実施する。
- 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

4. 地均し

- ① 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
- ② 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみこしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐える程度に締め固める。

5. 建設発生土の処理

- ① 場内敷き均しとする。
- ② 場外搬出適正処分とする。

民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。

ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
- ③ 土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

4章 地業工事

1. 一般事項

- ① 試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。
- ② 排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。

2. 鋼杭地業

※別図（観客席棟関係）参照

3. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

- ① 材料は、市場品とする。
- ② 砂利及び砂地業
 - 砂利は、（ 切込砂利 ・ 切込碎石 ・ **再生クラッシュラン** ）とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
切込砂利			
切込碎石			
再生クラッシュラン	トイレ倉庫棟(基礎部・ポーチ部)、観客席棟(基礎部)、審判室棟(基礎部)	図示	30～40

- 締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。
- 厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締めめを行う。
- ③ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。
- ④ 捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランブ15cm、設計基準強度18N/mm2）とし、厚さは 50 mmとする。
- ⑤ 床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。
- ⑥ 防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。

5章 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10～D16
－	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	－	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

- ① 鉄筋の継手は（ **重ね継手** ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ）とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手をを用いない。
- ② 鉄筋の継手の位置は図示による。
- ③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- ④ 柱、梁の主筋は、（ **ガス圧接継手** ・ 機械式継手 ）とする。
- ⑤ 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは（ ）mmとする。
- ⑥ 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。
- ⑦ スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。
- ⑧ 鉄筋の90° 未満の折曲げの内法直径は図示による。
- ⑨ 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 帯筋

- ① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- ② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- ③ 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭先端からとする。
- ④ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節－基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節－梁貫通孔その他配筋〕による。

5. 帯筋

形の種別は構造図による。

6. 梁貫通孔補強

- ① 補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。
- ② 梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。

7. ガス圧接

- ① 圧接技能資格者は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に従う工事に相応した試験に基づく能力を有する者とする。
- ② 検査は、外観検査及び（ 引張試験 ・ **超音波探傷試験** ）による。
- ③ 切取り部分の継手は次のとおりとする。
 - 柱、梁の主筋（D19以上） ： 圧接
 - 上記以外 ： （ 圧接 ・ **重ね継手** ）重ね継手とする場合は監督員の承諾を受けること。また鉄筋相互間の間隔に留意すること。

8. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

9. 鋼筋検査

鋼筋検査は、鋼筋の材質、規格、寸法、数量、かぶり、位置等について、監督職員の検査を受ける。

10. 鋼筋検査

鋼筋検査は、鋼筋の材質、規格、寸法、数量、かぶり、位置等について、監督職員の検査を受ける。

11. 鋼筋検査

鋼筋検査は、鋼筋の材質、規格、寸法、数量、かぶり、位置等について、監督職員の検査を受ける。

鋼筋検査は、鋼筋の材質、規格、寸法、数量、かぶり、位置等について、監督職員の検査を受ける。

鋼筋検査は、鋼筋の材質、規格、寸法、数量、かぶり、位置等について、監督職員の検査を受ける。

鋼筋検査は、鋼筋の材質、規格、寸法、数量、かぶり、位置等について、監督職員の検査を受ける。

鋼筋検査は、鋼筋の材質、規格、寸法、数量、かぶり、位置等について、監督職員の検査を受ける。

鋼筋検査は、鋼筋の材質、規格、寸法、数量、かぶり、位置等について、監督職員の検査を受ける。

コンクリートの種類	設計基準強度 <p>Fc(N/mm2)</p>	調査管理強度 <p>Fn(N/mm2)</p>	スランブ <p>(cm)</p>	強度試験の有無	種別	気乾単位容積 <p>重量 (t/m3)</p>	適用箇所
普通	24	24+(3～6)	18	有	I 類	2.3	トイレ倉庫棟(基礎・躯体)、観客席棟(土間・根巻)、審判室棟(基礎)
普通	24	24+(3～6)	15	有	I 類	2.3	トイレ倉庫棟(床スラブ)
普通	24	24+(3～6)	15	無	I 類	2.3	トイレ倉庫棟(ポーチ)
普通	18	18	15	無	-	2.3	捨てコン

- ③ 構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度（F_c）に構造体強度補正値（S）を加えた値とする。
 - なお、構造体強度補正値（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。
- ④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

トイレ床面	300mmx300mm	I 類	無ゆう	有	標準		有	有	

- 壁タイル張り工法（ ）
- 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
- タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
- 見本焼きを（ 行う ・ **行わない** ）。
- 試験張りを（ 行う ・ **行わない** ）。
- 既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。
- 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承諾を得ること。

- 試験
引張接着試験を（ 行う ・ **行わない** ）。

10章 屋根及びとい工事

- 一般事項
 - 屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。
 - 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。
 - 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速V₀=(36)m/s 地表面粗度区分(I ・ II ・ **III** ・ IV)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表(三十五)

- 長尺金属板葺き
 - 屋根葺き形式 ・ 立て平葺(一文字葺き ・ ひし形葺き)
・ 心木なし瓦棒葺
・ 横葺
・ その他(**嵌合瓦棒葺き**)

施工箇所	種類(JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ(mm)	めっき付着量	塗装の耐久性の種類	下葺材料
トイレ倉庫棟	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(屋根用)	JIS G 3322	0.4	AZ150	2類または5類 ポリエステル樹脂塗装	改質アスファルトルーフィング

施工箇所	葺板の寸法	下地	留付け方法
トイレ倉庫棟	働き巾455	耐火野地板	アルミ押出型材吊子

- 工法
横葺の場合のけらばは(つかみ込み納め ・ けらば包み納め)とする。
- 指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。
- 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。

11章 金属工事

- 一般事項
 - 製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。
 - あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を（ 行う ・ **行わない** ）。
確認強度は、()kNとする。

- 軽量鉄骨天井下地
 - 野縁などの種類：屋内19形、屋外25形とし、標仕 表14.4.1による。
 - 耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ-天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による
 - 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速V₀=(36)m/s 地表面粗度区分(I ・ II ・ **III** ・ IV)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表(三十五)

- 軽量鉄骨壁下地
 - スタッド、ランナ等の種類は、標準仕様書14.5.3(表14.5.1)による。
 - 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(**標仕14.5.4(5)**) ・)による。
 - ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

天井点検口	材種	寸法	形式	外枠	内枠
	アルミ製	450x450	一般タイプ		額縁タイプ

製造所：評価名簿による。

床点検口	材種	寸法	形式	外枠	内枠
	ステンレス製	600x600	屋内型		ステンレス製

製造所：評価名簿による。

12章 左官工事

- 一般事項
 - 下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

- ② コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。

- モルタル塗り
 - モルタルは(現場調合材料 ・ **既調合材料**)。現場調合材料の場合は標仕15.3.2(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。
 - 下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。

使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考
トイレ倉庫棟(倉庫床・内壁・ポーチ)	金ごて			
トイレ倉庫棟(トイレ床)	木ごて			タイル張り下地

- ③ 防水剤の製造所：評価名簿による。
- ④ 目地の位置及び寸法は、図示による。
- ⑤ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。
- ⑥ 総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。

- 仕上げ塗材仕上げ
 - 仕上塗材は、JIS A 6909(建築用仕上塗材)による。なお、下塗材、増塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。

種類	呼び名	上塗材	仕上げの形状	耐候性	工法	耐火認定	下地仕上	下地調整
複層仕上塗材	防水形複層塗材E	アクリル系 つやあり	ゆず肌状	耐候形3種	ローラー塗り	-	コンクリート打放し	有

 - 建物内部に使用するユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、(F☆☆☆☆・F☆☆☆)とする。
 - 外壁のコンクリート下地等のひび割れの処理方法は、監督員と協議する。
 - 所要量等の確認は、(標仕 表15.6.4、単位面積当たりの使用量)による。

13章 建具工事

- 一般事項
 - 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年 建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。
 - 防火戸の指定は建具表による。
 - 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。
 - 防犯建物部品の適用は、建具表による。

種類	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法	使用箇所	表面処理
B種	S-5	A-3	W-4	70mm	建具表の通り	標準色

- ② 防虫網の材質(ステンレス製(SUS316) ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ 合成樹脂製)
- ③ 防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。
- ④ 製造所：評価名簿による。
- ⑤ 建具には製造業者名を表示すること。

- 建具用金物
 - 金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕 表16.8.1による。
 - 金属製建具に使用する丁番は標仕表16.8.2による。
 - 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製造所の仕様による。
 - 樹脂製建具に使用する丁番は標仕表16.8.3による。
 - 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
 - 木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.4による。
 - 木製建具に使用する戸車及びレールは標仕16.8.5による。
 - マスターキーは、製作する(組)。その他の鍵の製作本数は(組)。

設置場所	トイレ倉庫棟(倉庫)		
強度		耐風圧強度	1400Pa
開閉機能	・ 上部電動式(手動併用)	⊙ 上部手動式	
安全装置		-	
スラット仕様		鋼製	
シャッターケース仕様		鋼製	
ガイドレール仕様		ステンレス製、T=1.5、ヘアライン仕上げ	
中柱の補強		-	
座板		ステンレス製、T=1.5、ヘアライン仕上げ	

- ② 製造所：評価名簿による。

種類	品種	厚さ	備考
型板強化ガラス		4.0mm	

- ② 外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。
- ③ ガラス留め材の種類

建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ
鋼製		建具製作所の仕様による。
アルミニウム製	シーリング	
ステンレス製		
木製		
樹脂製		
- ④ 防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

⑤ ガラスブロック積み

表面形状	呼び寸法	厚さ	骨格の材質・寸法・形状	目地の寸法	伸縮調整目地の位置

- ⑥ 目地部の骨格の補強方法は、ガラスブロック製造所の仕様による。
- ⑦ 壁用金属枠及び補強材を(設ける ・ 設けない)。形状は、図示による。
- ⑧ 化粧目地モルタルの色()
- ⑨ シーリング材は、標仕 表9.7.1による。
- ⑩ 金属製化粧カバーの材質は、()製とし、寸法、形状は、図示による。
- ⑪ 工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

14章 塗装工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

区分	工程種別	素地ごしらえ	錆止め塗料塗りの種別	備考
モルタル面	B種	B種		トイレ倉庫棟(トイレ内壁)

3. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)

区分	種別		素地ごしらえ	備考
	屋外	屋内		
ケイカル板		B種	B種	トイレ倉庫棟(天井ボード面)

木部			
----	--	--	--

15章 内装工事

1. 断熱・防露

① 材種	種類	厚さ	工法	補修材	備考
無機繊維系	グラスウール	50mm	充填断熱工法	-	トイレ倉庫棟(倉庫天井)

- ② ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

16章 ユニット及びその他工事

1. トイレブース

① 表面材の処理	脚部			ドアエッジ	
	形状	形状	材質		
メラミン樹脂系	ステンレス幅木	アールエッジ	アルミ製		

- ② 製造所：評価名簿による。
- ③ 非常時外開機能付きとする。
- ④ トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 表示

① 区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考
ピクトグラム	アルミ	250mmx250mm	18mm	現場合わせ	男女トイレ出入口

- ② 案内用図記号はJIS Z 8210による。
- ③ 詳細は共通詳細図による。

17章 舗装工事

1. アスファルト舗装

① 舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)
アスファルト	外構	既存取壊し部と同等の厚みで舗装

② 再生加熱アスファルト混合物を(使用する ・ 使用しない)。	舗装の種類	種類	備考
	加熱アスファルト混合物		
	再生加熱アスファルト混合物		

工事名：衛生センターグラウンド観客席及びトイレ等増築工事のうち建築工事

- ③ シールコートは(行う ・ 行わない)。
- ④ アスファルト混合物の抽出試験は(行う ・ 行わない)。
- ⑤ 切取り試験を(行う) ・ 行わない)。
- ⑥ 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。
- ⑦ 地域は(一般地域) ・ 寒冷地域)とする。
- ⑧ 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

2. ブロック系舗装

① 区分	部位	クッション材		目地材	種類	寸法	形状	表面加工	備考
		種類	厚さ						
コンクリート平板舗装									
インターロッキングブロック舗装	外構	砂	60mm	砂					再設置
舗石舗装									

- ② 舗装の平坦性は、歩行に支障となる段差がないものとする。

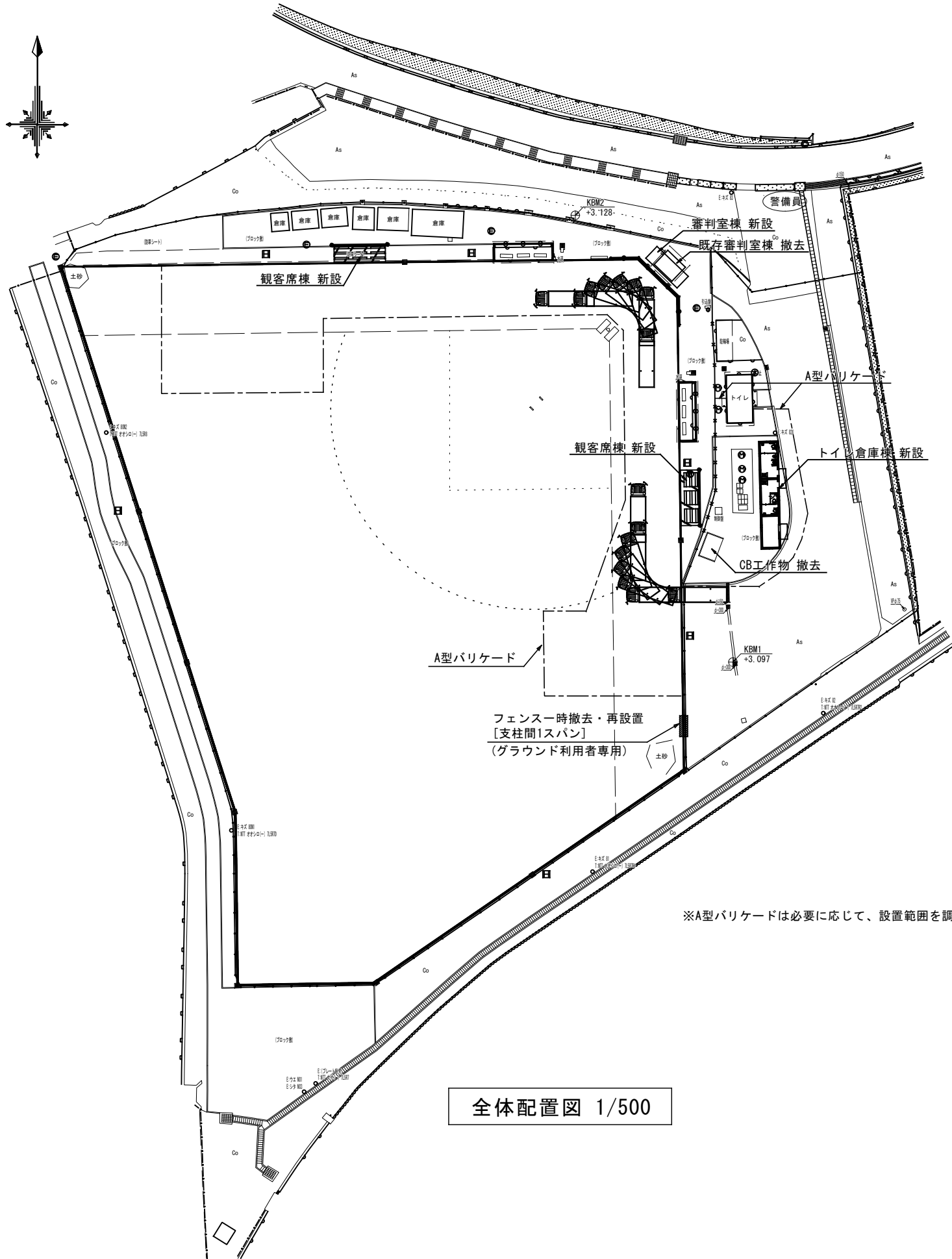
工事区分表(参考)

項目	建築工事	電気工事	管工事	その他
梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	
同上穴埋補修		○	○	
スリーブ開口補強(鉄筋)	○			
同上(リンプレレン等)	○			
床、天井点検口	○			
設備機器天井開口墨出		○	○	
同上切込み及び開口補強	○			
縦樋(GLまで)	○			
給排気ガラリ取り付け	○			



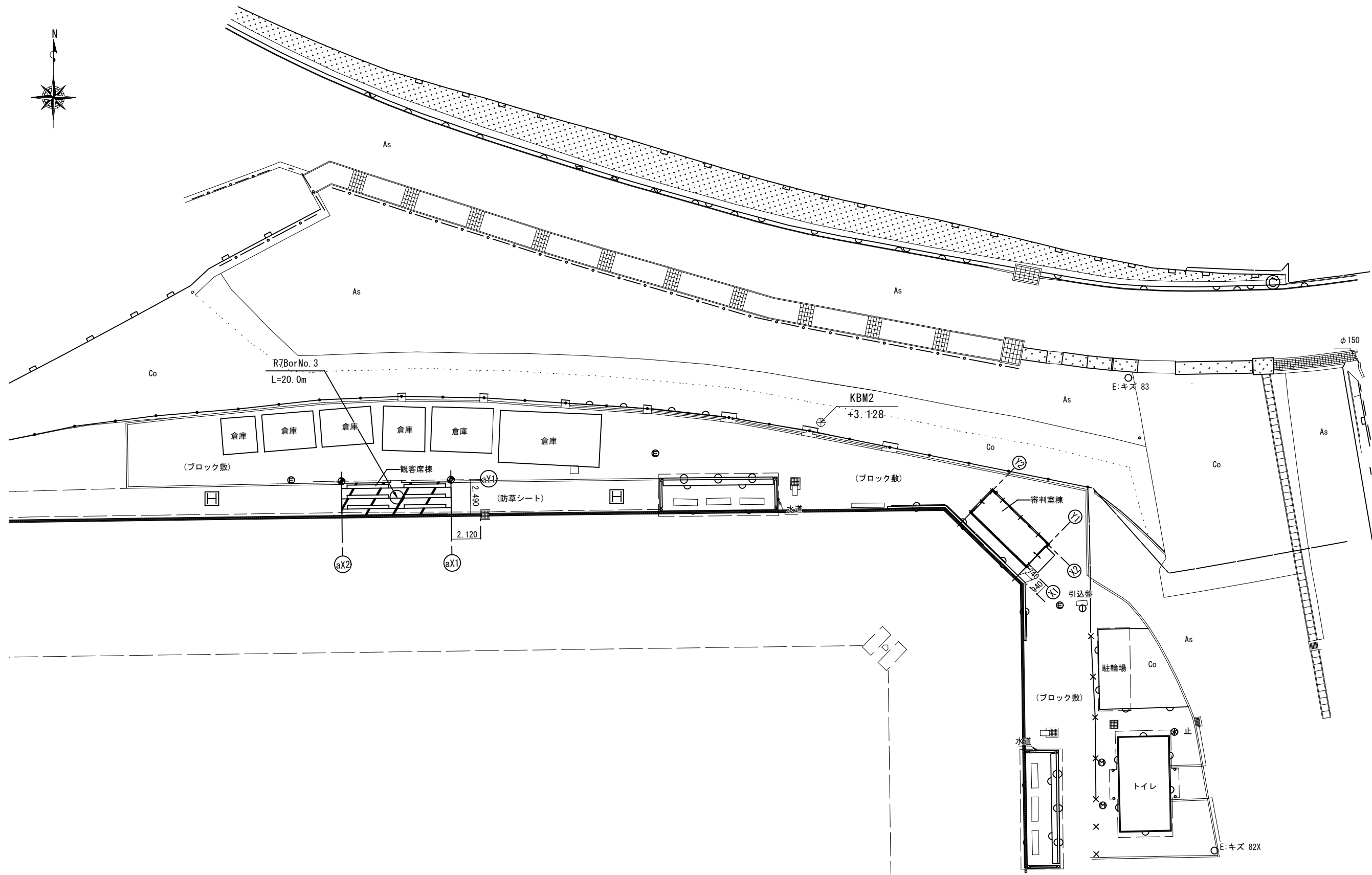
※「地理院地図データ」(国土交通省)をもとに
四国建設コンサルタント(株)作成

案内図 S=Non

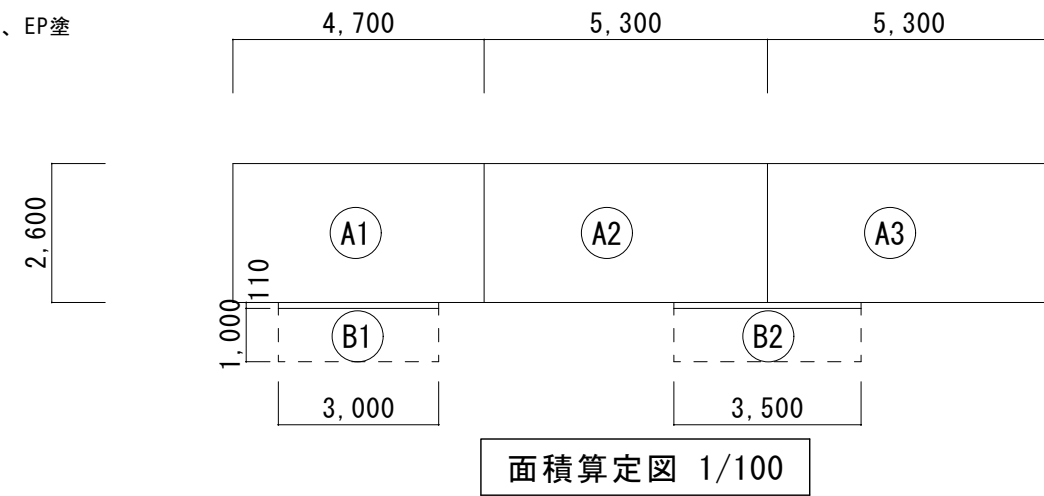
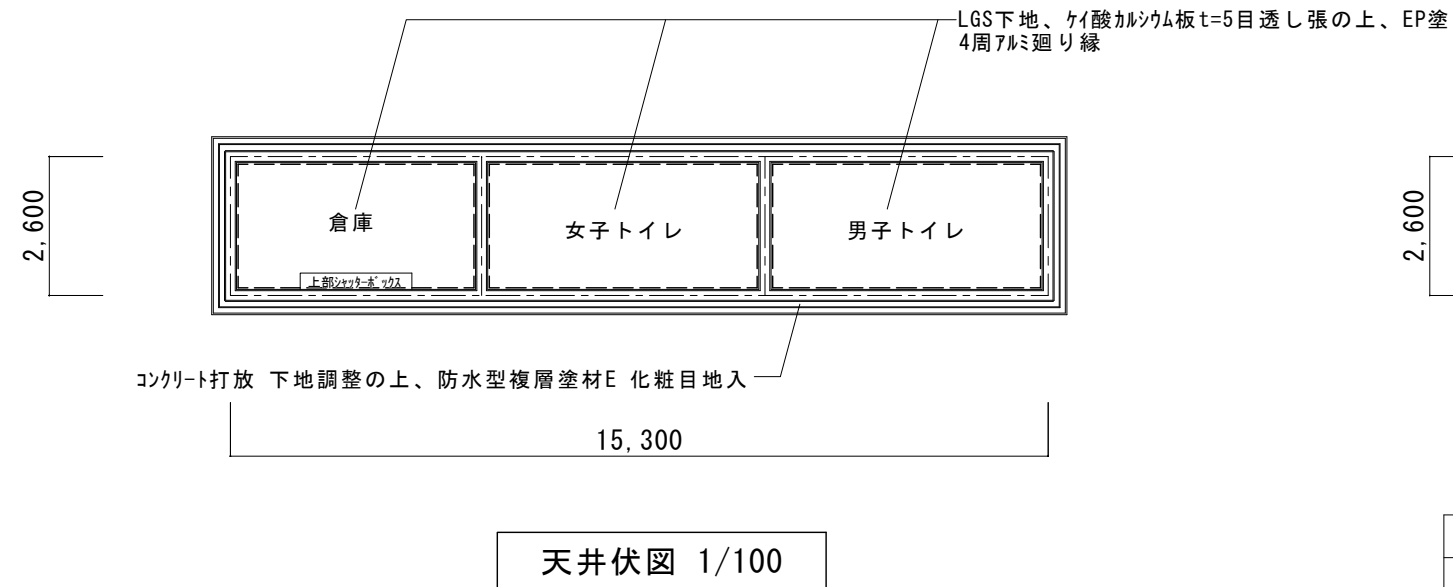
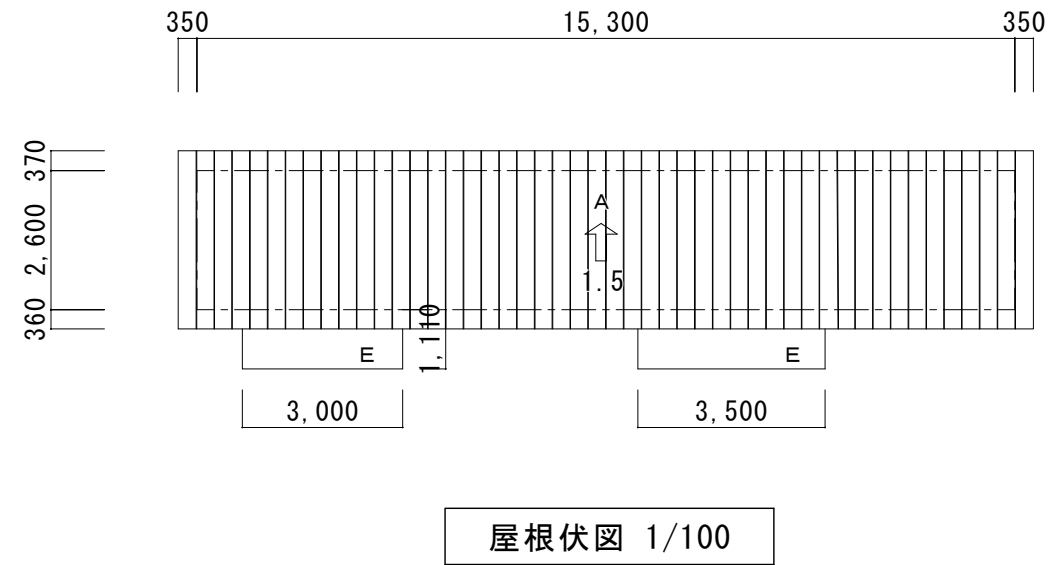
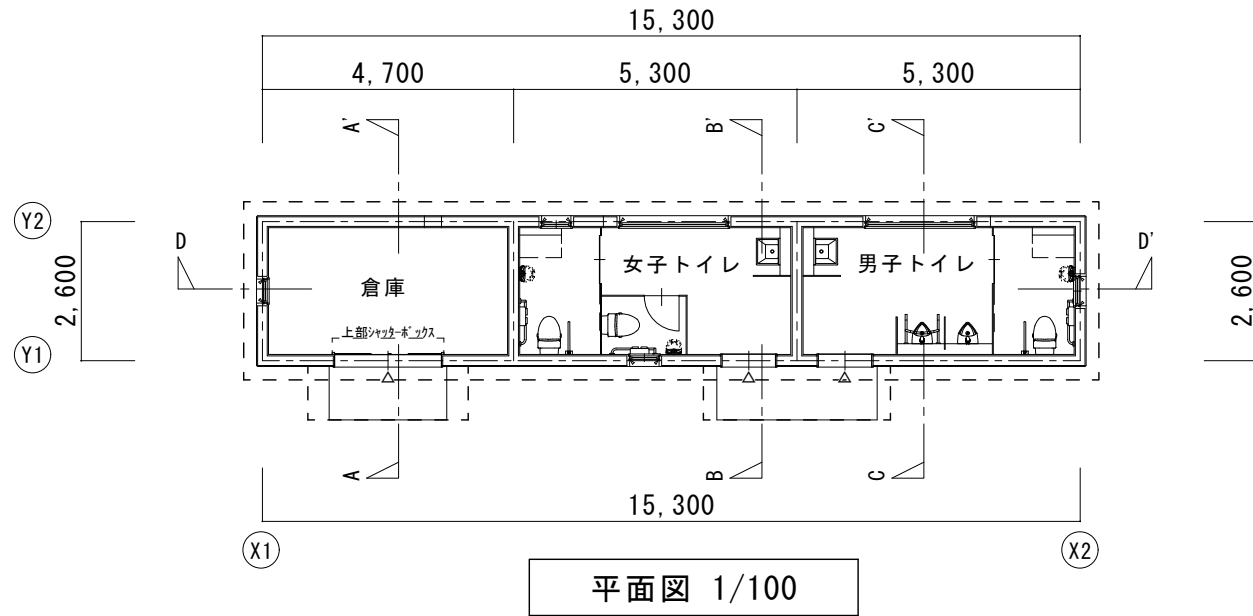


全体配置図 1/500

※A型バリアードは必要に応じて、設置範囲を調整すること。



配置図 1/200



面積表 (建築面積)			
	形状	計算式	
Ⓐ1	矩形	4.70 × 2.60	12.220000
Ⓐ2	矩形	5.30 × 2.60	13.780000
Ⓐ3	矩形	5.30 × 2.60	13.780000
Ⓑ1	矩形	3.00 × 0.11	0.330000
Ⓑ2	矩形	3.50 × 0.11	0.385000
面積	計 (㎡)		40.495000
	(坪)		12.24

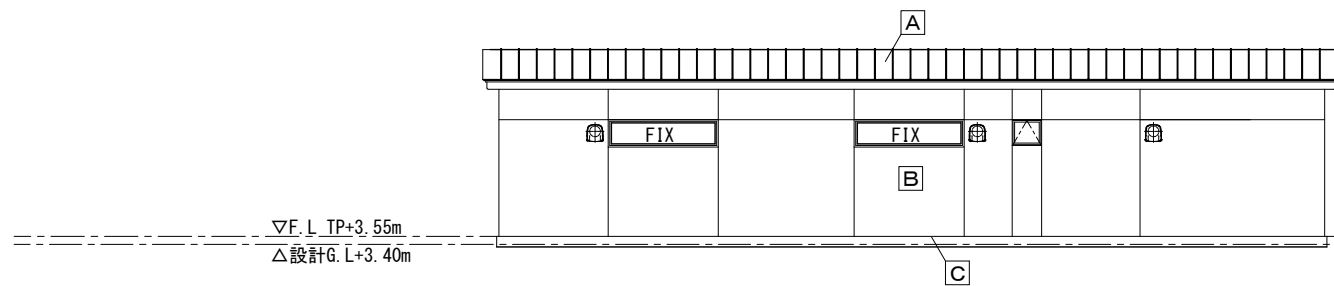
面積表 (延床面積)			
	形状	計算式	
Ⓐ1	矩形	4.70 × 2.60	12.220000
Ⓐ2	矩形	5.30 × 2.60	13.780000
Ⓐ3	矩形	5.30 × 2.60	13.780000
面積	計 (㎡)		39.780000
	(坪)		12.03

■外部仕様

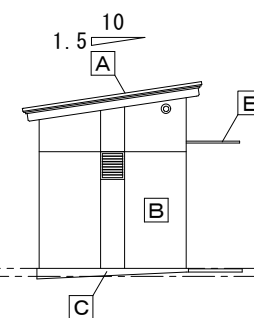
名称	仕様
A 屋根	カラーガルバリウム鋼板 縦葺き t=0.4、改質アスファルト-フィング t=1.0mm下地
B 外壁	コンクリート打放 下地調整の上、防水型複層塗材E 化粧目地入
C 巾木	コンクリート打放 下地調整の上、防水型複層塗材E
D 外部建具	カラーアルミサッシ
E アルミ小庇	L3000、3500/D1000 (アルフィン株式会社 AD1T程度)
◇ ビックサイン	-

■内部仕様

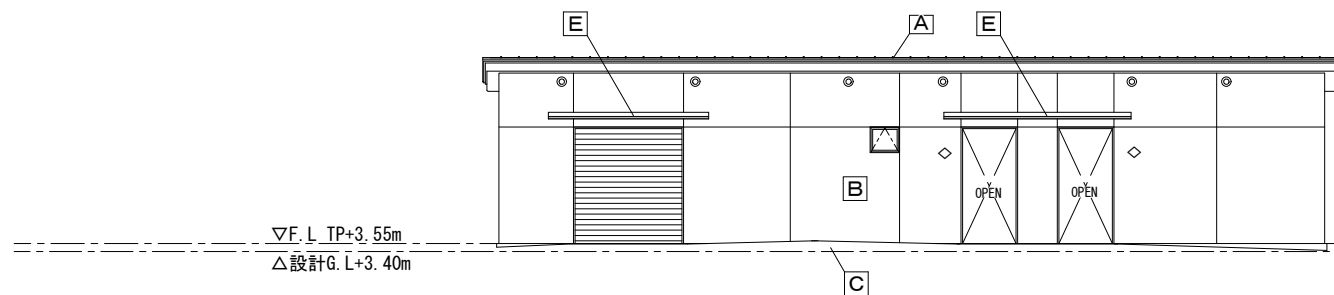
室名	床	巾木	壁	天井	廻り縁
男子トイレ	磁器質タイル 300角	SUS巾木 H=100	モルタル下地EP-G塗	LGS下地、ケイ酸カルシウム板 t=5目透し張の上、EP塗	アルミ製
女子トイレ	磁器質タイル 300角	SUS巾木 H=100	モルタル下地EP-G塗	LGS下地、ケイ酸カルシウム板 t=5目透し張の上、EP塗	アルミ製
倉庫	モルタル金コテ押え	コンクリート打放仕上 (B種)	モルタル金コテ仕上	LGS下地、ケイ酸カルシウム板 t=5目透し張の上、EP塗 天井断熱：グラスウール24kg/㎡ t=50	アルミ製



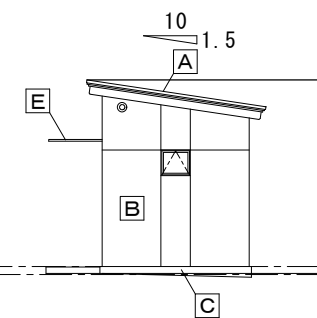
西側立面図 1/100



南側立面図 1/100



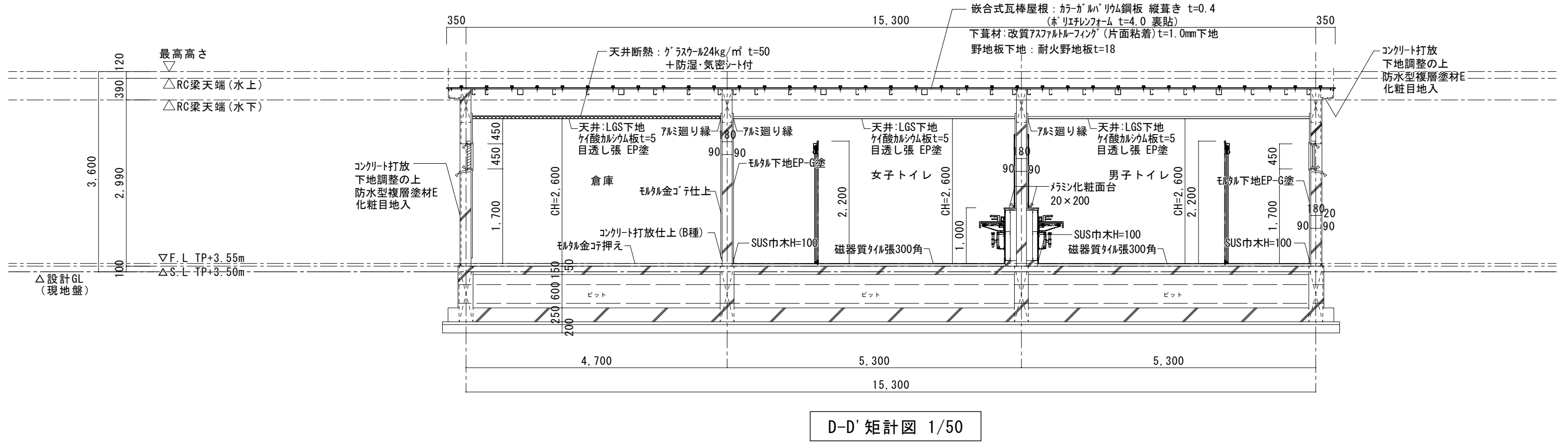
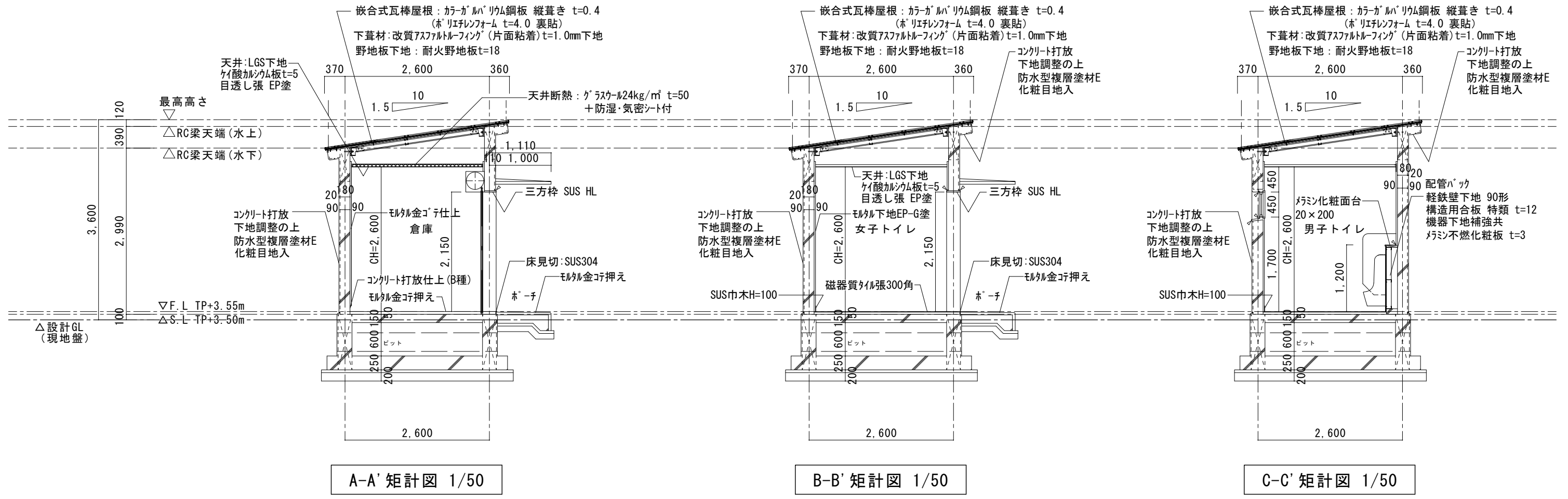
東側立面図 1/100

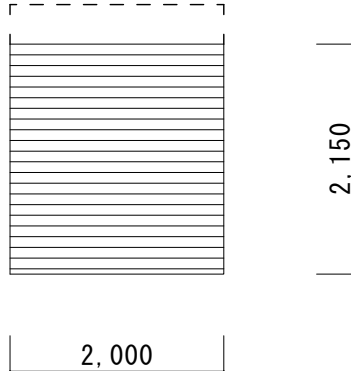
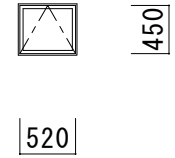
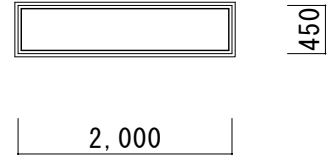
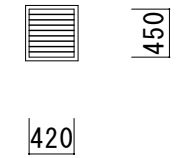
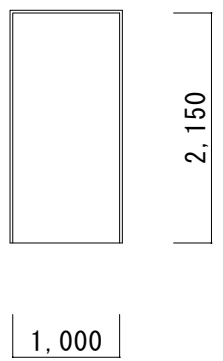


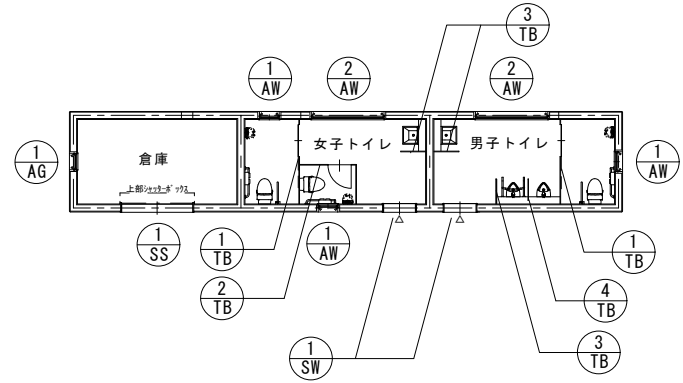
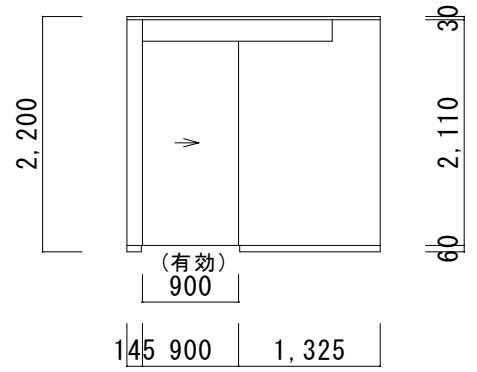
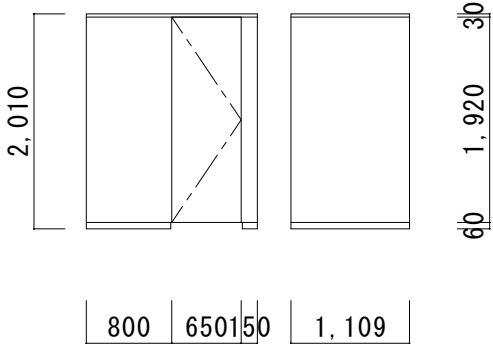
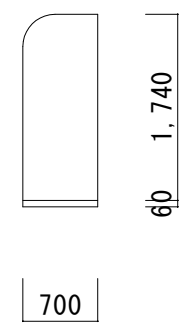
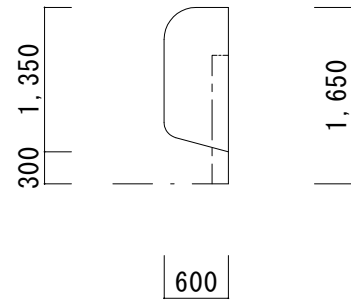
北側立面図 1/100

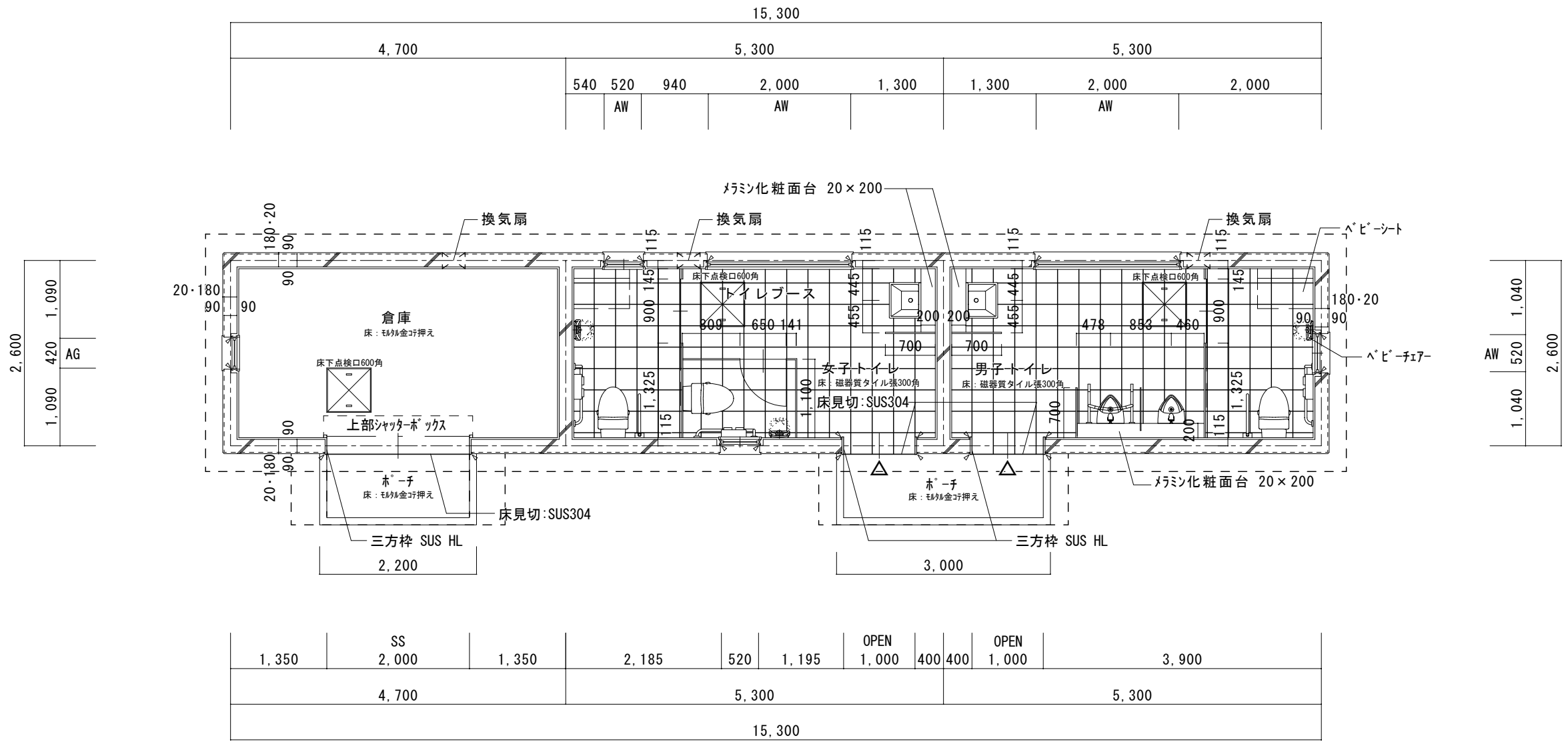
■外部仕様

名称		仕様			
A	屋根	カラーガルバリューム鋼板 縦葺き t=0.4	E	アルミ小庇	L3000、3500/D1000 (アルフィン株式会社 AD1T程度)
B	外壁	コンクリート打放 下地調整の上、防水型複層塗材E 化粧目地入	F		
C	巾木	コンクリート打放 下地調整の上、防水型複層塗材E	G		
D	外部建具	カラーアルミサッシ	◇	ヒートサイン	—



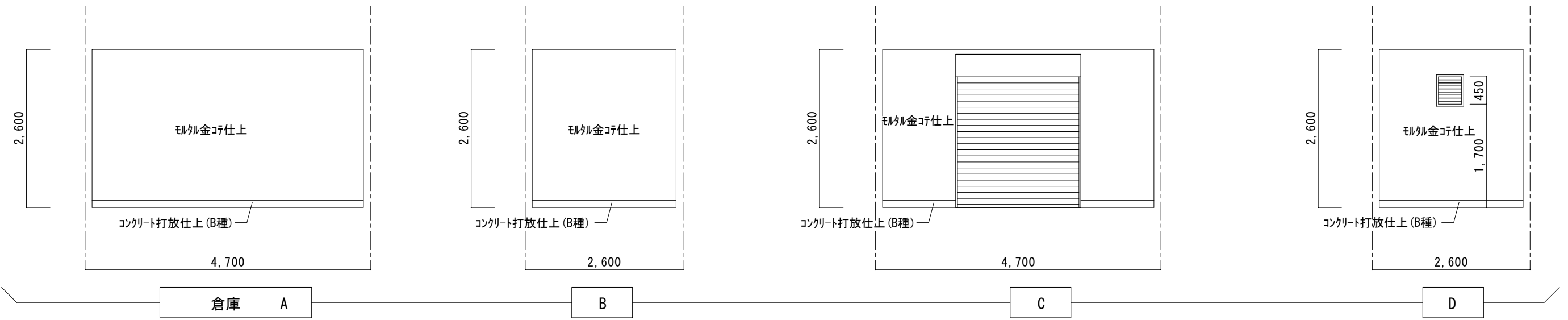
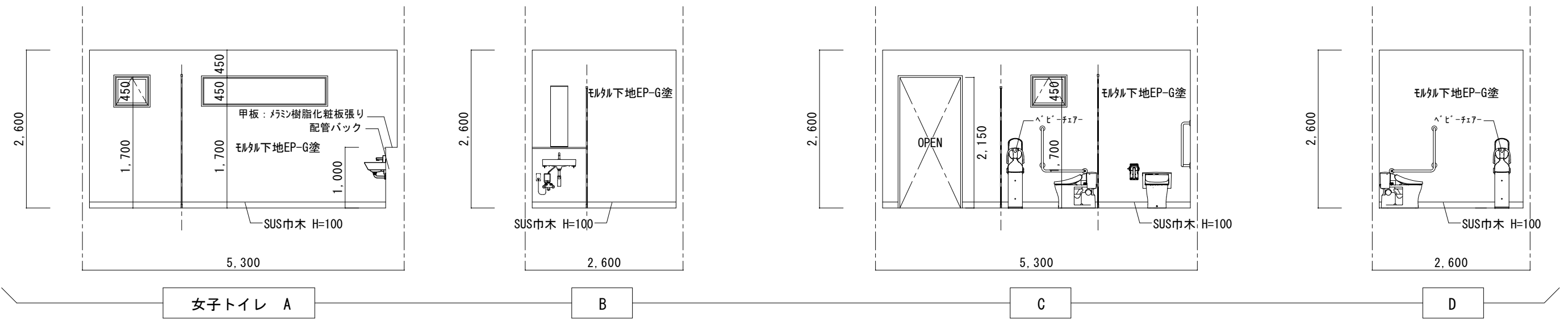
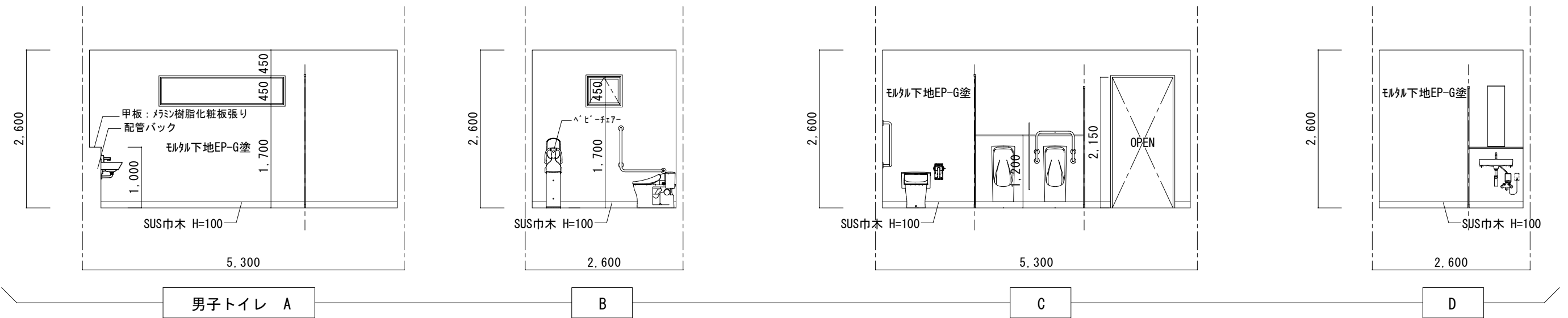
建具番号・名称	① SS 軽量スチールシャッター (手動式)	① AW 突出し窓	② AW FIX窓	① AG ガラリ	① SW 出入口枠
形状					
数量	1ヶ処	3ヶ処	2ヶ処	1ヶ処	2ヶ処
使用ヶ処	倉庫	男子トイレ、女子トイレ	男子トイレ、女子トイレ	倉庫	男子トイレ、女子トイレ
見込	バランス納まり	70	70	70	ステンレス 枠見付 t25 D230
材質・塗装	内部付け納まり	アルミカラー B-2種	アルミカラー B-2種	アルミカラー B-2種	-
硝子	スラット形式 板厚 0.8mm	型板強化ガラス t=4.0	型板強化ガラス t=4.0	-	-
金物	座板、角形ケース(カー鋼板)、ガイドレール、手掛け、ロック錠 附属金物一式	アルミ水切、内部4方アルミ額縁 附属金物一式	アルミ水切、内部4方アルミ額縁 附属金物一式	ガラリ内部SUS304防虫ネット張、アルミ水切、附属金物一式	PL t1.2加工 ヘアライン仕上 SUS製沓摺W40 附属金物一式

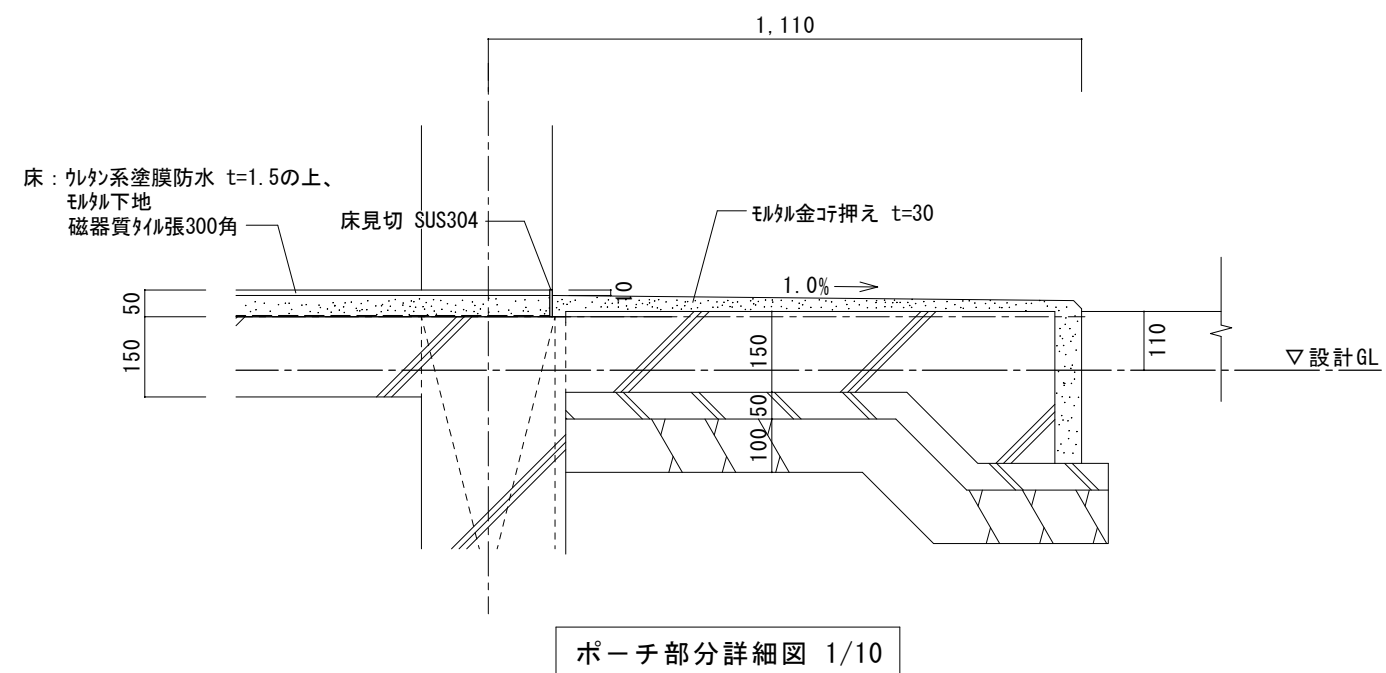
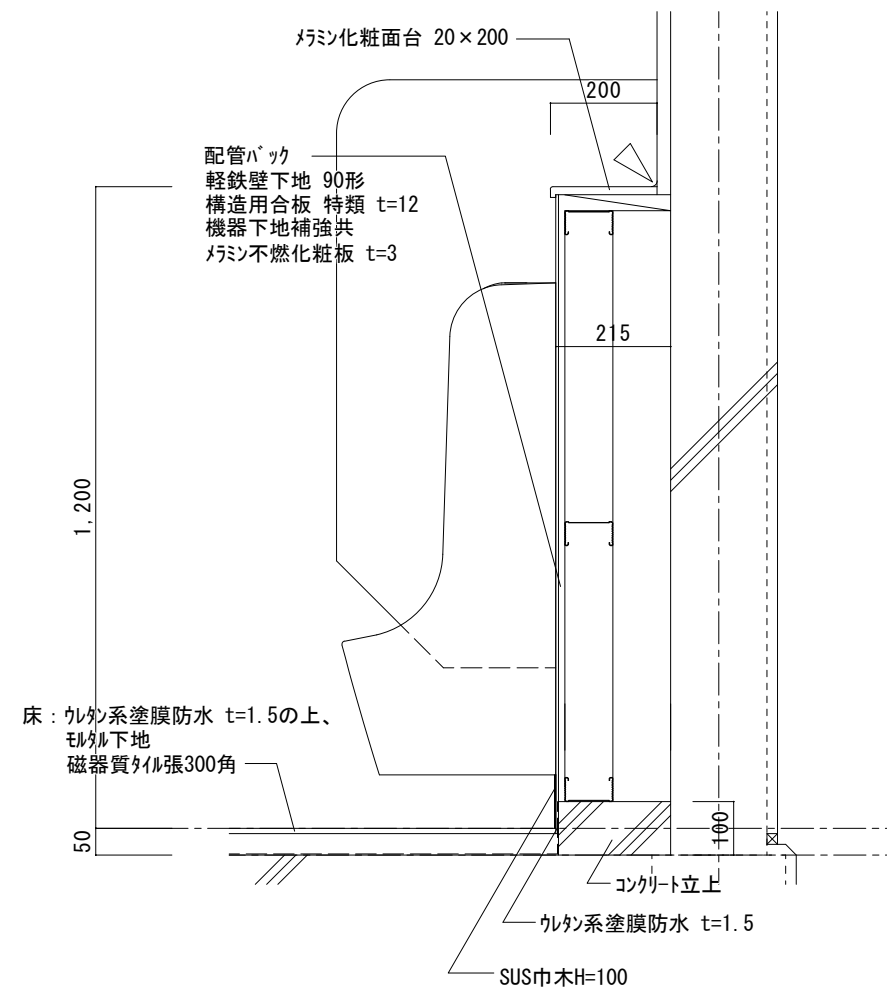
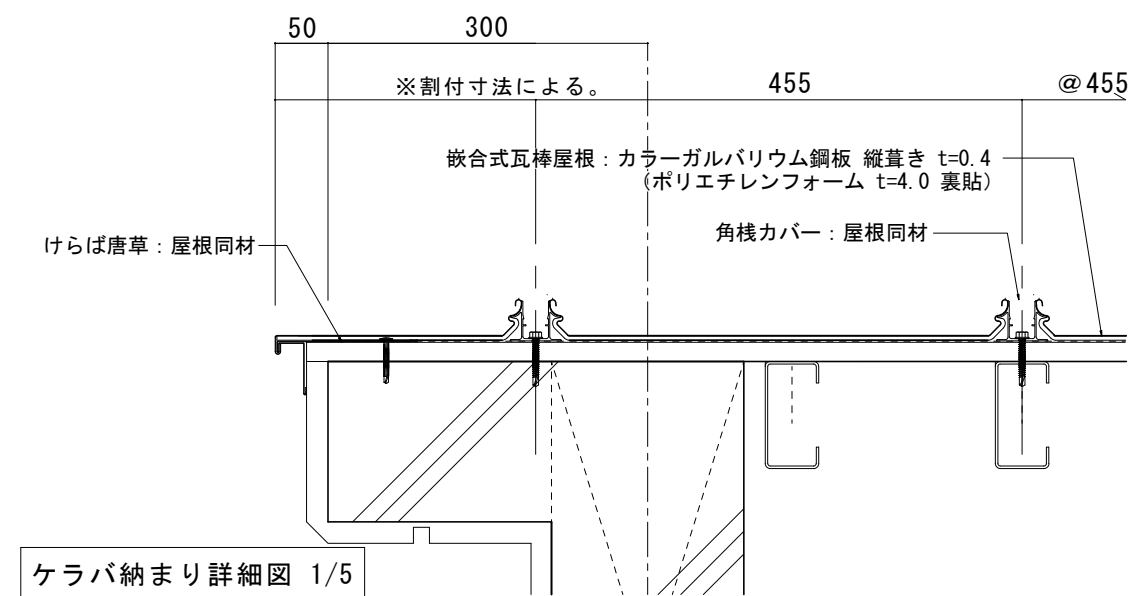
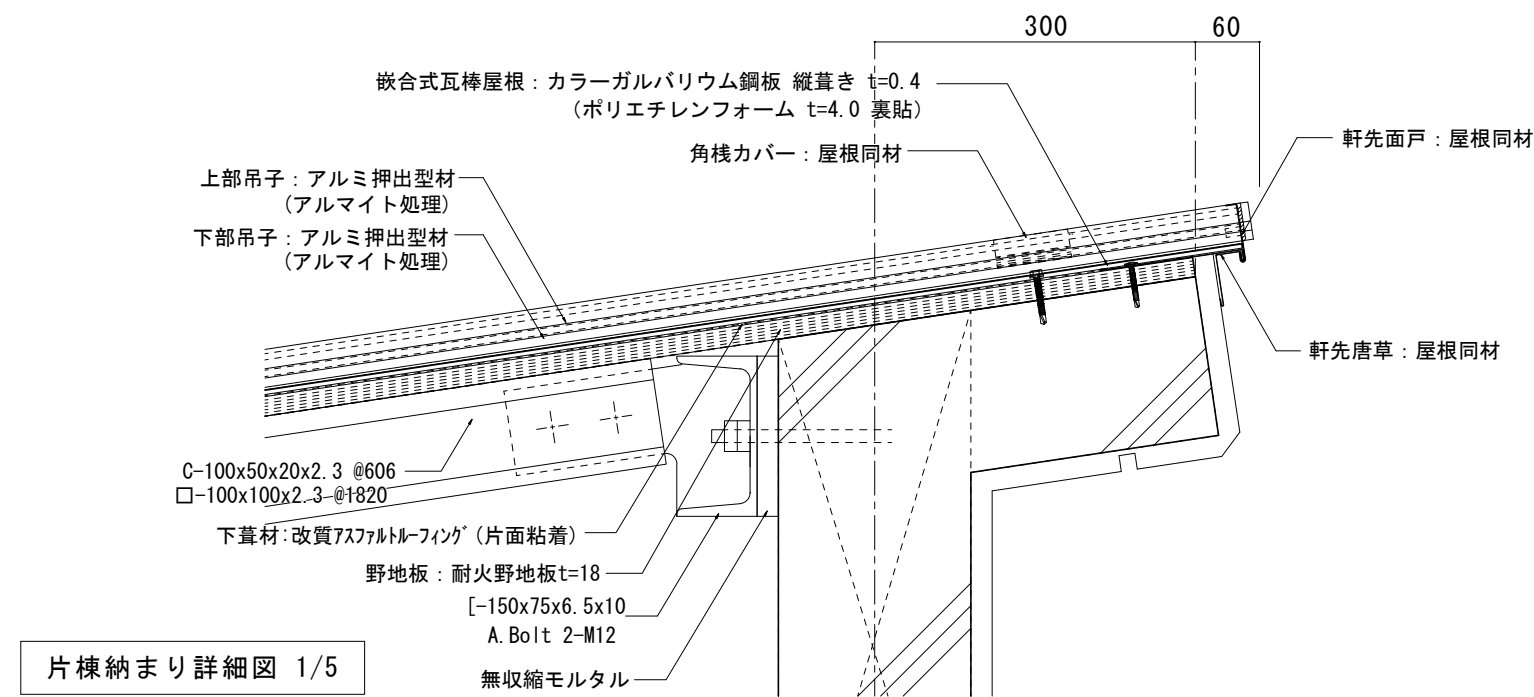
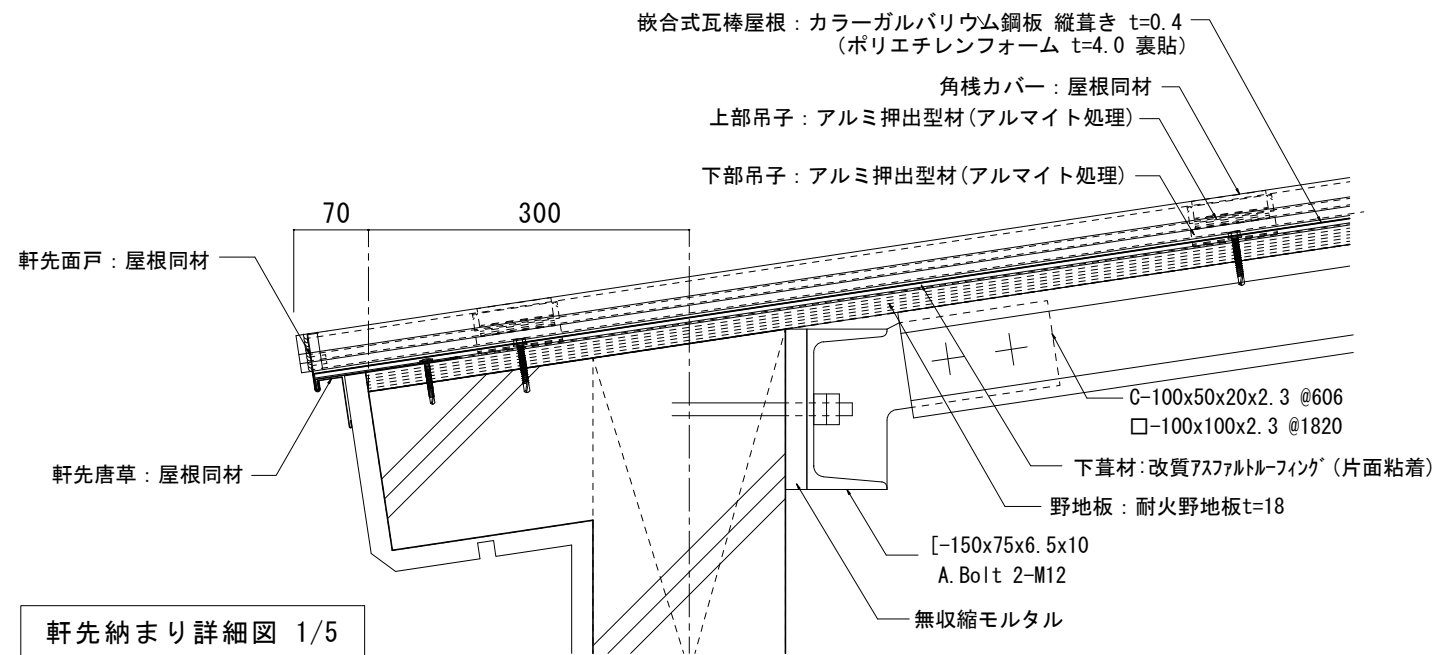
建具番号・名称	① TB トイレブース	② TB トイレブース	③ TB トイレブース 隔て板	④ TB トイレブース 隔て板	 <p>建具配置図 1/150</p>
形状					
数量	2ヶ処	1ヶ処	3ヶ処	1ヶ処	
使用ヶ処	男子トイレ、女子トイレ	女子トイレ	男子トイレ、女子トイレ	男子トイレ	
見込	t=18 引戸t=13	t=18 合わせ 開き扉t=13	t=18	t=18	
材質・塗装	表面:フェノール樹脂板	表面:フェノール樹脂板	表面:フェノール樹脂板	表面:フェノール樹脂板	
硝子	-	-	-	-	
金物	アルミ方立掛錠、表示器付きラッチ錠 戸当り帽子掛け、L型ストライク、ハンドル、ガイドローラー、クリアハンバー、つまみ 丁番、SUS製笠木:30*30HL、SUS製幅木:H=60HL、附属金物一式	-	SUS製幅木:H=60HL 附属金物一式	附属金物一式	



平面詳細図 1/50

※ 床点検口は床タイル貼り仕上とする。





鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)

4-4 補助筋

腰筋	D < 600 不要
	600 ≤ D < 900 2-D10 (1段)
	900 ≤ D < 1200 4-D10 (2段)
巾止筋	1200 ≤ D D10 @300以内
受筋	D10 @1000 以内で刺り付ける。
受筋	D10 @1000 以内で刺り付ける。

4-5 小梁及び片持梁

a) 小梁継手

定着

4-6 基礎梁及び基礎小梁

a) 基礎梁の継手及び定着

b) 基礎小梁の継手及び定着

4-7 梁の貫通補筋

1. 補筋筋は原則として工場製品(認定品)を使用する。
2. 認定品を使用しない場合は下図によるが、補筋筋は設計者の指示による。

5-1 鉄筋の折り曲げ及び定着

5-2 継手

標準継手位置	
上端筋	短辺方向 B D
長辺方向	A B
下端筋	短辺・長辺方向 A C D

5-3 片持ちスラブ

5-4 補強筋

6-1 定着及び継手

6-2 壁配筋

6-3 補強筋

6-2 開口部

6-3 交差部

6-4 端部

6-5 スリット

6-1 定着及び継手

6-2 壁

6-3 基礎

7-4 基礎と基礎梁

8-1 階段

8-2 土間コンクリート

8-3 打増し補強

7-1 独立基礎

7-2 杭基礎

7-3 べた基礎継手及び定着

7-4 基礎と基礎梁

8-1 階段

8-2 土間コンクリート

8-3 打増し補強

8-4 増築予定

8-1 階段

8-2 土間コンクリート

8-3 打増し補強

8-4 増築予定

鉄筋コンクリート壁式構造配筋標準図

1-1 基本事項
1-2 その他

- §1 一般事項
- 1) 本標準図に記載なき事項は、鉄筋コンクリート構造配筋標準図による。
 - 2) 耐久性上有効な仕上げのない壁（屋内外）及び土に接する壁は10以上増打ちする。
 - 3) 特記なき限り粗骨材は最大径20^{mm}とする。

2-1 標準配筋リスト

§2 壁の標準配筋

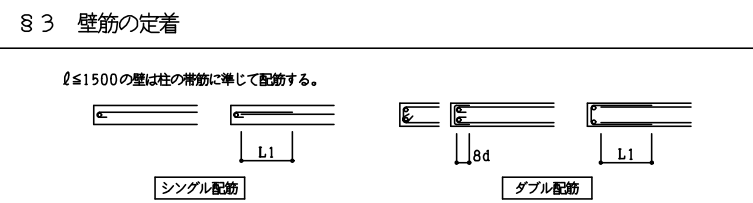
符号	厚さ	縦筋、横筋	開口補強筋	
			縦筋	斜め筋
W12	120	D10-φ200(S)	1-D13	1-D10(1-D10)
W15	150	D10-φ200(S)	② 2-D13(1-D13)	1-D13(1-D10)
W A		D10-φ200(D)	2-D13(2-D13)	2-D13(1-D13)
W B		D10-φ200(D)	2-D16(2-D13)	2-D13(1-D13)
W C		D10-φ200(D)	③ 2-D19(2-D16)	2-D16(1-D16)

- 1) 特記なき配筋は上表によるが、壁の厚さは86によるか、梁形を設ける事が望ましい。
- 2) ()内は開口部の高さhがh≤1000の場合を示す。
- 3) (S)はシングル配筋、(D)はダブル配筋を示す。
- 4) ダブル配筋の中止筋は、D10-φ1000以内を標準とする。
- 5) 開口部補強の横筋（壁梁主筋）は設計図によるが、特記のない場合は縦筋に準じ、あばら筋は壁筋と同じとする。
- 6) 壁符号は設計図に記載なき場合は下表による。
- 7) 地下室のある場合は設計図による。
- 8) ② 2-D13の代わりに1-D19とすることができる。
③ 2-D19の代わりに2-D16+2-D13とすることができる。
- 9) 斜め筋の配筋が困難な場合は、縦筋横筋に置き換えてもよい。

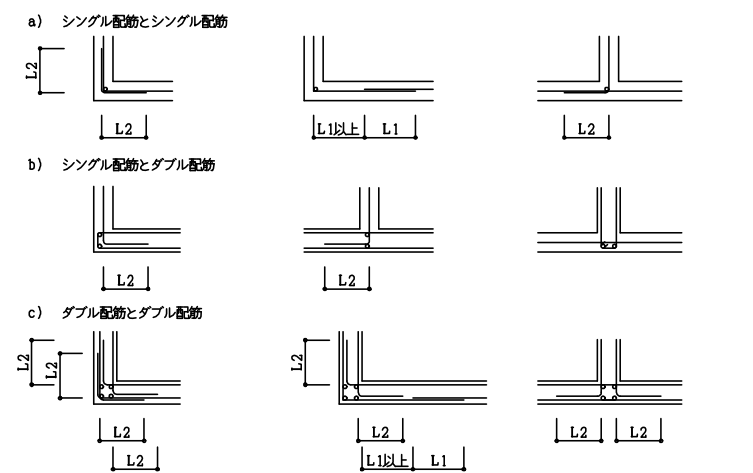
2-2 標準壁配置

5階	W15 (W A)	W15 (W A)	W15 (W A)	W15 (W A)	W12 (W A)
4階	W A	W A	W A	W A	W A
3階	W B	W A	W A	W A	W A
2階	同上	W B	W A	W A	W A
1階	W C	同上	W B	同上	W A

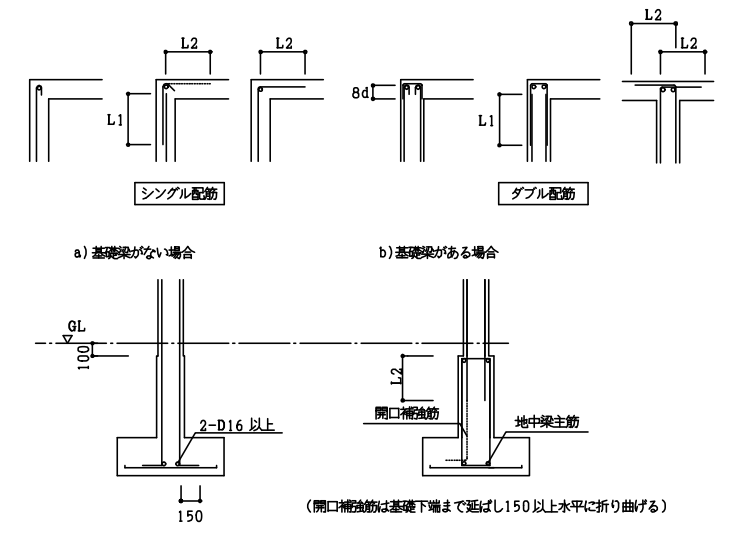
3-1 端部の配筋



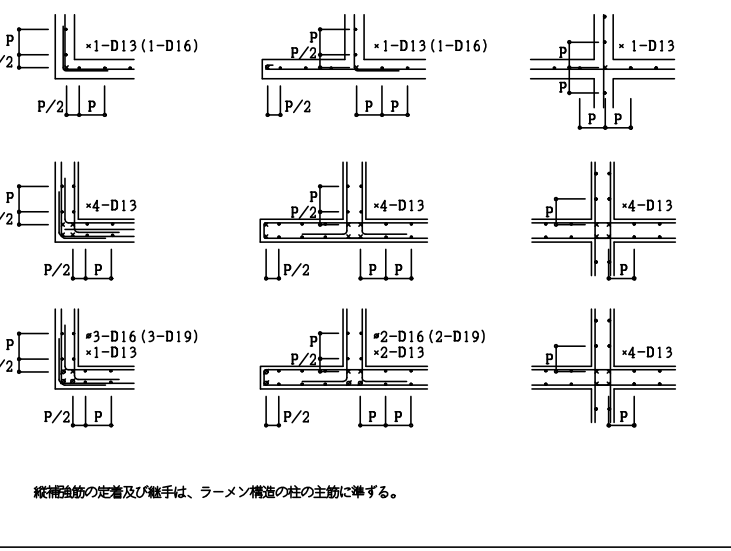
3-2 壁に対する定着



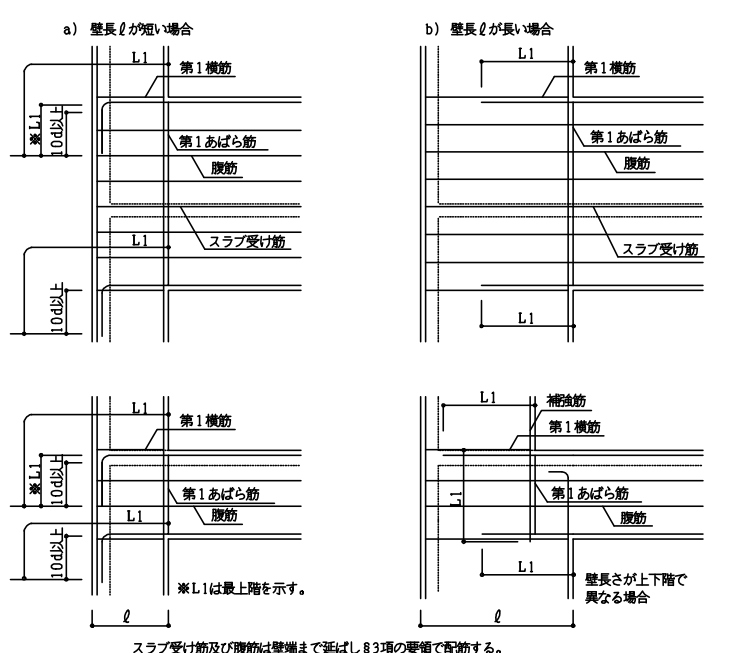
3-3 頂部の定着
3-4 基礎に対する定着



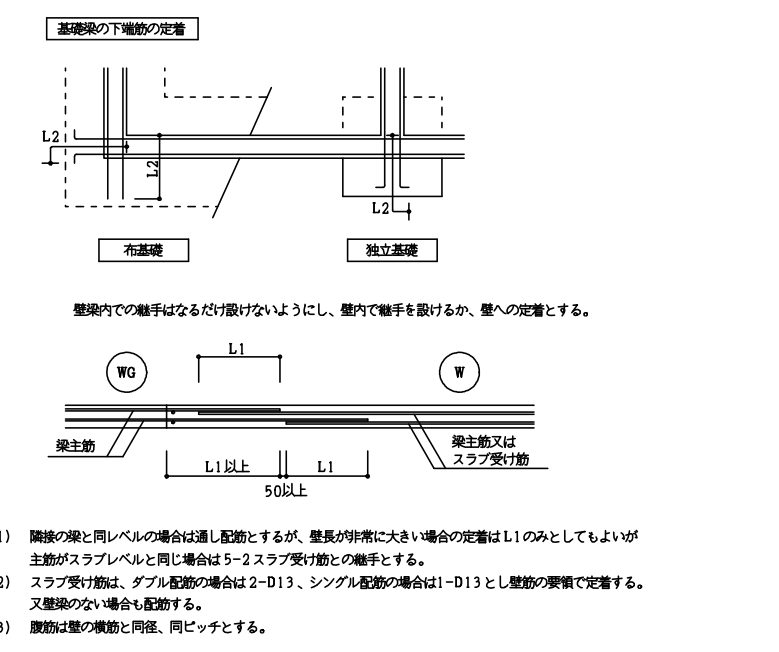
§4 壁交差部の縦補強筋と縦筋のピッチ(P)



§5 壁梁の配筋



5-2 継手
5-3 その他



§6 壁厚及び壁梁の配筋詳細

6-1 配筋タイプ

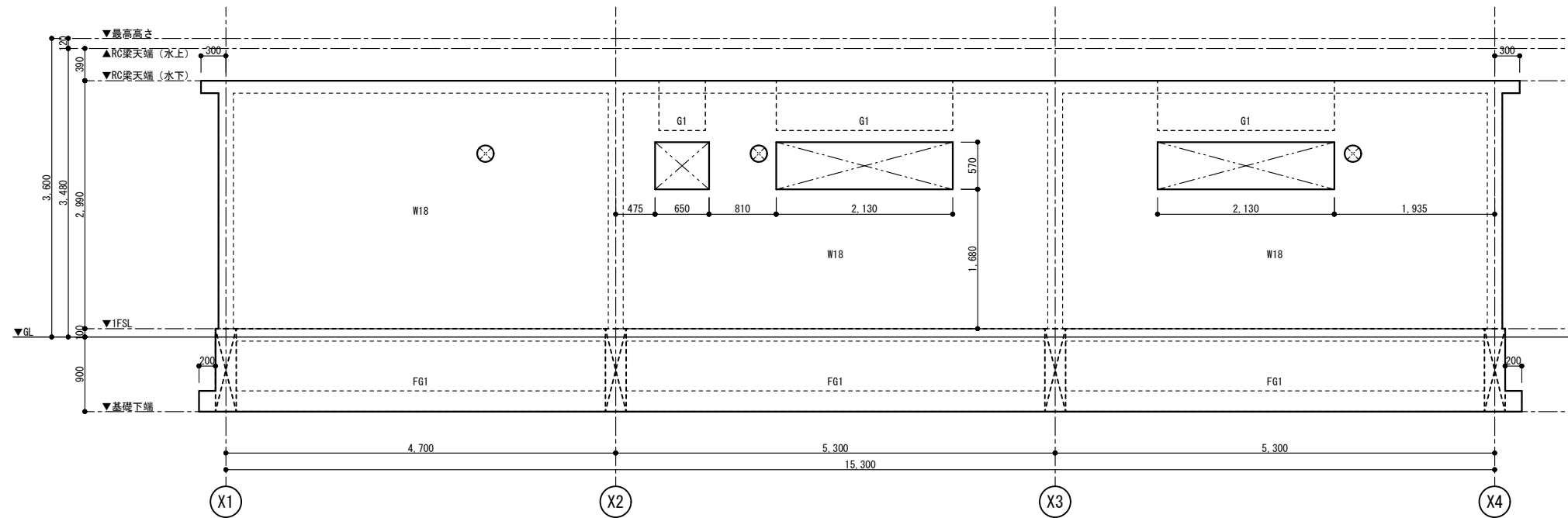
6-1 タイプ別壁厚表

壁曲げ補強筋		配筋タイプ別による壁厚表(mm)						
		タイプA			タイプB			
斜め筋	梁主筋	D13	D16	D19	D13	D16	D19	
D13	D10	190	195	205	185	190	195	
D16	D13	195	205	215	190	200	205	
D19	D16	200	210	220	200	210	210	

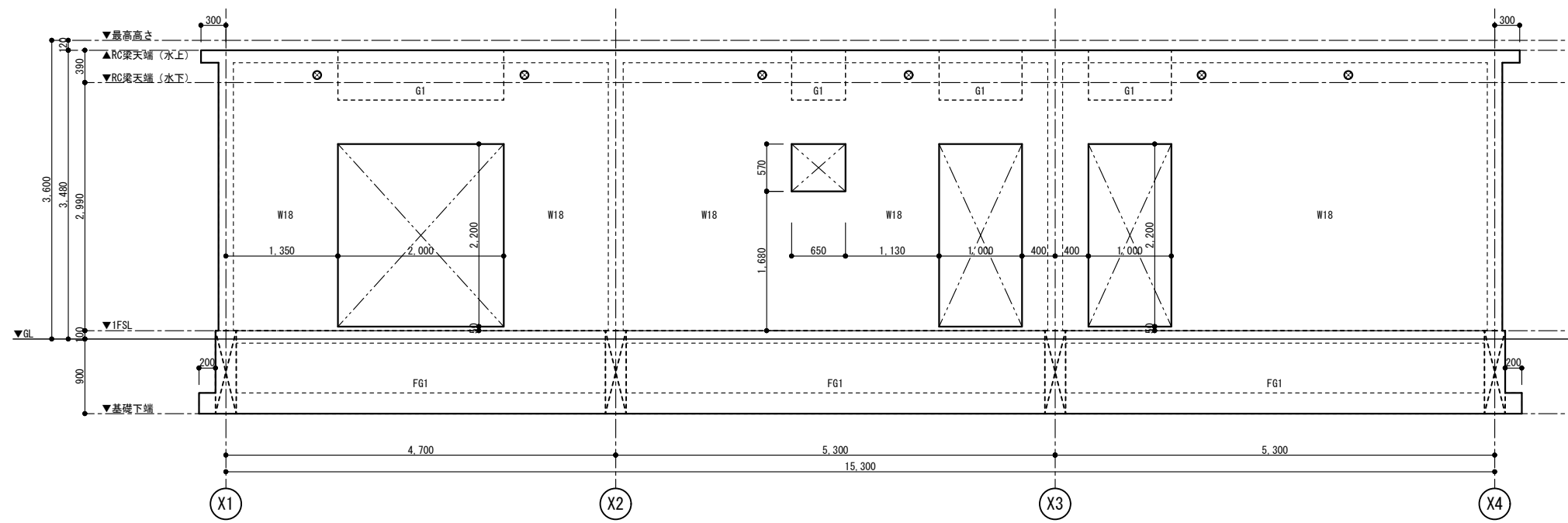
6-1 タイプ別壁厚表

- 1) かぶり厚さを40^{mm}とした場合をしめす
※ 最小かぶり厚さを30^{mm}とした場合、壁厚は上表より-20^{mm}とする。
- 2) 主筋のあきは1.5dかつ25^{mm}以上とし、斜め筋が配筋できる寸法とする。
- 3) 主筋と帯筋及びあばら筋の寸法関係は下表による。

壁縦補強筋	壁梁主筋		
	D1	P1	
D13	20	D2	P2
D16	22	D13	26
D19	23	D16	26
		D19	26



Y2通り軸組図 S=1/50



Y1通り軸組図 S=1/50

構造設計者：一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第1571号 株式会社石村設計事務所
 一級建築士 第113182号 構造設計一級建築士 第4136号 石村光由

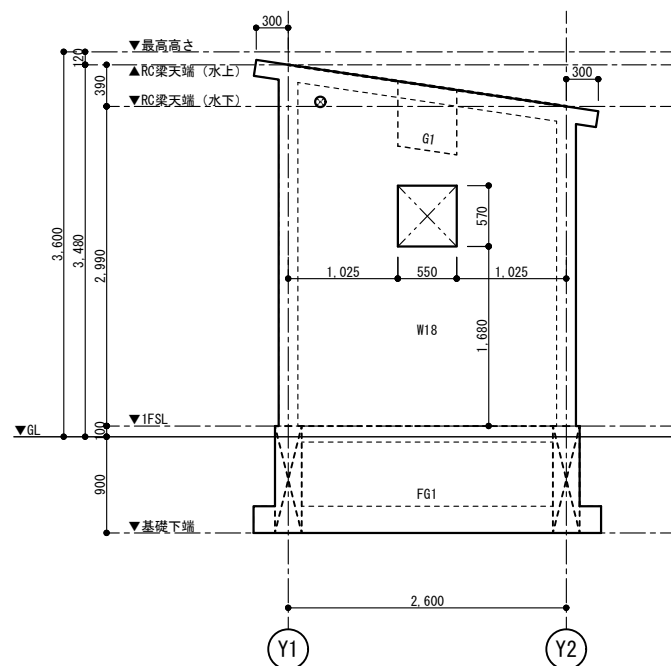
鳴門市都市建設部まちづくり課

衛生センターグラウンド観客席及び
 トイレ等増築工事のうち建築工事

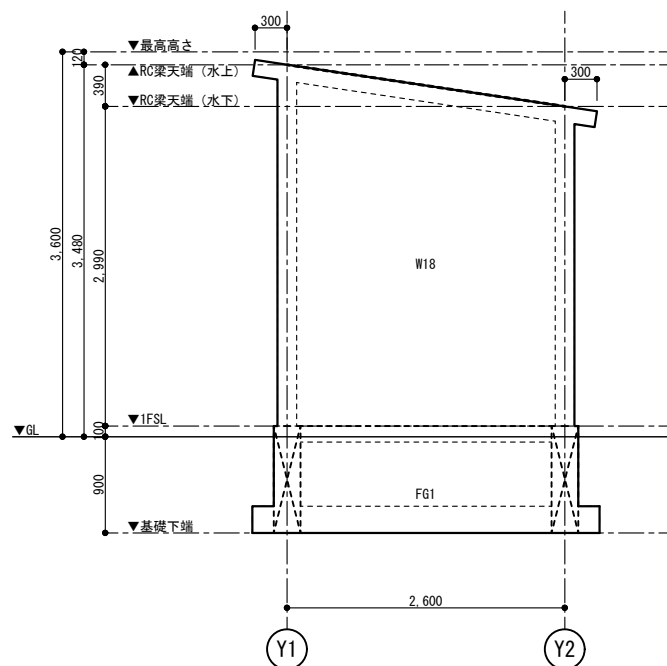
四国建設コンサルタント(株) TEL (088) 683-3393
 徳島市応神町応神産業団地3番地1 FAX (088) 683-3563
 一級建築士登録 第345932号 鴨井 崇

[トイレ倉庫棟]軸組図 (1)
 (A2) 1:50

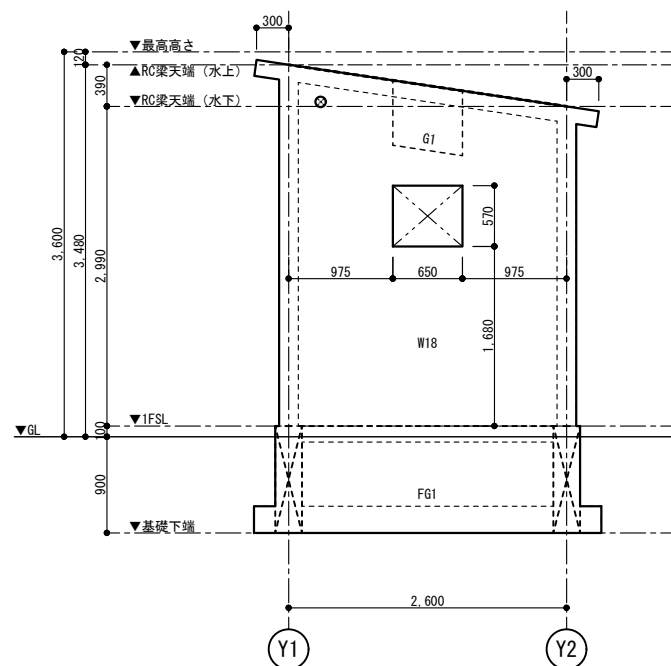
図番 S-07



X1通り軸組図 S=1/50



X2, X3通り軸組図 S=1/50



X4通り軸組図 S=1/50

構造設計者：一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第1571号 株式会社石村設計事務所
一級建築士 第113182号 構造設計一級建築士 第4136号 石村光由

鳴門市都市建設部まちづくり課

衛生センターグラウンド観客席及び
トイレ等増築工事のうち建築工事

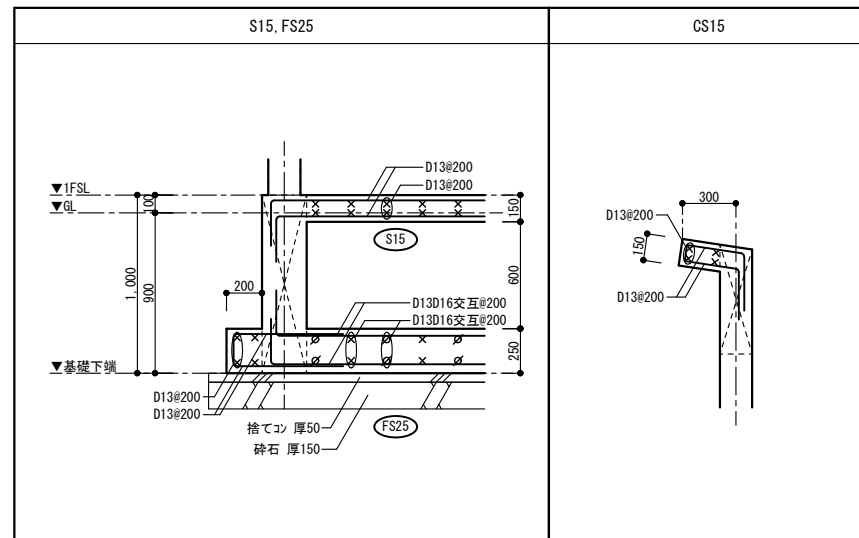


四国建設コンサルタント(株) TEL (088) 683-3393
徳島市応神町応神産業団地3番地1 FAX (088) 683-3563
一級建築士登録 第345932号 鴨井 崇

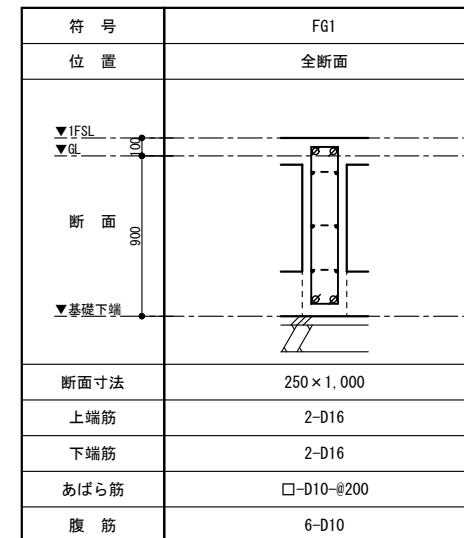
[トイレ倉庫棟]軸組図 (2)
(A2) 1:50

図番 S-08

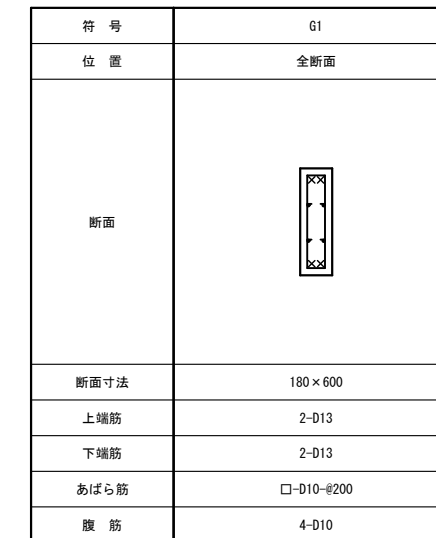
基礎、スラブリスト S=1/30



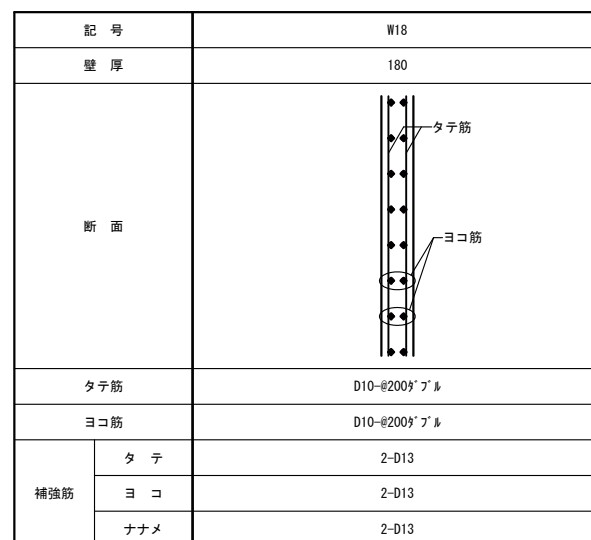
地中梁リスト S=1/30



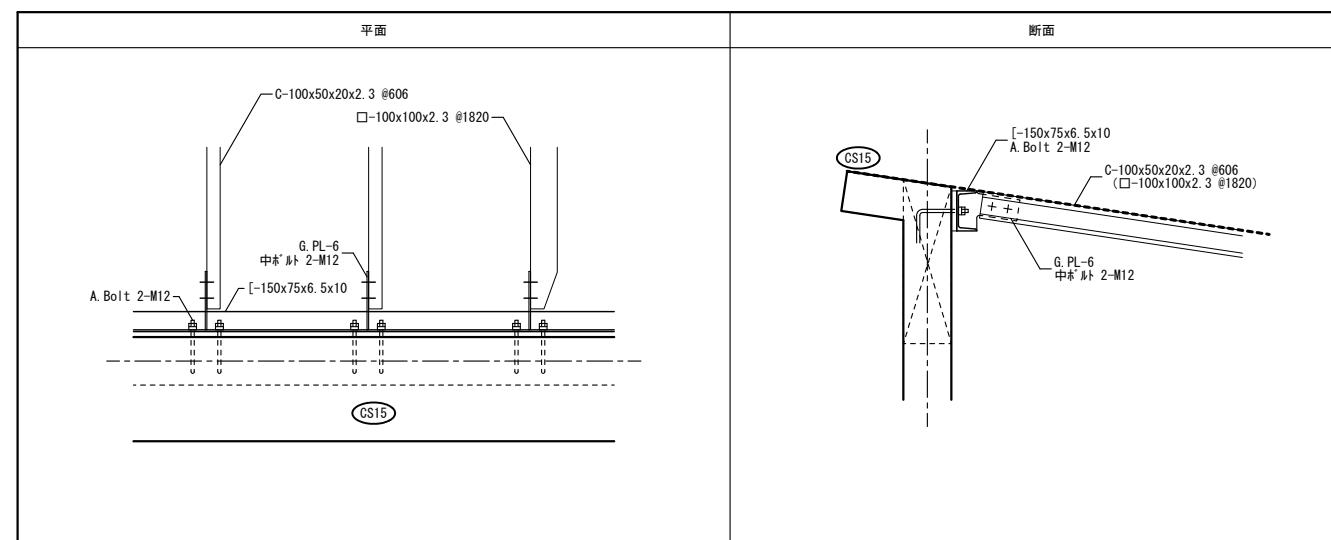
壁梁リスト S=1/30

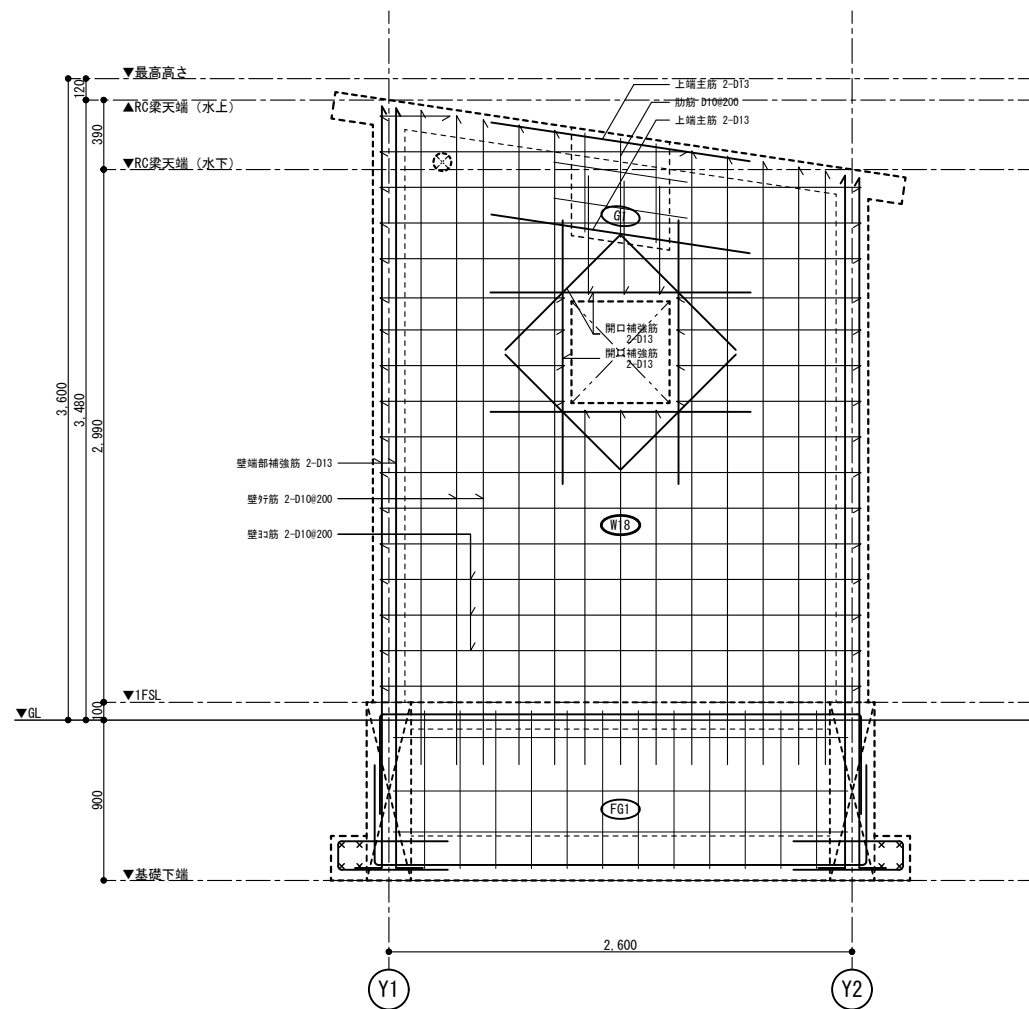


壁リスト S=1/30

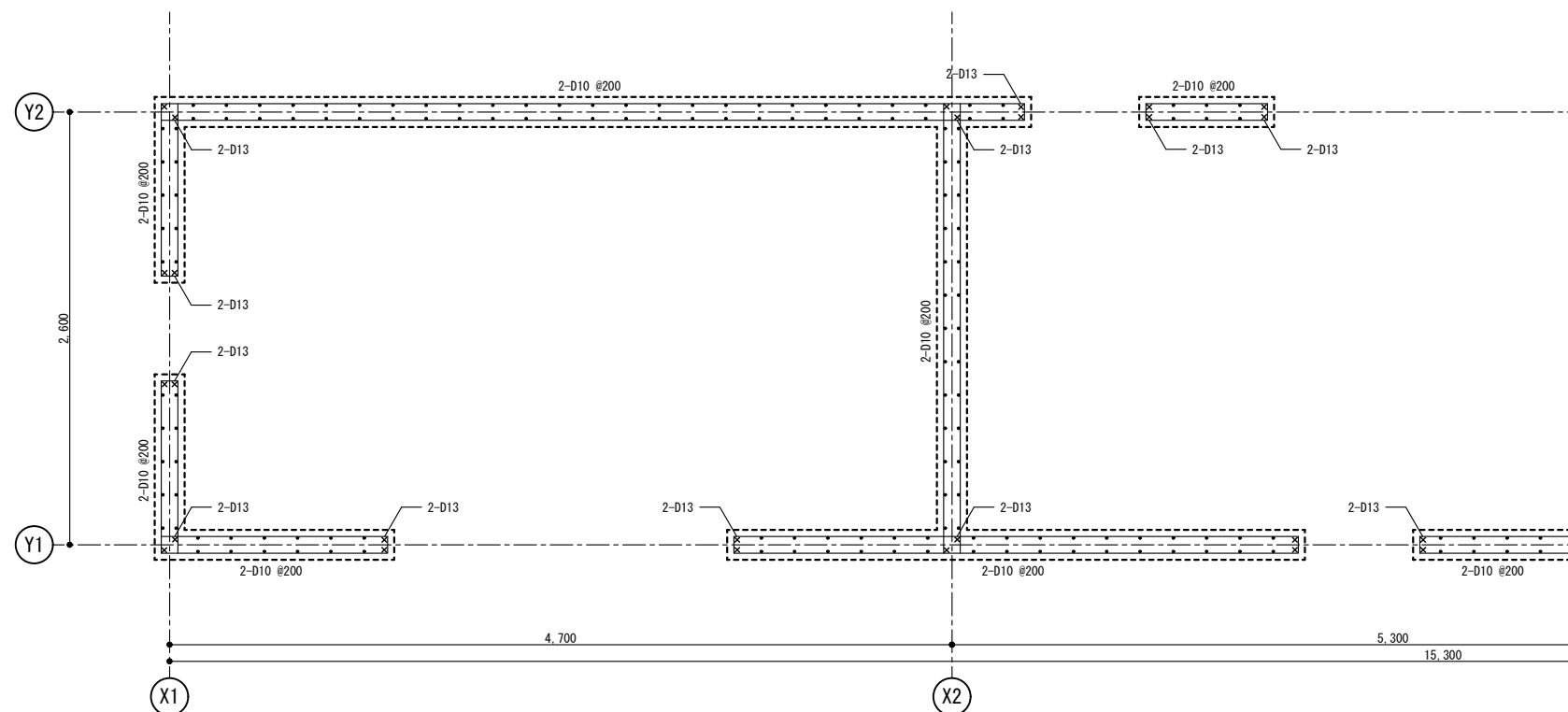


鉄骨屋根詳細 S=1/20





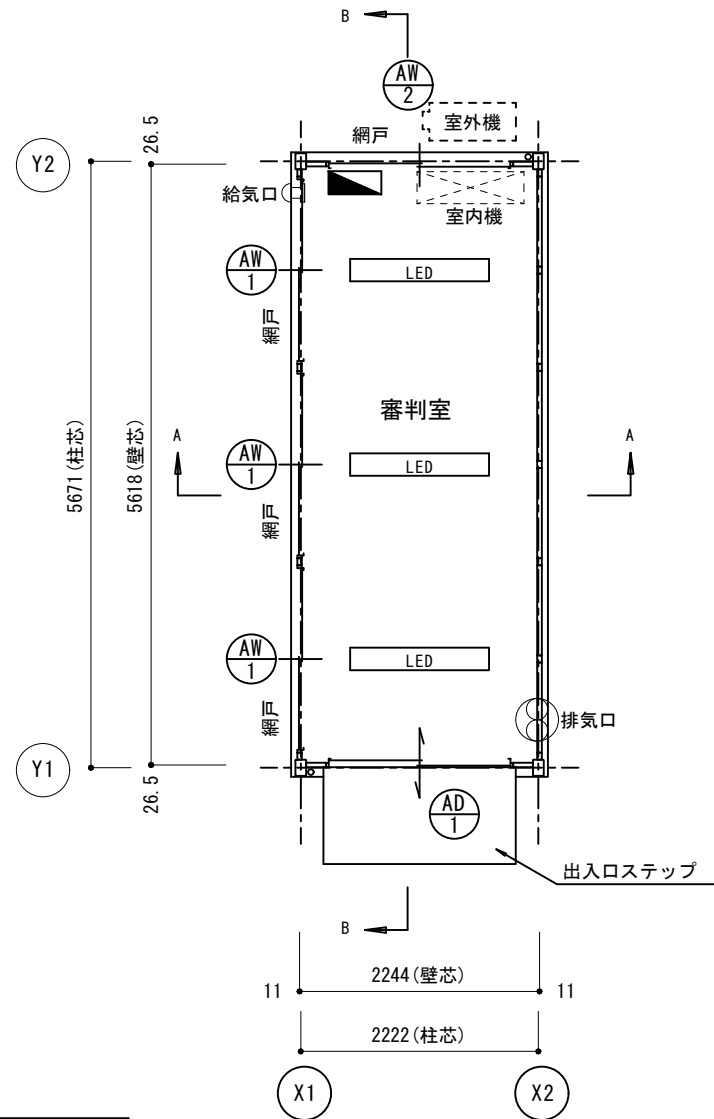
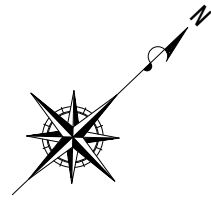
X1通り配筋詳細図 S=1/30



平面配筋詳細図 S=1/30

構造設計者：一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第1571号 株式会社石村設計事務所
一級建築士 第113182号 構造設計一級建築士 第4136号 石村光由





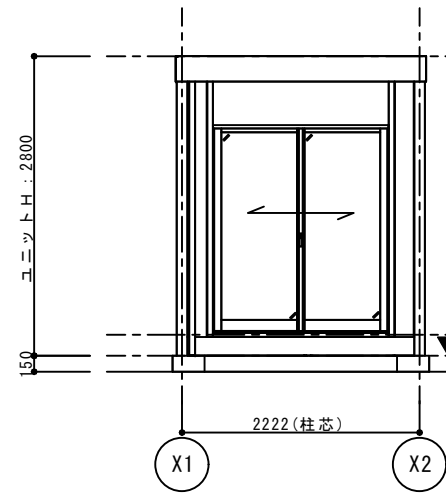
平面図 1/50

【建物面積】

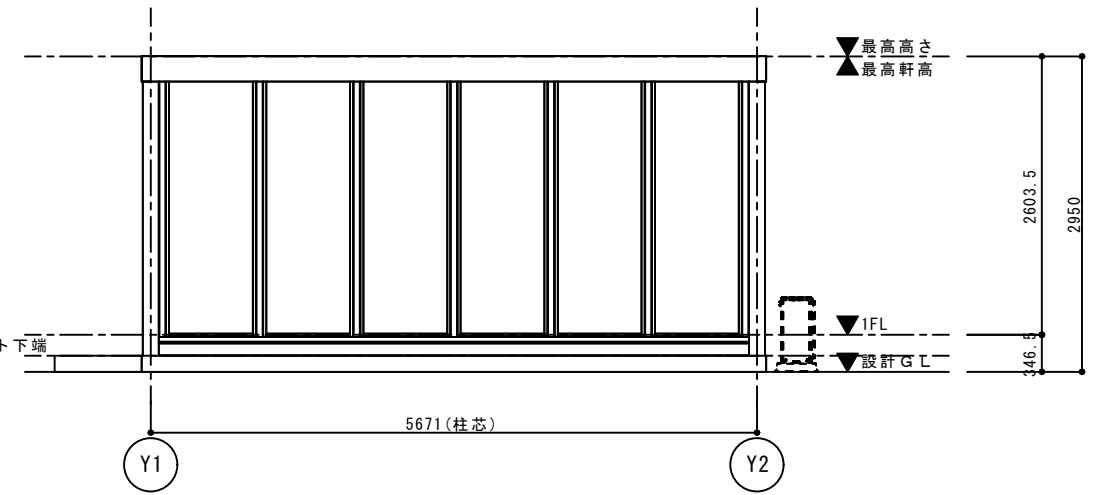
建築面積	12.60 m ²
1階床面積	12.60 m ²
延べ床面積	12.60 m ²

【建具表】

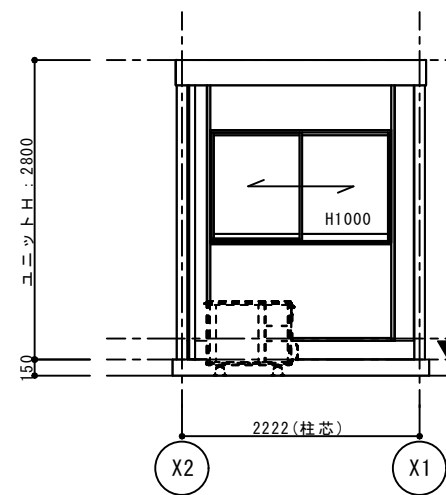
AW 1	引違窓 (H1300) S	AW 2	引違窓 (H1000) S	AD 1	引戸 (ビル用) S
材質: アルミ	材質: アルミ	材質: アルミ			
ガラス: 透明ガラス t=5.0	ガラス: 透明ガラス t=5.0	ガラス: 透明ガラス t=5.0			
金物: クレセント錠	金物: クレセント錠	金物: 引違戸錠			
備考: 網戸	備考: 網戸	備考: (内)サムライダ-/(外)シリンダ-			



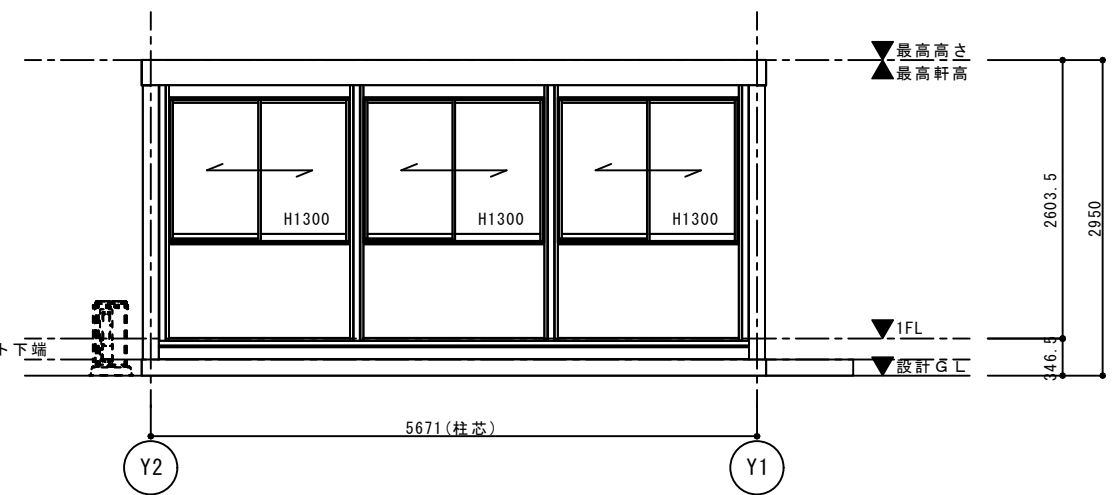
東側立面図 1/50



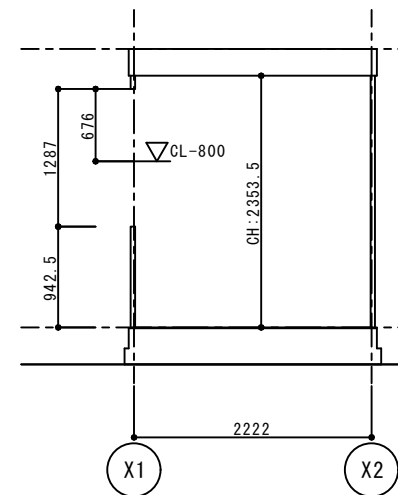
北側立面図 1/50



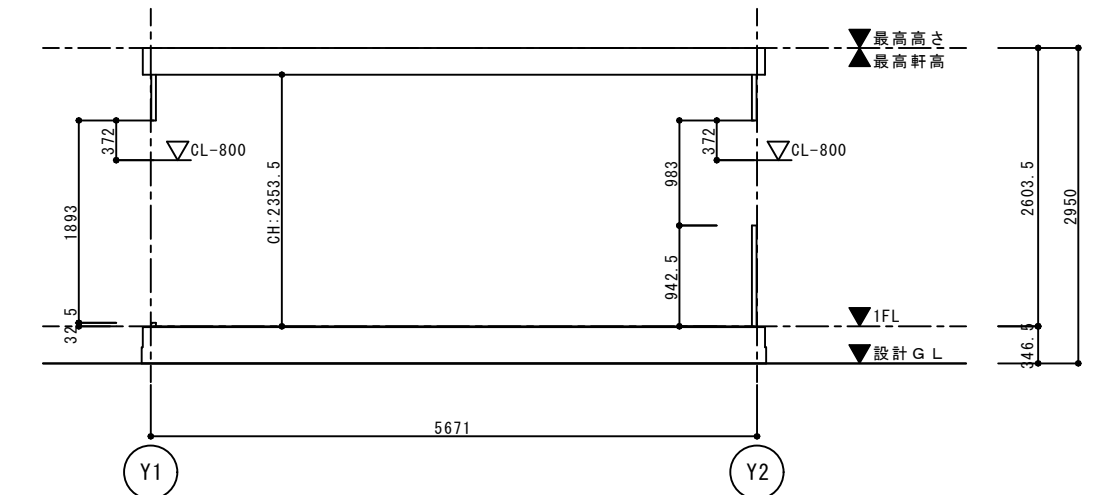
西側立面図 1/50



南側立面図 1/50



A-A断面図 1/50



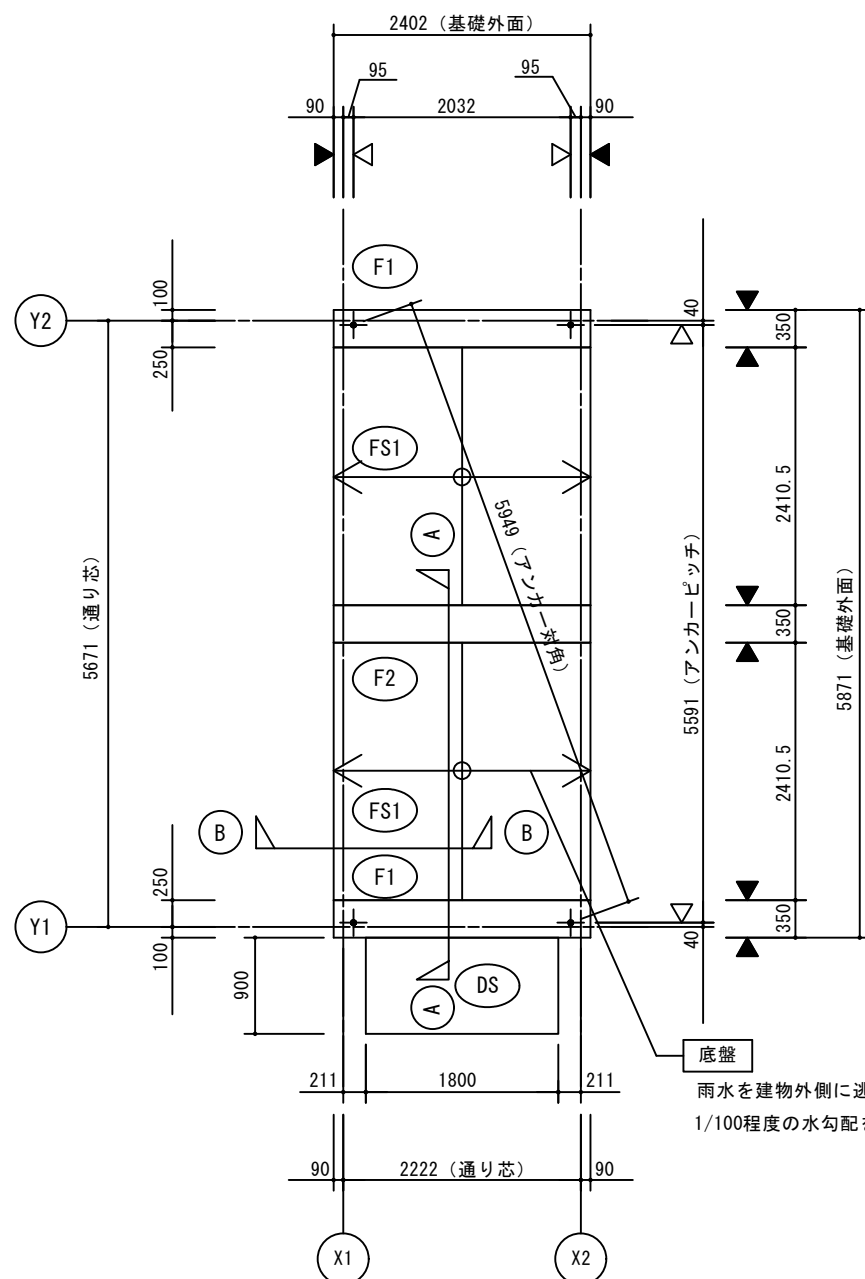
B-B断面図 1/50

工事区分 (●ユニットハウスメーカー側で対応、○管工事)

- 照明器具 ●電灯分電盤 ●コンセント ●スイッチ類 ●前述までの配線・配管(電灯分電盤から1次側は除く)
- ルームエアコン ○換気扇

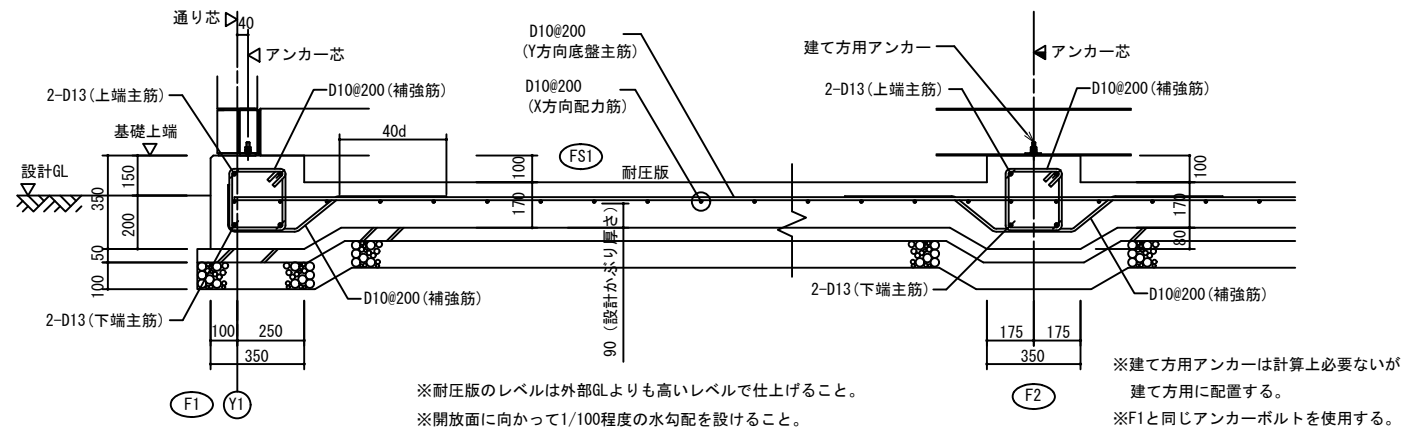
※監督員及び建築工事の受注者との調整を行うこと





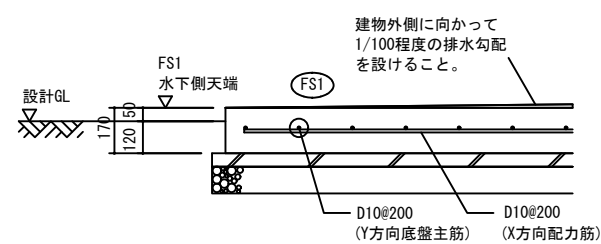
基礎伏図 1/50

- 特記なき限り下記による。
1. 基礎天端は設計GL+150とする。
 2. 基礎下端は設計GL-200とする。
 3. \oplus はアンカーボルトを示す。
 4. 特記なき ∇ はアンカーボルト芯を示す。
 5. 特記なき \blacktriangledown は基礎面を示す。

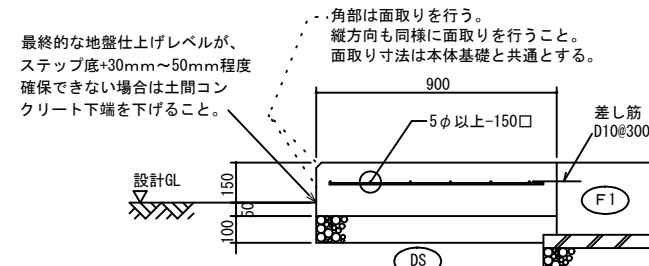


A-A断面図 1/20

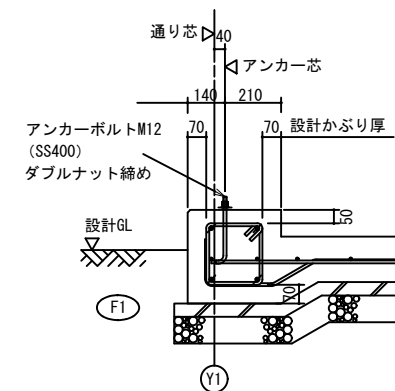
- 特記なき限り下記による。
1. \bullet は、鉄筋 D10 を示す。
 2. \blacktriangledown は、鉄筋 D13 を示す。
 3. \blacktriangledown は、鉄筋 D16 を示す。



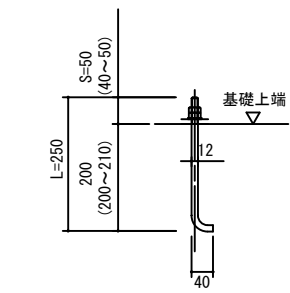
B-B断面図 1/20



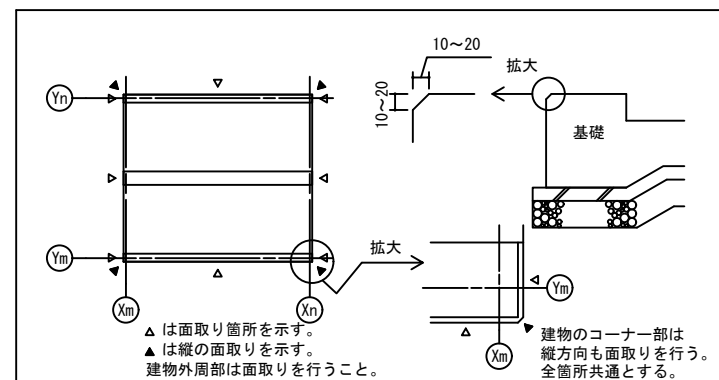
ステップ用土間コンクリート詳細図 1/20



アンカー位置図 1/20



アンカーボルト詳細図 1/10



長期許容支持力 $q_a = 20 \text{ kN/m}^2$

使用材料

1) コンクリート

設計基準強度 $F_c = 18 \text{ (N/mm}^2\text{)}$

品質基準強度 $F_q = 18 \text{ (N/mm}^2\text{)}$

調合管理強度 $F_m = 18 + mSn \text{ (N/mm}^2\text{)}$

※調合管理強度は品質基準強度に構造体強度補正値 (mSn) を加えた値とする。

・普通セメントの構造体強度補正値 (mSn)

平均気温	$8 \leq \theta$	$0 \leq \theta < 8$
mSn	+3	+6

※暑期中間におけるmSnは+6とする。

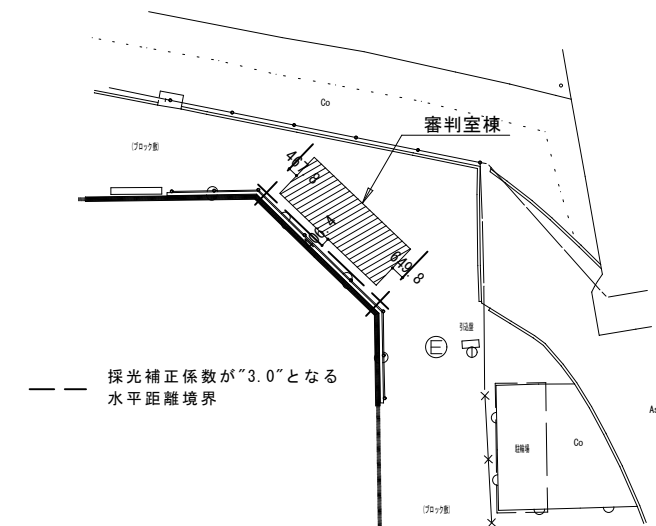
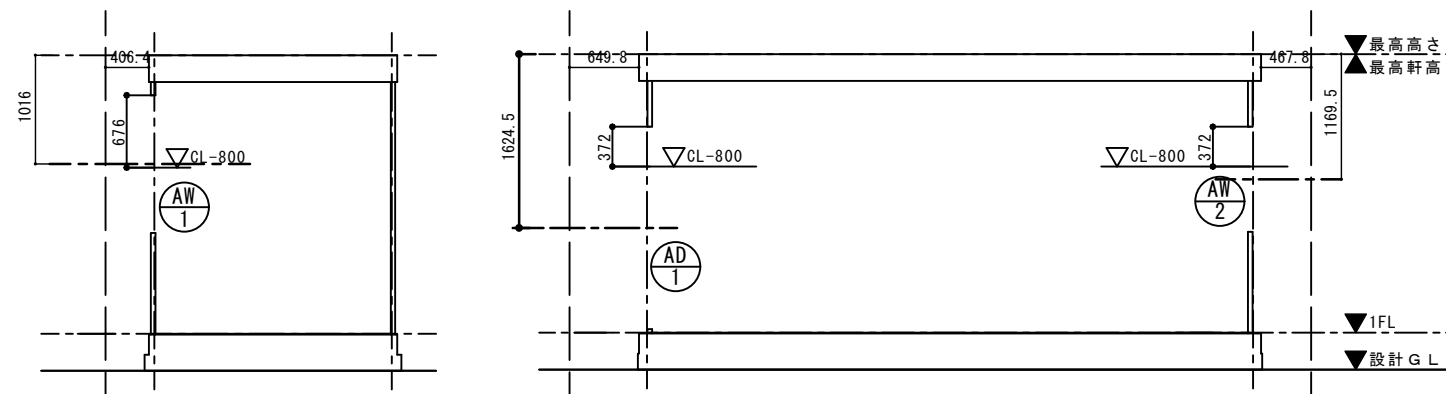
2) 鉄筋 SD295

■ 外部仕様		
名称	仕様	色
屋根	仕上:ガルバリウム鋼板葺き t=0.5	(不燃NM-8697) シルバ-N5.5
	断熱材:フェノールフォーム t=20	-
雨樋	軒樋:鋼板t=1.6+塗装	ブルー 9.1B2.8/1.6
	縦樋:カー塩ビ管	ブルー 9.1B2.8/1.6
外壁(複合パネル)	外部仕上:カー鋼板t=0.5	(不燃NM-8697) ブルー 9.1B2.8/1.6
	断熱材:フェノールフォームt=40	
	内部仕上:カー鋼板t=0.5	(不燃NM-8697) オフホワイト 5Y9/0.5
板金金物	パネル:鋼板t=1.2+塗装 土台パネル:鋼板t=1.2+塗装	ブルー 9.1B2.8/1.6
塗装	鉄部見え掛かり:錆止め 一液型エポキシ樹脂下塗り塗装	
外部建具	アルミサッシ	シルバー

■ 内部仕様								
階数	室名	床			外周壁		天井	
		下地	仕上/寸法/色	品名/品番/メーカー	仕上/寸法/色	下地	仕上/寸法/色	品名/品番/メーカー
1階	審判室棟	硬質木片セメント板t=18 スチレンフォームt=40 捨貼り合板t=5.5	長尺塩ビシート t=2.0 グレー	フロアリウムマープル FL1506 東リ	カー鋼板 t=0.5 オフホワイト	木下地22mm	火山性ガラス質複層板+化粧シート t=6.0	
	備考	<シックハウス対策> ・壁、床、天井、建具仕上げに用いる建築材料はすべてF☆☆☆☆、または規制対象外の材料を使用する。 ・天井裏などへの措置については、天井裏、床裏、壁、収納に用いる建築材料はすべてF☆☆☆☆、または規制対象外の材料を使用する。						

■ 照明器具					
設置場所	名称	メーカー	仕様・品番	数量	色
審判室棟	LED天井埋込照明		パースライト 4000lm 昼白色	3	ホワイト

室名	床面積 (A)	採光面積 (L)		換気面積 (V)		排煙面積 (S)	
		A/20	有効開口面積	A/20	有効開口面積	A/50	有効開口面積
審判室棟	12.60 m ²	0.630	AW1 (補正係数) 3.0 1.662 × 1.287 × 3.0 × 3ヶ所 = 19.2509	0.630	AW1 1.662 × 1.287 × 0.5 × 3ヶ所 = 3.2084	0.252	AW1 1.662 × 0.676 × 0.5 × 3ヶ所 = 1.6852
			AW2 (補正係数) 3.0 1.662 × 0.983 × 3.0 × 1ヶ所 = 4.9012		AW2 1.662 × 0.983 × 0.5 × 1ヶ所 = 0.8168		AW2 1.662 × 0.372 × 0.5 × 1ヶ所 = 0.3091
			AD1 (補正係数) 3.0 1.62 × 1.893 × 3.0 × 1ヶ所 = 9.1999		AD1 1.62 × 1.893 × 0.5 × 1ヶ所 = 1.5333		AD1 1.62 × 0.372 × 0.5 × 1ヶ所 = 0.3013
			判定 33.352 m ² -OK		判定 5.558 m ² -OK		判定 2.295 m ² -OK



設計概要書(参考)

鉄骨工事	<p>一般構造用鋼材</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SS400 [鋼板・平鋼・形鋼] ● STK400 ○ STKR400 ○ STK490 [炭素鋼鋼管] ○ STKR490 [角形鋼管] ○ SSC400 [軽量形鋼] ○ その他 () <p>建築構造用鋼材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SN400A ○ SN400B ○ SN400C ○ SN490A ○ SN490B ● SN490C 	<p>溶接構造用鋼材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SM490A ○ その他 () 	<p>鉄骨工事</p> <p>溶接</p> <p>隅肉溶接の開先標準</p> <p>隅肉溶接の開先標準 (単位: mm)</p> <table border="1"> <tr> <td>t</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>12</td><td>16</td><td>19</td><td>22</td> </tr> <tr> <td>S</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>12</td><td>11</td><td>13</td> </tr> </table>	t	4	5	6	7	8	9	10	12	16	19	22	S	3	4	5	5	6	7	8	9	12	11	13	<p>膜工事</p> <p>膜材料</p> <p>国土交通省告示第666号第2項第2の表の(二)に適合する膜材料:</p> <table border="1"> <tr> <td>クリーンマックス220 (CMX220)</td> <td>認定番号 MEM-9023</td> </tr> <tr> <td>酸化チタン光触媒コーティング</td> <td>不燃認定 NM-3032-1</td> </tr> </table> <p>※膜材料は令和5年発行「膜構造の建築物・膜材料等の技術標準」に記載する「膜材料等品質標準」に適合するものであること。 ※一般社団法人日本膜構造協会第1種正会員であること。 ※一般社団法人日本膜構造協会の膜体加工工場登録制度により、膜体加工工場登録簿に記載された工場(B、C種テント倉庫用膜材料を加工する工場)で加工すること。 ※膜体加工は一般社団法人日本膜構造協会の膜体加工工場登録規程に基づく膜構造に係る高度な加工技術及び高度な品質管理能力を有する膜体加工認定工場として認定を受け、同協会の(膜体加工工場認定簿(上級グレード))に記載された工場の品質管理体制で行うこと。 ※膜体加工は令和5年発行「膜構造の建築物・膜材料等の技術標準」に記載する「膜体加工指針(膜材料、テント倉庫用膜材料)」に従うこと。 ※膜材料を製品使用後に引き取り、リサイクルされる仕組みを整えていること。 ※酸化チタン光触媒の効果は、光触媒工業会のPIAJ認証マーク取得商品、または同等以上の性能を有すること。光触媒工業会が定める認証基準 … セルフクリーニング性能: 分解活性指数5mol/L/min以上 空気浄化性能: 窒素酸化物 (Nox) 除去量0.50μmol以上</p>	クリーンマックス220 (CMX220)	認定番号 MEM-9023	酸化チタン光触媒コーティング	不燃認定 NM-3032-1										
	t	4	5	6	7	8	9	10	12	16	19	22																														
	S	3	4	5	5	6	7	8	9	12	11	13																														
クリーンマックス220 (CMX220)	認定番号 MEM-9023																																									
酸化チタン光触媒コーティング	不燃認定 NM-3032-1																																									
<p>高力ボルト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● F10T (S10T) ○ F8T (溶融亜鉛めっき高力ボルト) <p>*摩擦接合では鉄骨の摩擦面の処理に注意する。摩擦面のすべり係数を0.45以上(溶融亜鉛めっきされた鉄骨の場合は0.40以上)確保するため、「プラスト処理・特殊塗料塗布、他」を行なう。</p>	<p>鋼管の溶接</p> <p>突合せ隅肉溶接</p> <p>適用条件 交角 $\theta \geq 30^\circ$ 管径比 $d/D \leq 1$ (d: 支管外径, D: 主管外径)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>図</th> <th>寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">X部</td> <td rowspan="3"></td> <td>ψ $90^\circ \leq \psi \leq 120^\circ$ \star $120^\circ < \psi$</td> </tr> <tr> <td>a $\geq 1.2t$ \star $\geq t$</td> </tr> <tr> <td>R $0 \leq R \leq 3$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">Y部</td> <td rowspan="3"></td> <td>ψ $90^\circ \leq \psi \leq 120^\circ$ \star $120^\circ < \psi$</td> </tr> <tr> <td>a $\geq 1.2t$ \star $\geq t$</td> </tr> <tr> <td>R $0 \leq R \leq 3$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">Z部</td> <td rowspan="3"></td> <td>ψ $30^\circ \leq \psi \leq 90^\circ$</td> </tr> <tr> <td>a $\geq 1.4t$</td> </tr> <tr> <td>R $0 \leq R \leq 3$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※のど厚aは上記の寸法と $a \geq T$ のいずれかを満足すること ※\starは開先角度が60°以上の場合に適用する</p>	位置	図	寸法	X部		ψ $90^\circ \leq \psi \leq 120^\circ$ \star $120^\circ < \psi$	a $\geq 1.2t$ \star $\geq t$	R $0 \leq R \leq 3$	Y部		ψ $90^\circ \leq \psi \leq 120^\circ$ \star $120^\circ < \psi$	a $\geq 1.2t$ \star $\geq t$	R $0 \leq R \leq 3$	Z部		ψ $30^\circ \leq \psi \leq 90^\circ$	a $\geq 1.4t$	R $0 \leq R \leq 3$	<p>膜材着部</p> <p>国土交通省告示第666号第二、5、一のロまたはハに規定する接合とする</p> <p>溶着巾 ● 40mm ○ 20mm ○ その他 </p>																						
位置	図	寸法																																								
X部		ψ $90^\circ \leq \psi \leq 120^\circ$ \star $120^\circ < \psi$																																								
		a $\geq 1.2t$ \star $\geq t$																																								
		R $0 \leq R \leq 3$																																								
Y部		ψ $90^\circ \leq \psi \leq 120^\circ$ \star $120^\circ < \psi$																																								
		a $\geq 1.2t$ \star $\geq t$																																								
		R $0 \leq R \leq 3$																																								
Z部		ψ $30^\circ \leq \psi \leq 90^\circ$																																								
		a $\geq 1.4t$																																								
		R $0 \leq R \leq 3$																																								
<p>塗装工事</p> <p>2液形ポリウレタンエナメル塗り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>塗料名</th> <th>塗布量(※)</th> <th>塗装方法</th> <th>施工区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 素地調整</td> <td>1種ケレン(プラスト処理) / ISO Sa 2・1/2</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="6">工場</td> </tr> <tr> <td>2 下塗り(1回目)</td> <td>ジンクリッチプライマー JIS K 5552</td> <td>0.14</td> <td>吹付・はけ</td> </tr> <tr> <td>3 下塗り(2回目)</td> <td>構造物用さび止めペイント JIS K 5551 A種</td> <td>0.14</td> <td>吹付・はけ</td> </tr> <tr> <td>4 下塗り(3回目)</td> <td>エポキシ樹脂雲母状酸化鉄塗料(M10)</td> <td>0.14</td> <td>吹付・はけ</td> </tr> <tr> <td>5 中塗り</td> <td>鋼構造物用耐候性塗料 JIS K 5659 (中塗り塗料)</td> <td>0.14</td> <td>はけ・吹付</td> <td rowspan="2">現場</td> </tr> <tr> <td>6 上塗り</td> <td>鋼構造物用耐候性塗料 JIS K 5659 (上塗り塗料3級)</td> <td>0.10</td> <td>はけ・吹付</td> </tr> <tr> <td>※現場接合・損傷部素地調整</td> <td>2種ケレン(サンダー等) / ISO St 3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下塗り(1, 2, 3回)</td> <td>変性エポキシ樹脂プライマー JASS 18 M-109</td> <td>0.14</td> <td>(×3回)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※(kg/m2)</p> <p>注意事項 上塗り塗料のJIS規格(相当品)は光沢品を規定している為、艶調整を行う場合はJIS規格(相当品)に該当しなくなります。</p> <p> <柱脚部塗装範囲> <現場溶接部塗装範囲></p>	工程	塗料名	塗布量(※)	塗装方法	施工区分	1 素地調整	1種ケレン(プラスト処理) / ISO Sa 2・1/2			工場	2 下塗り(1回目)	ジンクリッチプライマー JIS K 5552	0.14	吹付・はけ	3 下塗り(2回目)	構造物用さび止めペイント JIS K 5551 A種	0.14	吹付・はけ	4 下塗り(3回目)	エポキシ樹脂雲母状酸化鉄塗料(M10)	0.14	吹付・はけ	5 中塗り	鋼構造物用耐候性塗料 JIS K 5659 (中塗り塗料)	0.14	はけ・吹付	現場	6 上塗り	鋼構造物用耐候性塗料 JIS K 5659 (上塗り塗料3級)	0.10	はけ・吹付	※現場接合・損傷部素地調整	2種ケレン(サンダー等) / ISO St 3				下塗り(1, 2, 3回)	変性エポキシ樹脂プライマー JASS 18 M-109	0.14	(×3回)		<p>膜定着部</p> <p>外周部 ○ FB押え仕様 ○ アルミファスナー仕様 ● ハトメレーシング仕様</p> <p>中間部 ○ アルミファスナー仕様 ● 抱込み掛り布仕様 ○ ドルフィンラダーベルト仕様</p>
工程	塗料名	塗布量(※)	塗装方法	施工区分																																						
1 素地調整	1種ケレン(プラスト処理) / ISO Sa 2・1/2			工場																																						
2 下塗り(1回目)	ジンクリッチプライマー JIS K 5552	0.14	吹付・はけ																																							
3 下塗り(2回目)	構造物用さび止めペイント JIS K 5551 A種	0.14	吹付・はけ																																							
4 下塗り(3回目)	エポキシ樹脂雲母状酸化鉄塗料(M10)	0.14	吹付・はけ																																							
5 中塗り	鋼構造物用耐候性塗料 JIS K 5659 (中塗り塗料)	0.14	はけ・吹付		現場																																					
6 上塗り	鋼構造物用耐候性塗料 JIS K 5659 (上塗り塗料3級)	0.10	はけ・吹付																																							
※現場接合・損傷部素地調整	2種ケレン(サンダー等) / ISO St 3																																									
下塗り(1, 2, 3回)	変性エポキシ樹脂プライマー JASS 18 M-109	0.14	(×3回)																																							

回転貫入鋼管杭 設計施工標準図(参考)

【 回転貫入鋼管杭 ジー・エクスパイル 】

2026.02. 改訂

【許容支持力および適用範囲】

1 件名
G-ECSパイル工法
(くい先端地盤：砂質地盤（礫質地盤含む） TACP-0585)
(くい先端地盤：粘土質地盤 BCJ基評-FD0178-01)

2 地盤の許容支持力
本工法により施工される基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

1) 長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力 (kN)
 $Ra = \frac{1}{3} [\alpha \bar{N}Ap + (\beta \bar{N}Ls + \gamma \bar{Q}Lc) \psi]$

2) 短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力 (kN)
 $Ra = \frac{2}{3} [\alpha \bar{N}Ap + (\beta \bar{N}Ls + \gamma \bar{Q}Lc) \psi]$

ここで、
 α ：くい先端支持力係数（砂質地盤（礫質地盤含む） $\alpha=184$ ）
（粘土質地盤 $\alpha=150$ ）
 β ：砂質地盤におけるくいの周囲摩擦係数（ $\beta=0$ ）
 γ ：粘土質地盤におけるくいの周囲摩擦係数（ $\gamma=0$ ）
 \bar{N} ：基礎ぐいの先端付近（杭先端より下方に1Dw、上方に1Dwの範囲）の地盤の標準貫入試験による打撃回数（N値）の平均値（回）
（砂質地盤 $5 \leq \bar{N} \leq 60$ ）
（粘土質地盤 $10 \leq \bar{N} \leq 50$ ）
Dw：基礎ぐいの先端の実断面積（ A_g ）と等価円の直径（以下、等価円直径という）
Ap：基礎ぐいの先端の有効断面積（ m^2 ）
 $Ap = e \cdot A_g$
e：有効率（くい径300mm未満で1.0、300mm以上で0.97）
 A_g ：基礎ぐいの先端の実断面積（ m^2 ）
 \bar{N}_s ：基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値（回）
Ls：基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤に接する有効長さの合計（m）
 \bar{Q} ：基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値（kN/m²）
Lc：基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する有効長さの合計（m）
 ψ ：基礎ぐいの周囲の長さ（m）
基礎ぐいの先端の有効断面積（Ap）、および等価円直径（Dw）

くい径 Dp (mm)	114.3	139.8	165.2	190.7	216.3	267.4	318.5	355.6	400.0	406.4
Ap (m ²)	0.0514	0.0780	0.1089	0.1562	0.1993	0.2884	0.4058	0.4228	0.5105	0.5105
Dw (mm)	256.9	314.7	372.3	446.0	503.7	606.0	729.9	745.0	818.6	818.6

3 くい材から決まる許容支持力

1) くい材から決まる長期許容支持力
 $LNa = \frac{F^*}{1.5} Ae (1 - \alpha - \alpha^2)$

ただし、
 $F^* = F \cdot (0.80 + 2.5 \cdot te/r)$ ($0.01 \leq te/r < 0.08$)
 $F^* = F$ ($te/r \geq 0.08$)

ここで、
F*：上記の式より計算した数値 (N/mm²)
F：設計基準強度 (N/mm²)
te：腐食しを除去した鋼管の厚さ (mm)
r：鋼管の半径 (mm)
Ae：腐食しを除去した鋼管の断面積 (mm²)
 α ：長さ径比による低減率
L>100Dpの場合、 $\alpha = 1 - (L/Dp - 100) / 100$
L≤100Dpの場合、 $\alpha = 0$
 α 2：溶接継手による低減率 (α 2=0)

2) くい材から決まる短期許容支持力
 $SMa = 1.5 \times LNa$

4 引抜き方向の短期支持力 (GBRC性能証明第11-05号改2)

1) 地盤から決まる引抜き方向の短期許容支持力
 $tRa = \frac{2}{3} \kappa \cdot \bar{N} \cdot Atp \cdot Wp$

ここで、
 κ ：先端抵抗係数（砂質地盤（礫質地盤含む） $\kappa=56$ ）
（粘土質地盤 $\kappa=56$ ）
 \bar{N} ：基礎ぐいの先端付近（くい先端より上方に3Dwの範囲）の地盤の標準貫入試験による打撃回数（N値）の平均値（回）
（砂質地盤 $10 \leq \bar{N} \leq 60$ ）
（粘土質地盤 $5 \leq \bar{N} \leq 50$ ）
Ntを算出する時の個々のN値は、
N<5のときN=0、N>100のときN=100
Ntを算出する時の個々のN値は、
N<2のときN=0、N>50のときN=50
Atp：基礎ぐいの先端の有効断面積（ m^2 ）
Wp：浮力を考慮したくいの有効自重 (kN)

基礎ぐいの先端の有効断面積 (Atp) 一覧表

くい径 Dp (mm)	等価円直径 Dw (mm)	有効断面積 Atp (m ²)	適用地盤
114.3	256.9	0.0416	適用地盤 砂質地盤（礫質地盤含む） 粘土質地盤
139.8	314.7	0.0624	
165.2	372.3	0.0874	
190.7	446.0	0.1277	
216.3	503.7	0.1625	
267.4	606.0	0.2323	
318.5	729.9	0.3388	
355.6	745.0	0.3366	
400.0	818.6	0.4006	
406.4	818.6	0.3966	

5 適用範囲

1) 適用する地盤の種類
a. くい許容支持力（押込み方向）
くい先端地盤：砂質地盤（礫質地盤含む）
：粘土質地盤（φ267.4まで）
くいの周囲の地盤：砂質地盤、および粘土質地盤
b. 引抜き方向の短期支持力
くい先端地盤：砂質地盤（礫質地盤含む）
：粘土質地盤（φ267.4まで）
くいの周囲の地盤：砂質地盤、および粘土質地盤
最小くい長：砂質地盤 3mと10Dpの大きい方
：粘土質地盤 5m

2) 最大施工深さ
くい径 (Dp) の130倍と下表による

くい径 Dp (mm)	114.3	139.8	165.2	190.7	216.3	267.4	318.5	355.6	400.0	406.4
最大施工深さ (m)	14.86	18.17	21.48	24.79	28.12	34.76	41.40	46.22	52.00	52.83

※1 最大施工深さは、施工地盤からくい先端までの施工深さ
※2 くい先端が粘土質地盤で引抜き方向支持力を使用する場合は31.70m

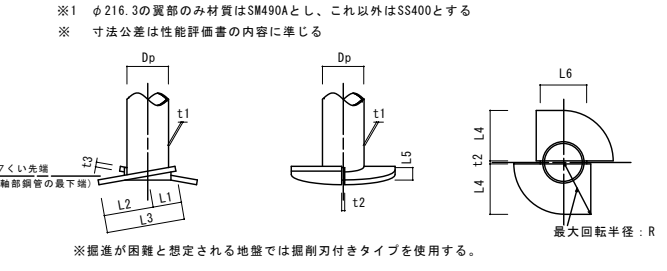
3) 適用する建築物の規模
延べ面積が、500,000 m²以下の建築物

【G-ECSパイルの構造・規格】

1 G-ECSパイルの寸法

Dp (mm)	Dw (mm)	t1 (mm)	t2 (mm)	t3 ^{※1} (mm)	L1 (mm)	L2, L4 (mm)	L3 (mm)	L5 (mm)	L6 (mm)	R (mm)
114.3	256.9	4.5	12	16	70	140	210	52	135	162
139.8	314.7	4.5	12	19	90	170	260	60	165	198
165.2	372.3	5.0	12	19	110	200	310	65	185	234
190.7	446.0	5.3	16	22	130	240	370	80	225	280
216.3	503.7	8.2	16	22	150	270	420	90	250	316
267.4	606.0	8.0	19	28	180	325	505	110	305	380
318.5	729.9	6.9	22	32	220	390	610	115	360	457
355.6	745.0	9.5	22	32	220	400	620	120	390	466
(400.0)	818.6	9.0	25	36	240	440	680	135	440	512
406.4	818.6	7.9	25	36	240	440	680	135	440	512

※1 φ216.3の裏面のみ材質はSM490Aとし、これ以外はSS400とする
※ 寸法公差は性能評価書の内容に準じる



2 G-ECSパイルの材質

部位	使用材料
基礎ぐいの軸部	JIS G 3444 (1994) に定めるSTK400、STK490、及びSTK540 [※] JIS A 5525 (1994) に定めるSKK400、及びSKK490 JIS G 3475 (1996) に定めるSTKM400W、STKM400B、及びSTKN490B
くい先端部の翼、及び組立版	JIS G 3101 (1995) に定めるSS400 JIS G 3106 (1999) に定めるSM400A、SM400B、SM400C、SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、及びSM490YB
キー材、及び裏当て金具	JIS G 3101 (1995) に定めるSS400 JIS G 3106 (1999) に定めるSM400A、SM400B、SM400C、SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、及びSM490YB

※ 国産標準2401号、2402号（令和3年12月20日）による基準強度の指定

3 継手

1) 溶接継手標準図

a. φ139.8以下の場合
b. φ165.2以上の場合（上下で肉厚が同じ場合）
（肉厚が異なる場合）

2) 現場自動溶接ロボット工法 (ECS-AW) を適用する場合
a. ロボット本体仕様
本体外形寸法：幅388mm、奥行120mm、高さ236mm
レール寸法：幅120mm、厚さ20mm
本体重量：約4.5kg
※上記数値は標準タイプの場合

【くい芯間隔とへりあきの推奨値】

※ 下表の推奨値は施工備心を見込まない場合

呼称	くい径 Dp (mm)	くい芯間隔 A (mm)	へりあき B (mm)
114.3	114.3	440	140
139.8	139.8	540	150
165.2	165.2	640	175
190.7	190.7	760	210
216.3	216.3	850	240
267.4	267.4	1030	300
318.5	318.5	1250	400
355.6	355.6	1300	400
400.0	400.0	1500	500
406.4	406.4	1500	500

【くい頭部の接合例】

タイプA-1（引抜き力を負担しないくいの場合）
タイプA-2（引抜き力を負担させるくいの場合）
タイプB（仮設鉄筋コンクリート円柱）
タイプC-1（ずれ止めを用いる場合）
タイプC-2（くい頭補強筋とずれ止めを用いる場合）

※ くい頭補強筋については別途検討が必要

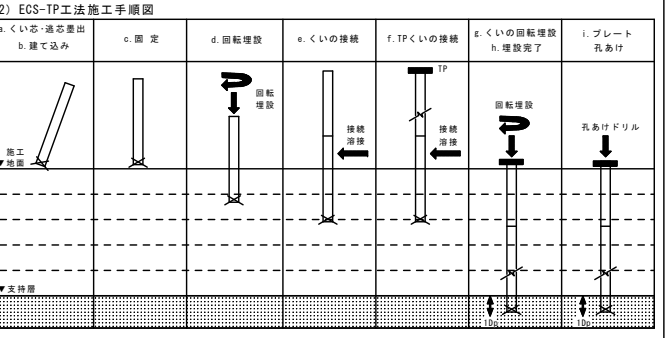
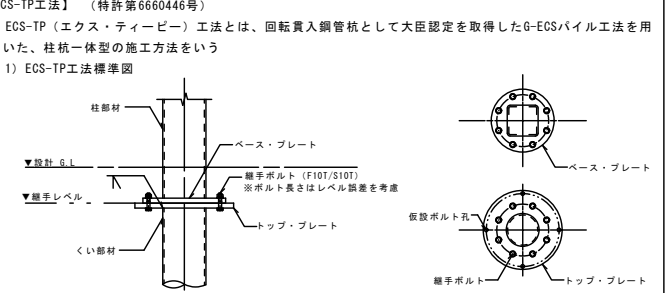
【施工管理方法】

G-ECSパイル工法では、以下の管理方法により現場ごとの「支持層確認管理値」を決定し、くいの先端が確実に支持層に到達していることを確認して、打ち止め管理を行う。

1) PR値
G-ECSパイル工法は「PR値」により施工管理を行う（PR値：くい回転あたりの地中への貫入量（mm））

2) 施工管理方法
a. 本ぐいの施工に先立ち、地盤調査（標準貫入試験）位置または近傍にて試験ぐいの施工を行う。試験ぐいでは、地表面からくい先端所定位置まで全長に亘り、深度・PR値・トルクを測定し、地盤調査資料と比較して整合性を検証する。このとき、地盤調査位置近傍に本ぐいがある場合には、これを試験ぐいとすることが可能。 ※くい先端所定位置：設計上必要とされるN値の発現深度
b. 試験ぐいに不整合が無ければ、試験ぐいの施工データと比較しながら本ぐいを3本施工し、支持層上端より1.0m上部（引抜き方向の支持力を負担するくいについては3Dwかつ1.0m上部）から試験ぐいと同一の押圧力でPR値を測定する。
c. 試験ぐいを含めた管理値設定ぐい4本について、支持層上端におけるPR値の平均値を求める。また、合わせてトルクの最小値を求める。
d. c.で求めた平均値の130%を当該現場における「支持層確認管理値」とする。また、トルクの最小値とバラツキの程度を考慮して打ち止め参考トルクを設定する。
e. 本ぐいの施工時には、支持層上端と想定される深度より1.0m上部（引抜き方向の支持力を負担させるくいについては3Dwかつ1.0m上部）から試験ぐいと同一の押圧力でPR値・トルクを測定し、「支持層確認管理値」以下となった深度を支持層上端とする。

f. 支持層上端より1Dp以上くいを根入れし、打ち止めとする。根入れの時はくいを正転させ、打ち止める。
※ PR値が「支持層確認管理値」以下となった後、根入れの際に施工トルクがくい体の短期許容ねじり強さを超える場合、またはPR値が「支持層確認管理値」の30%以下となる場合には、1Dpの根入れと同等として扱う。
g. くいの高止まり時の処置：打ち止め条件は満たしているが、貫入が困難な場合で支持層上端に深い地盤にN値の落ち込みがないことが確認な場合は、その位置で打ち止めとし、くい頭は地面で切断とする。
※ 高止まり時の支持層上端より深い地盤にN値の落ち込みが予想される場合には、くいに逆回転を与えて引抜き、アースオーガー等にて掘削して施工困難な層を打抜き後、再施工とする。アースオーガー等による先行掘削は支持層上端の1.0m程度上部（引抜き方向の支持力を適用するくいについては3Dwかつ1.0m上部）とする。
h. くい長不足の処置：打ち止め条件を満たさないくいは適宜継いで、「支持層確認管理値」以下になるまで施工する。ただし、最大施工深さを超える場合には、監理者・設計者と協議の上、指示による。



3) 施工手順
a. ~b. 逃げくいは、直角方向2か所所定する。基準は、地面に固定したものの（鉄板等）に印す。
c. ~d. くいの位置を固定し、回転埋設を行う。
e. くいの接続を行う。
f. ~g. TPくい（くい）に、TP治具を取付け、回転埋設する。
h. G-ECSパイル工法打ち止め管理基準を満足していることを確認し、所定レベル0~10mmで埋設完了とする。
i. テンプレートをを用いてトップ・プレート上にボルト孔の墨出しを行い、位置再確認の後、ボルト孔あけドリルにより施工する。
j. レベル調整用フィラーを敷設し、柱の建方を行う（鉄骨建て入れ直しの前工程でくい頭周辺に捨てコンクリートを打設しておくことが望ましい）。

4) 管理値
ECS-TP工法の水平方向施工管理許容値は±20mm以内、鉛直方向の施工管理許容値は0~10mmとし、これを超える場合は対処方法について監理者・設計者と協議を行うものとする。

【国土交通省大臣認定、性能評価】

G-ECSパイル工法	G-ECSパイル工法
(くい先端地盤：砂質地盤（礫質地盤含む）)	(くい先端地盤：粘土質地盤)
認定番号 TACP-0585	性能評価書 BCJ基評-FD0178-01
認定書 国住指第755号	
指定書 国住指第755-2号	
性能評価書 BCJ基評-FD0124-04	

株式会社 三誠

本社 東京都中央区新川1-8-8アクロス新川ビル9F
Tel 03-3551-0211 / Fax 03-3551-0217 / https://sansei-inc.co.jp/

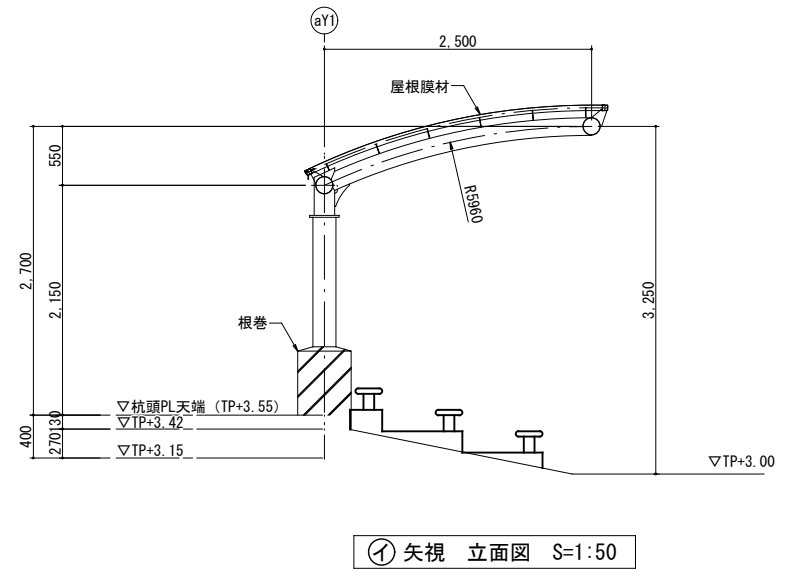
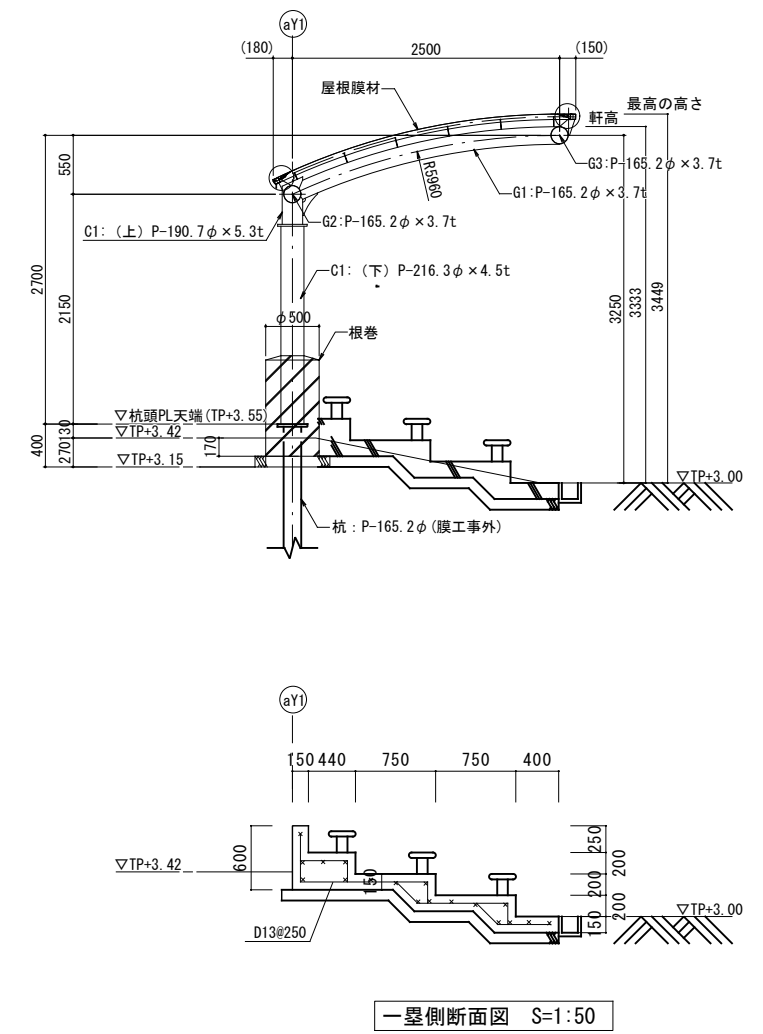
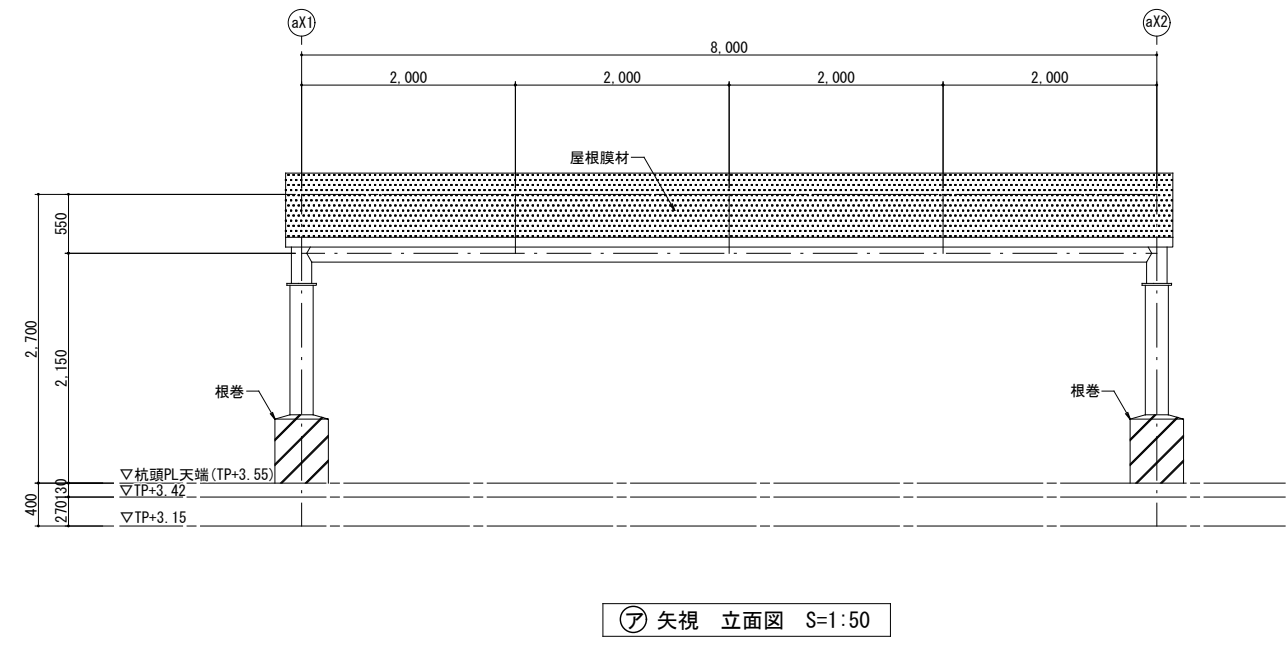
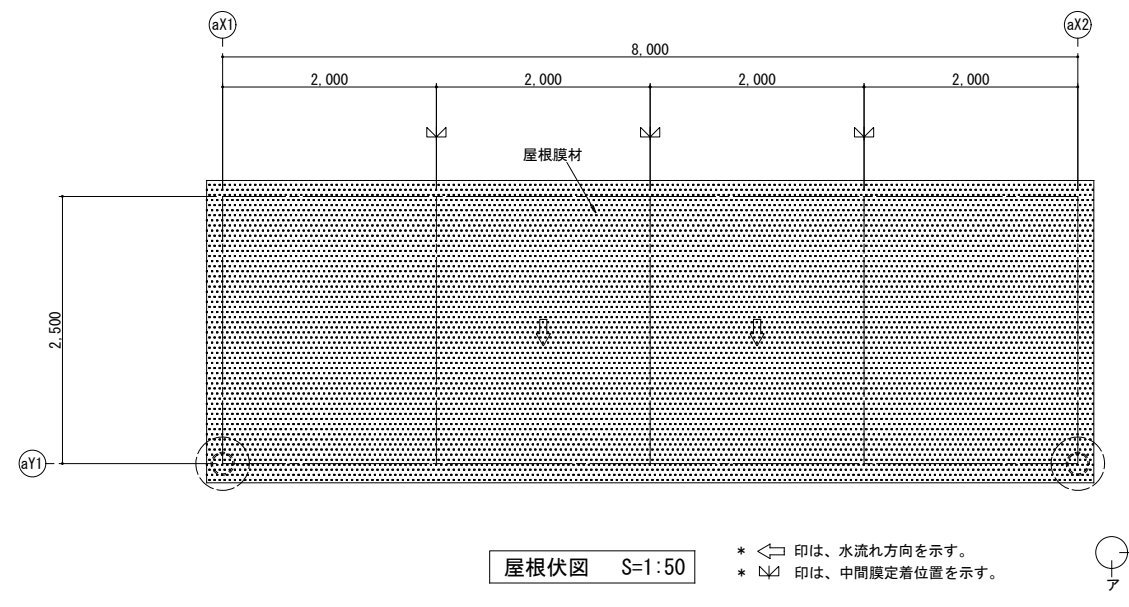
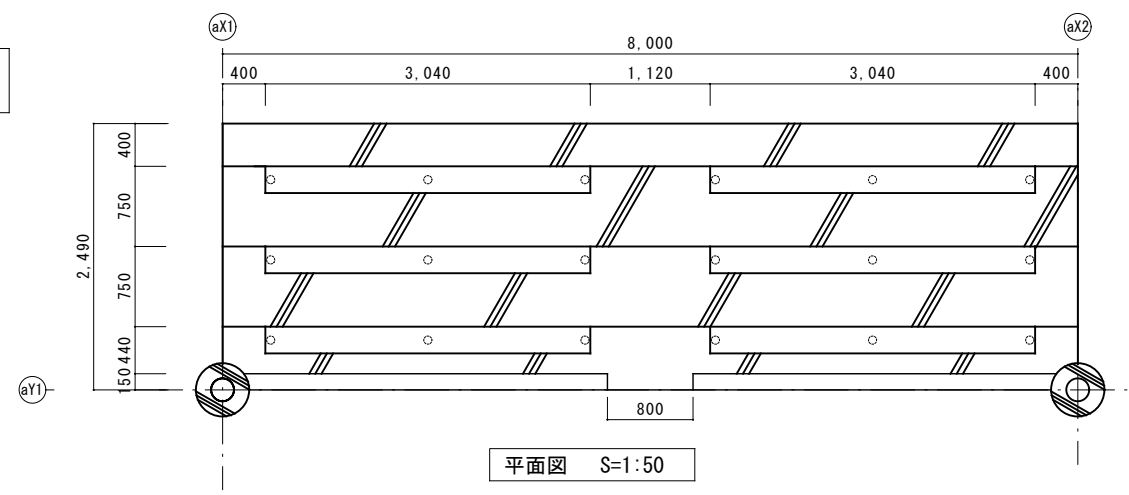
東京支店 東京都中央区新川1-8-8アクロス新川ビル9F
営業第一部・営業第二部 Tel 03-3551-0211 / Fax 03-3551-0217
営業第三部(神奈川出張所) Tel 045-263-1625 / Fax 045-263-1626

千葉出張所 Tel 03-3551-0211 (本社転送)

東日本支店 埼玉県さいたま市南区南浦和2-40-2南浦和ガーデンビル6F

北関東営業所 Tel 048-813-6612 / Fax 048-813-6615
北東営業所 Tel 022-217-8105 / Fax 022-217-8137
新潟営業所 Tel 025-242-2180 / Fax 025-242-2183
北陸営業所 Tel 076-231-0750 / Fax 076-231-0751
北海道営業所 Tel 011-252-2556 / Fax 011-252-2557
西日本支店 大阪府大阪市中央区今橋3-2-20汎慶日生ビル3F
関西営業所 Tel 06-6233-7300 / Fax 06-6233-7310
中四国営業所 Tel 082-568-1310 / Fax 082-568-1311
中部営業所 Tel 052-203-8551 / Fax 052-203-8552
九州支店 福岡県福岡市中央区天神3-9-33G天神ビル5F
九州営業所 Tel 092-303-3456 / Fax 092-724-0156
沖縄営業所 Tel 098-860-6001 / Fax 098-860-6002

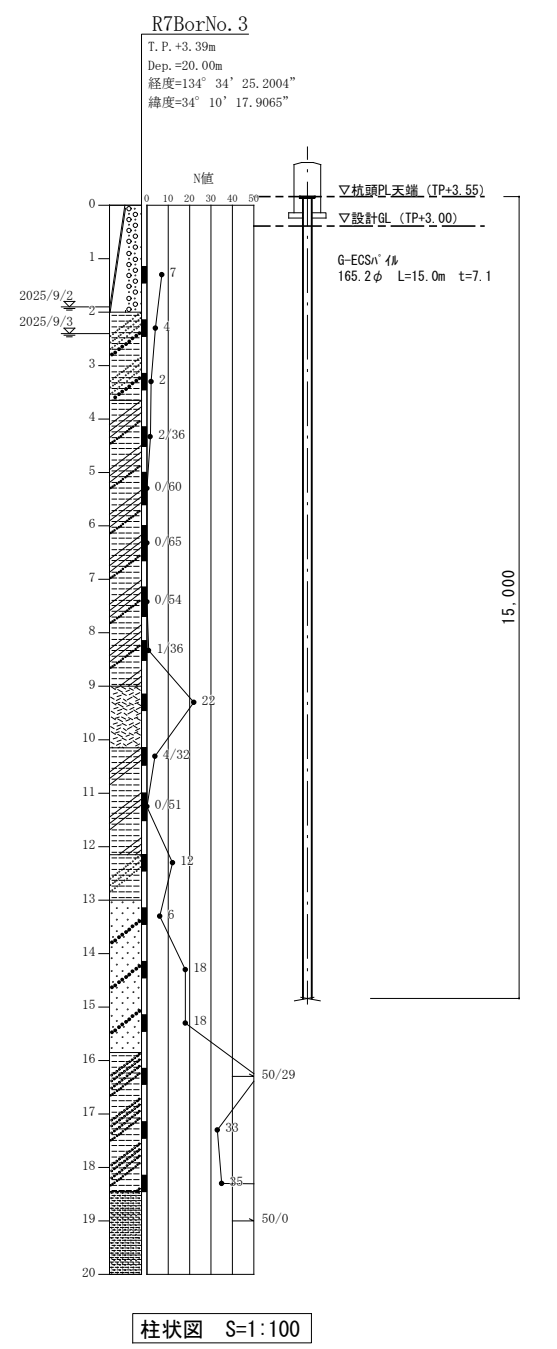
一畧側



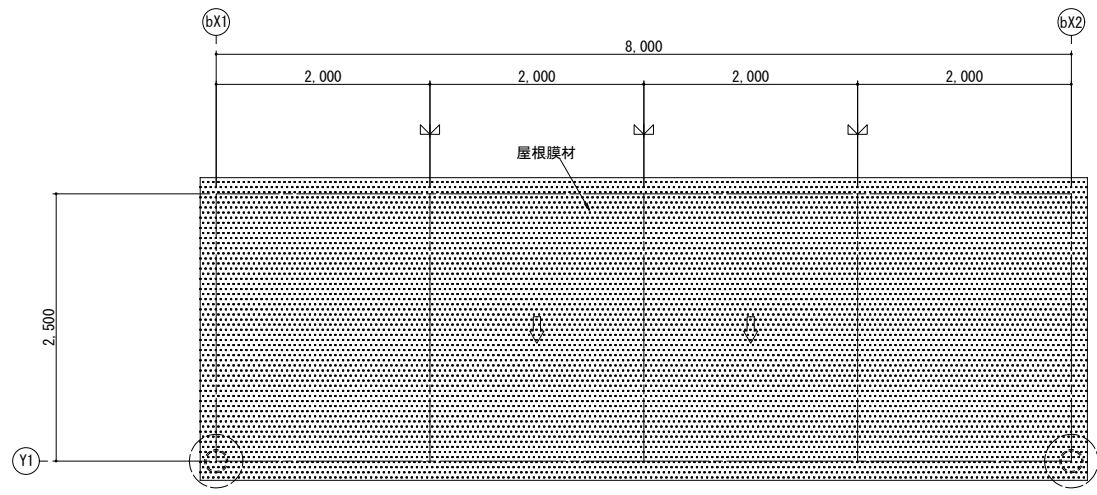
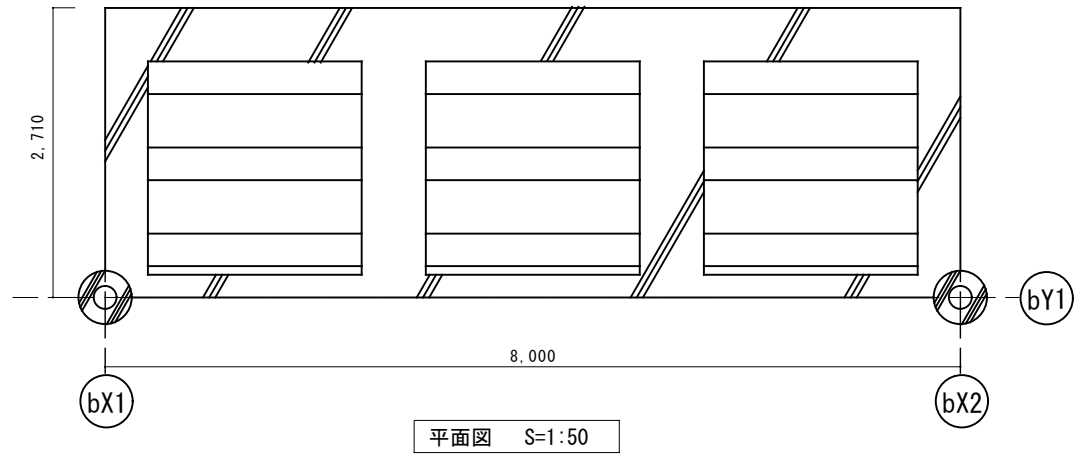
ベンチ仕様

座板: アルミ合金製
 脚部: 鉄製 (メッキ後塗装)
 座面幅: 250mm
 座面高: 200mm
 柵レイ高: 11・ステージ長ベンチ仕様同等品

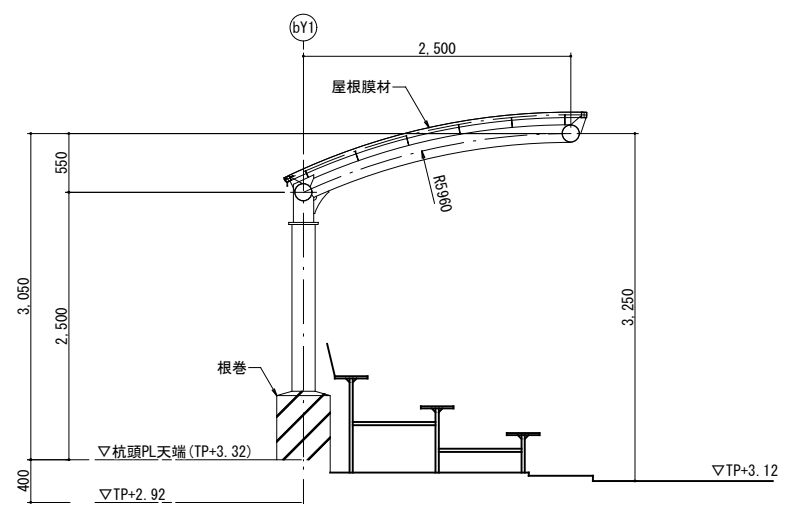
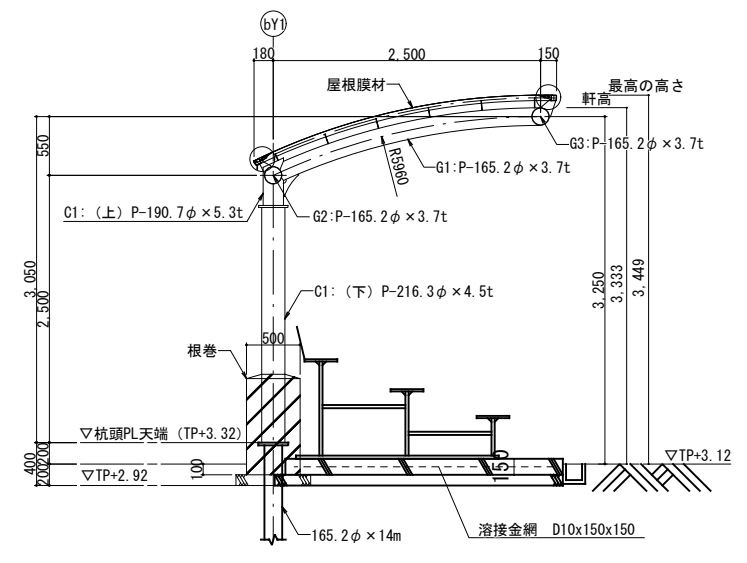
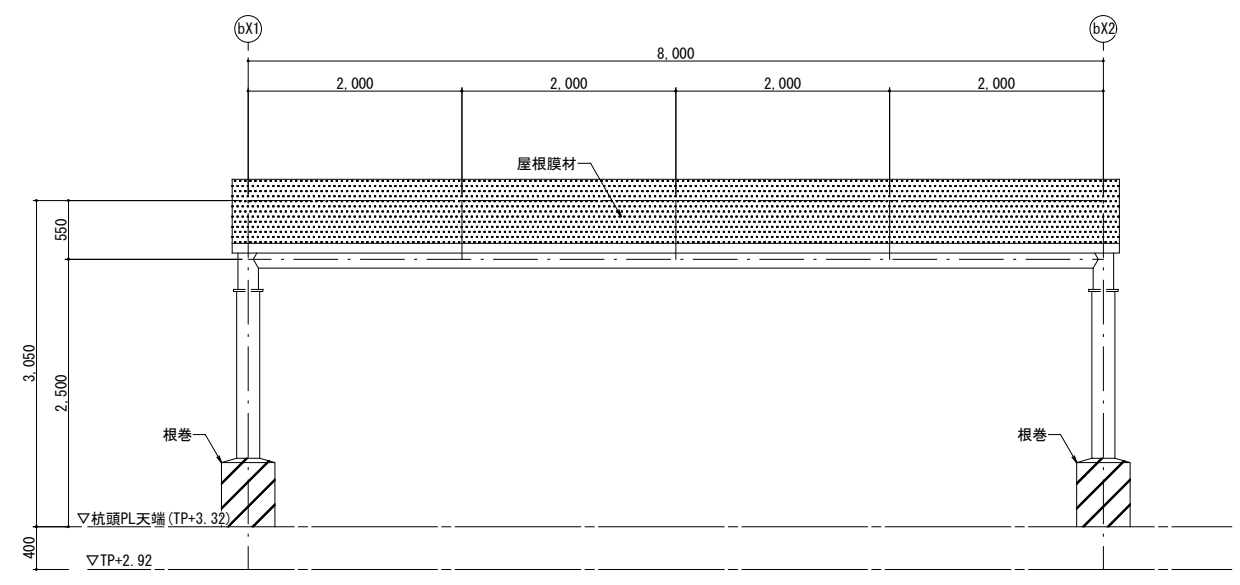
仕上表	
ベンチ	クワンパツ2220 (DMX220) 融化防止光熱線コーティング 同等品
屋根膜材	建築基準法第37条第二号 (材料認定) NEM-9023
その他	建築基準法第2条第九号 (不燃材料) NW-3032-1



三塁側



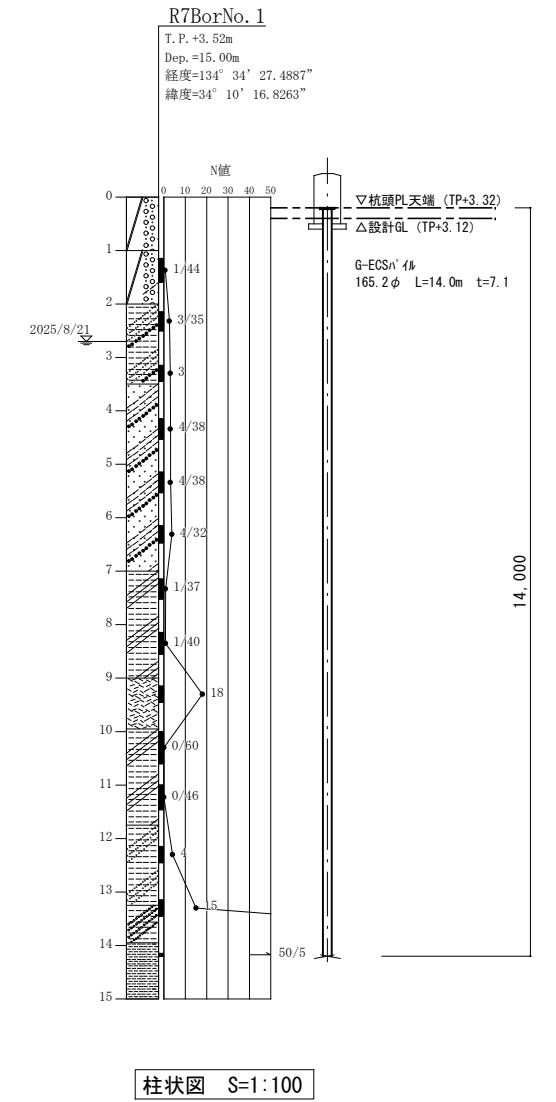
* ← 印は、水流れ方向を示す。
 * 印は、中間膜定着位置を示す。



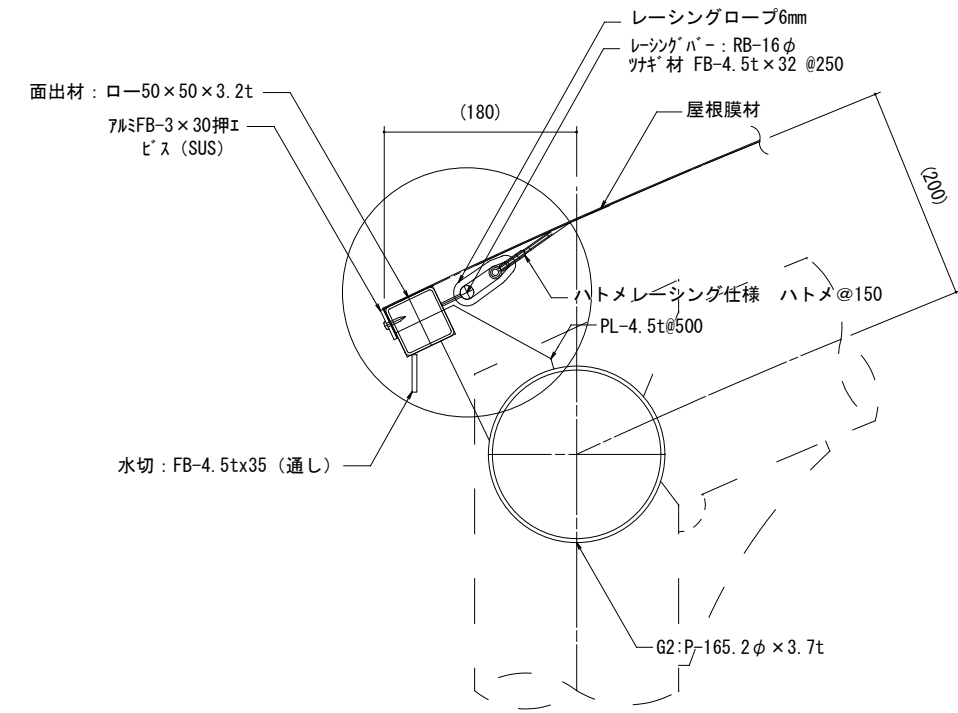
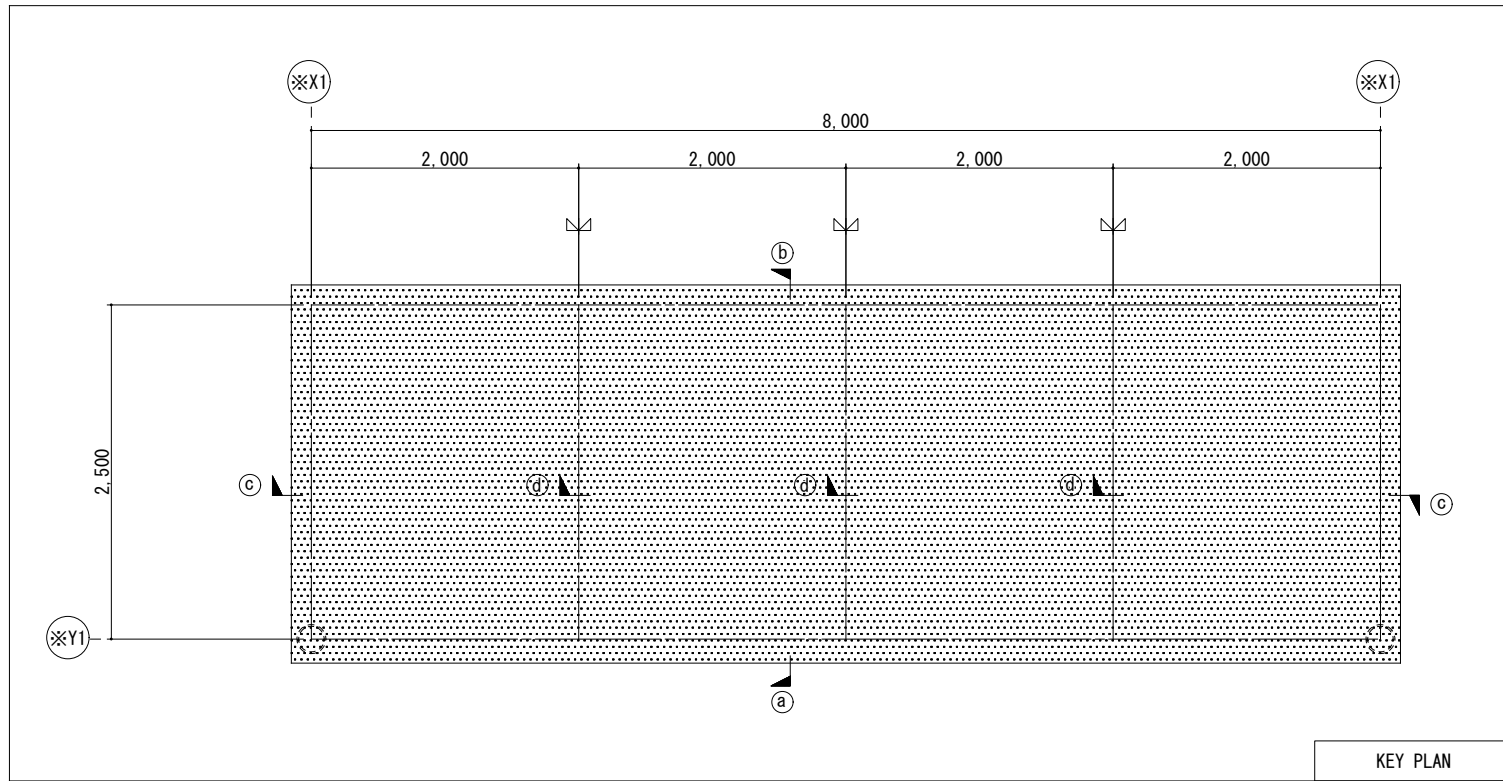
ベンチ仕様

座板: アルミ製 (アルマイト処理後電着塗装)
 床板: アルミ縞鋼板
 幅200 × 奥行189.5 × 高さ123 (cm) × 3組
 三和体育製販(株): かんらんベンチ3同等品

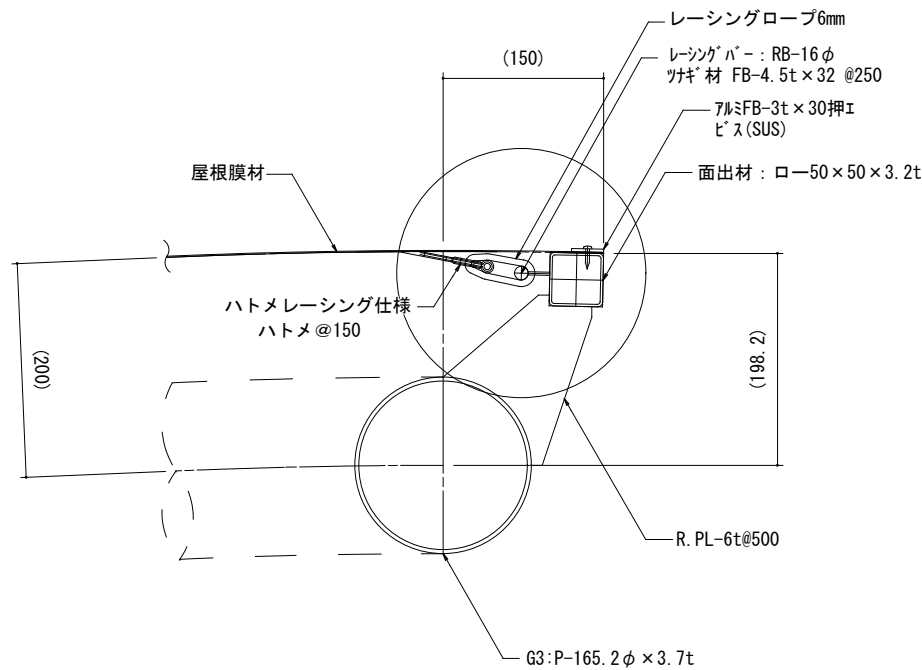
仕上表	
屋根膜材	外-フナカ220 (OM220) 酸化チタン触媒コーティング 同等品
座板	建築基準法第37条第二号 (材料認定) MMEM-9023
床板	建築基準法第2条第九号 (不燃材料) NM-3032-1



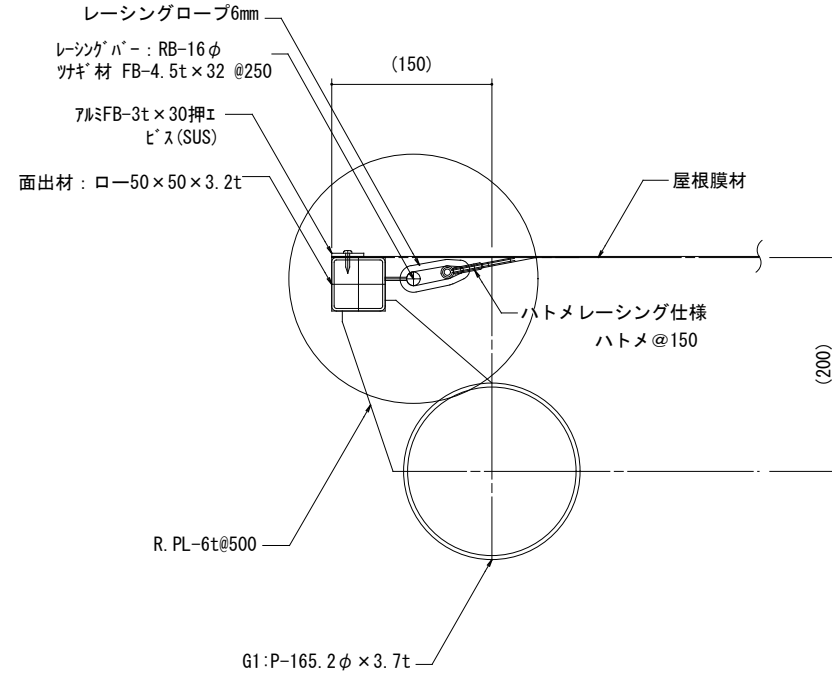
共通



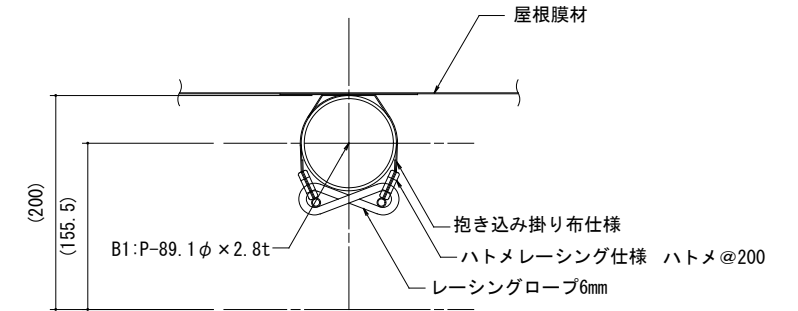
(a - a 断面)
水下 膜納まり詳細図 S=1:5



(b - b 断面)
水上 膜納まり詳細図 S=1:5



(c - c 断面)
妻面 膜納まり詳細図 S=1:5

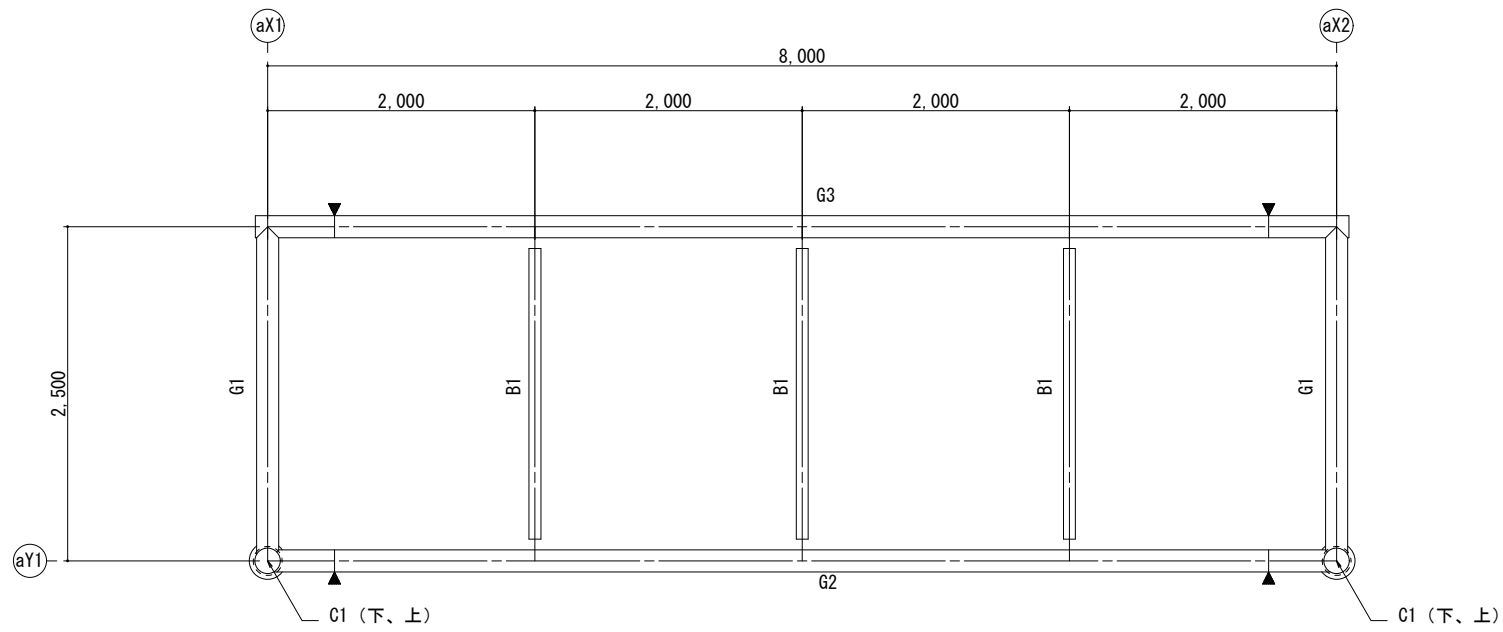


(d - d 断面)
中間膜定着部詳細図 S=1:5

※レーシングロープはビニロンテープ (JIS L2703) とする

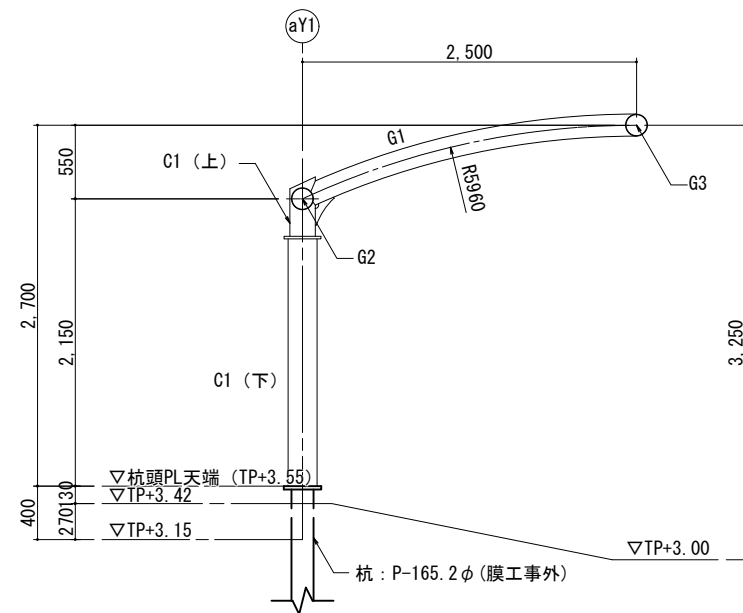
記号	部材	備考
C1	(上) P-190.7φ×5.3t	STK400
	(下) P-216.3φ×4.5t	STK400
G1	P-165.2φ×3.7t	STK400
G2	P-165.2φ×3.7t	STK400
G3	P-165.2φ×3.7t	STK400
G4	P-165.2φ×3.7t	STK400
B1	P-89.1φ×2.8t	STK400

設計条件	
設計風速	地表面粗度区分Ⅰ 基準風速 36m/sec
設計積雪荷重	垂直積雪深 d=33cm 単位体積重量 20N/m ² /cm

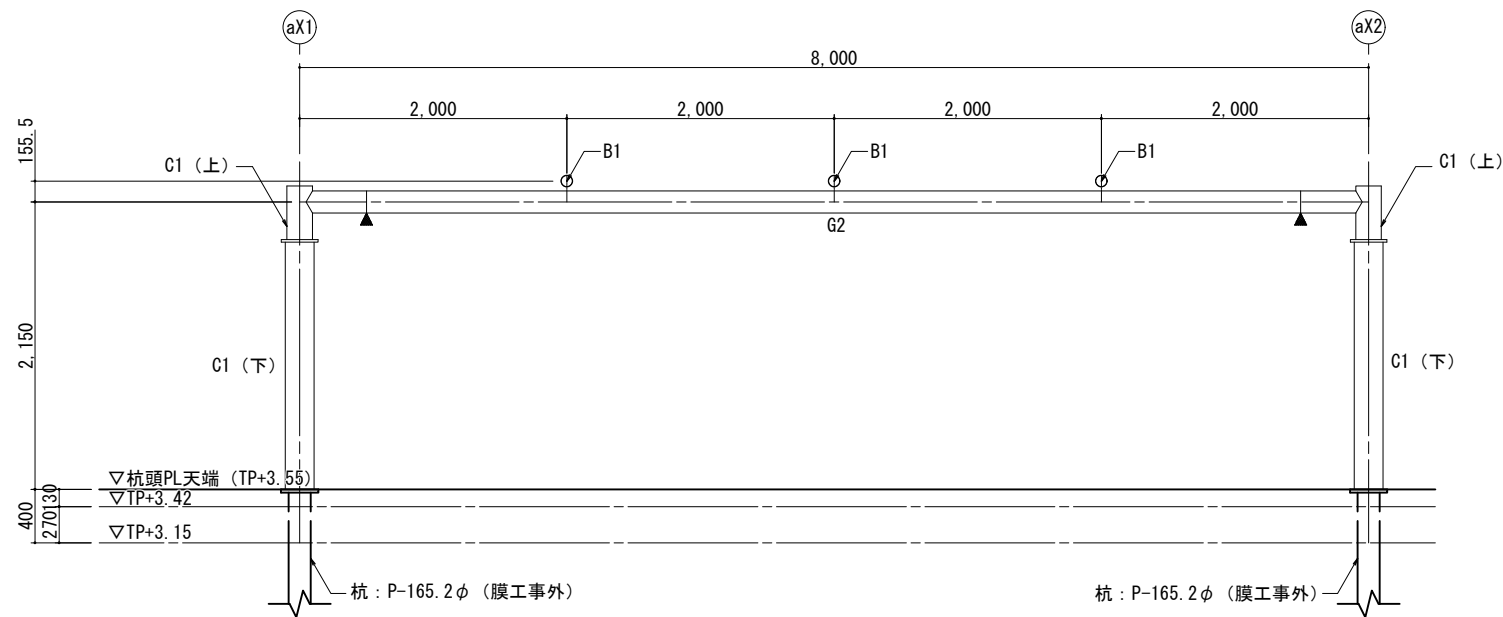


小屋伏図 S=1:40

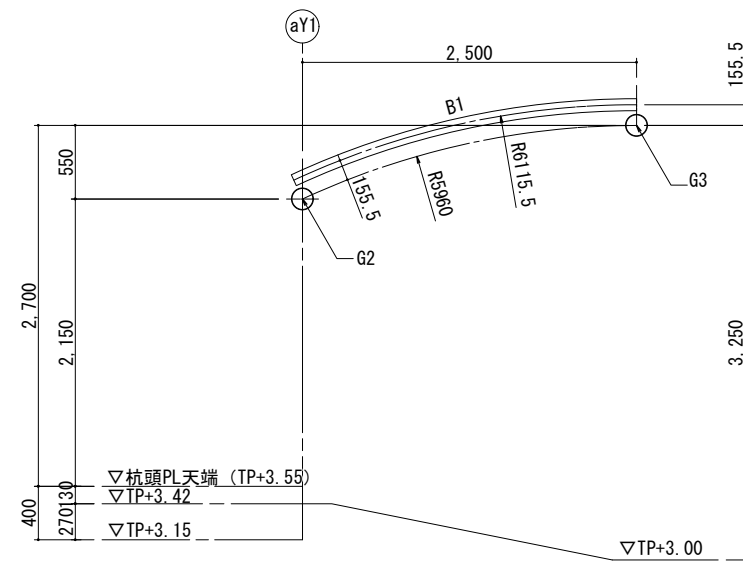
▶印は現場ジョイント位置を示す。
※現場ジョイント位置は製作時再検討とする。



X1, X2 通り 軸組図 S=1:40



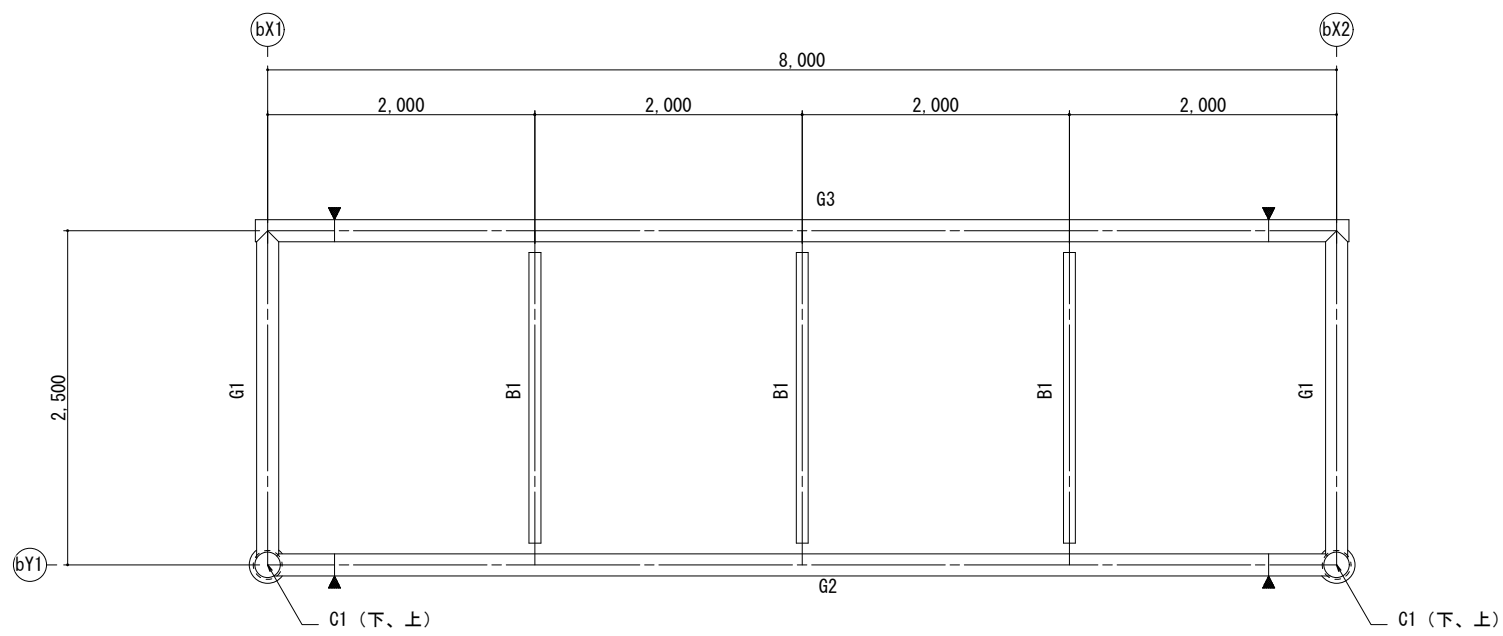
Y1 通り 軸組図 S=1:40



B1材 軸組図 S=1:40

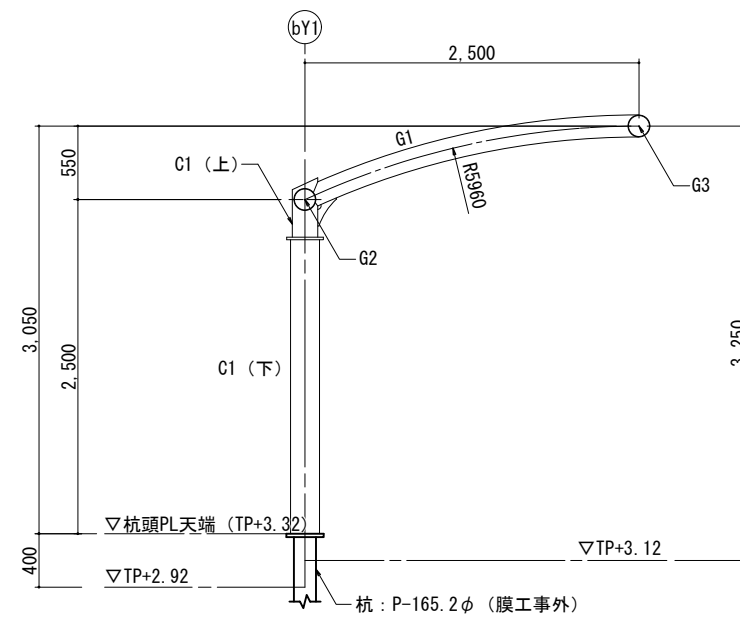
記号	部材	備考
C1	(上) P-190.7φ×5.3t	STK400
	(下) P-216.3φ×4.5t	STK400
G1	P-165.2φ×3.7t	STK400
G2	P-165.2φ×3.7t	STK400
G3	P-165.2φ×3.7t	STK400
G4	P-165.2φ×3.7t	STK400
B1	P-89.1φ×2.8t	STK400

設計条件	
設計風速	地表面粗度区分Ⅰ 基準風速 36m/sec
設計積雪荷重	垂直積雪深 d=33cm 単位体積重量 20N/m ² /cm

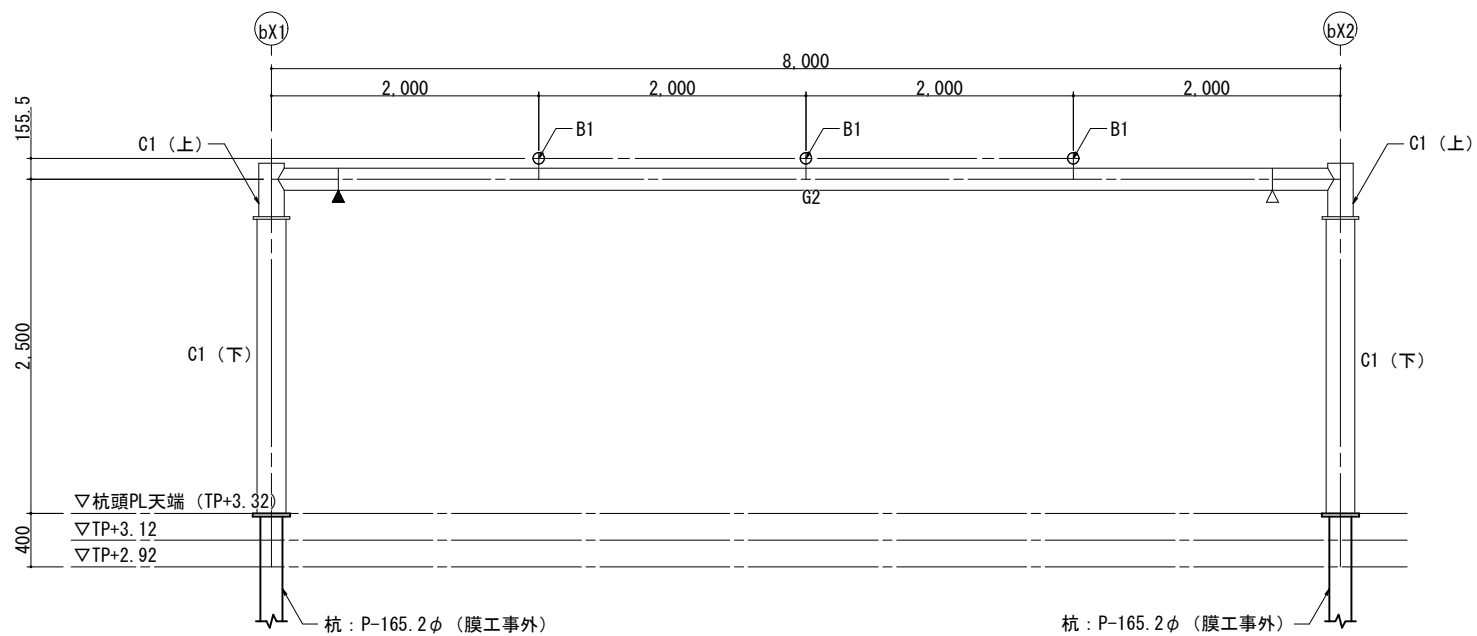


小屋伏図 S=1:40

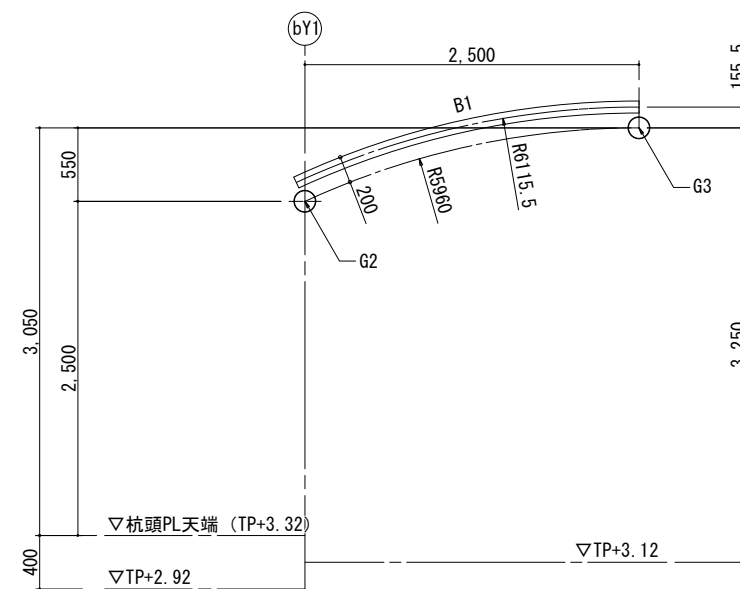
▶印は現場ジョイント位置を示す。
※現場ジョイント位置は製作時再検討とする。



(X1), (X2) 通り 軸組図 S=1:40



(Y1) 通り 軸組図 S=1:40

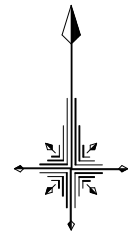


B1材 軸組図 S=1:40

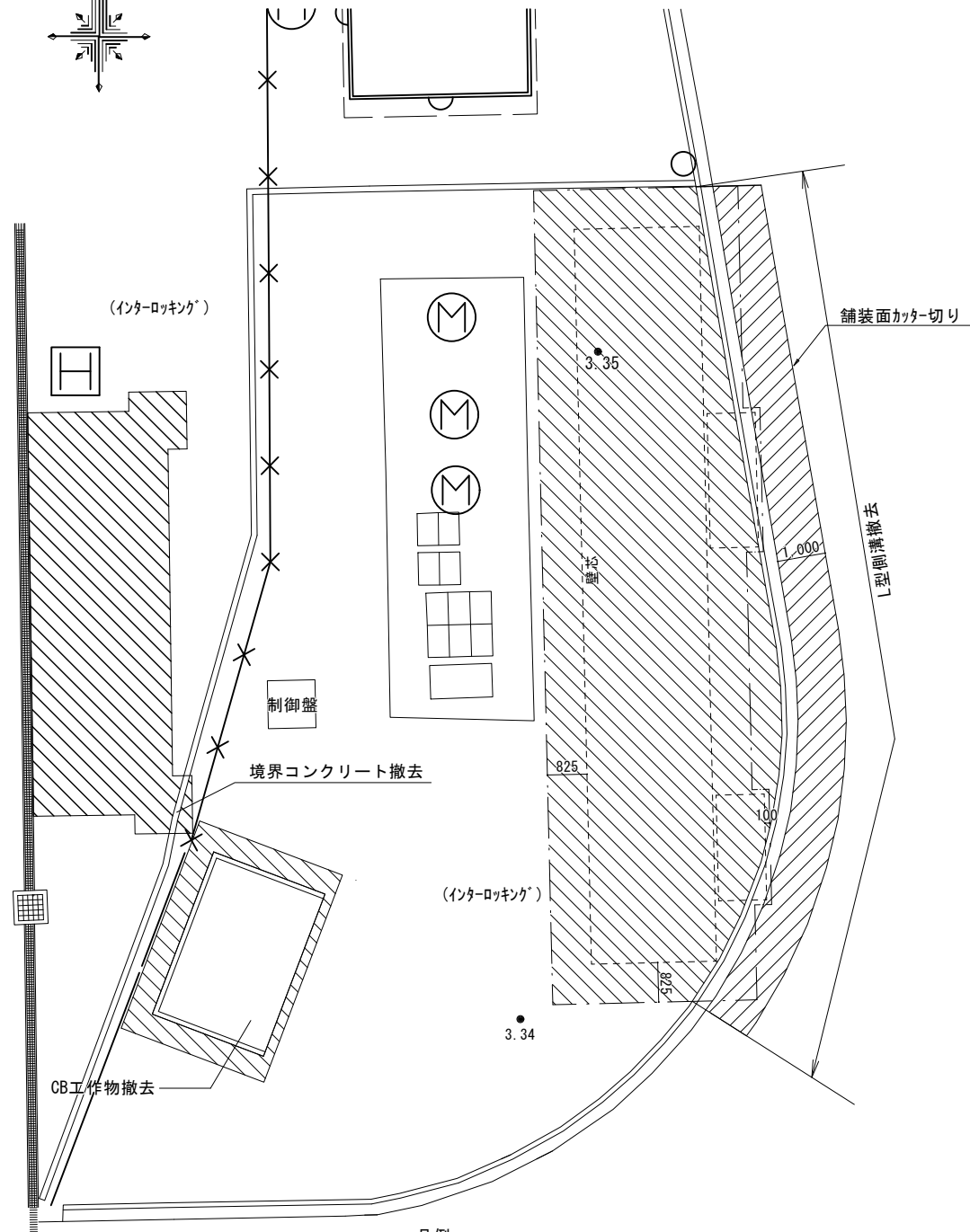
<p>B1-G2 取合い詳細図 S=1:15</p>	<p>B1 : P-89.1φ x 2.8t</p>	<p>B1-G3 取合い詳細図 S=1:15</p>	<p>B1 : P-89.1φ x 2.8t</p>	<p>現場溶接部詳細図 S=1:15</p> <p>・ジョイント位置は製作時にトラック運搬 鉄骨建方等を考慮の上最終位置決定のこと。 ・エレクションピースは鉄骨建て方計画に応じて枚数、配置を決定すること。 ・エレクションピースは現場溶接完了後、5~10mm程度残してカットしグラインダー仕上げのこと。</p>	<p>G2, G3 : P-165.2φ x 3.7t</p>	<p>柱頂部 詳細図 S=1:15</p>	<p>C1 : (上) P-190.7φ x 5.3t (下) P-216.3φ x 4.5t</p>
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--	---------------------------------	-----------------------	---

柱脚詳細図 S=1:15

<p>※杭のエレクションピースについては現場溶接にて取り付ける。</p> <p>柱建て方時</p>	<p>※エレクションピースは施工設計時に再度検討を行う。 ※エレクションピースは柱溶接後CUT</p> <p>根巻時</p>
---	---



改修前：平面図

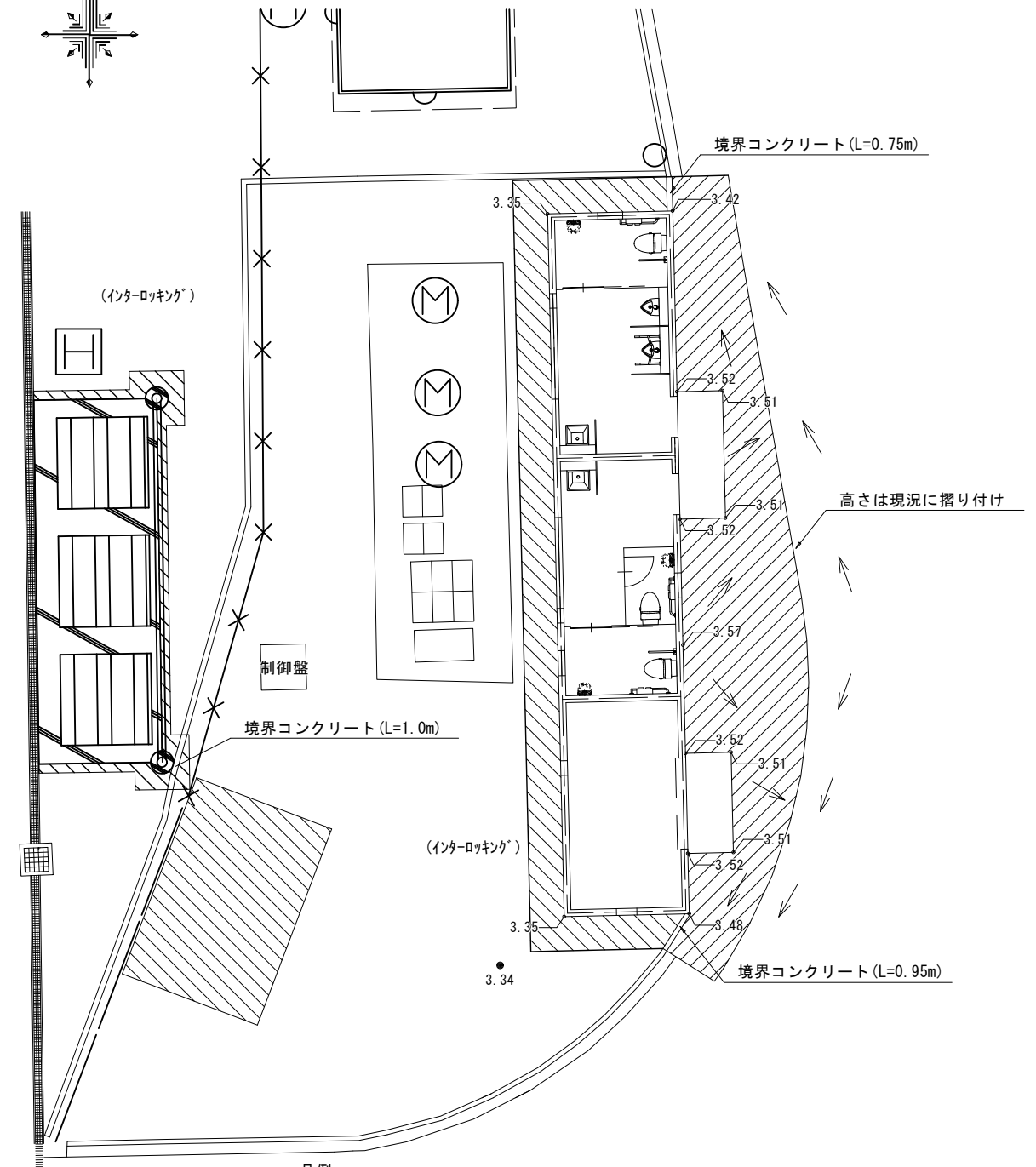


凡例

- アスファルト舗装取壊し範囲
- インターロッキングブロック撤去範囲
- 根切り範囲境界線



改修後：平面図

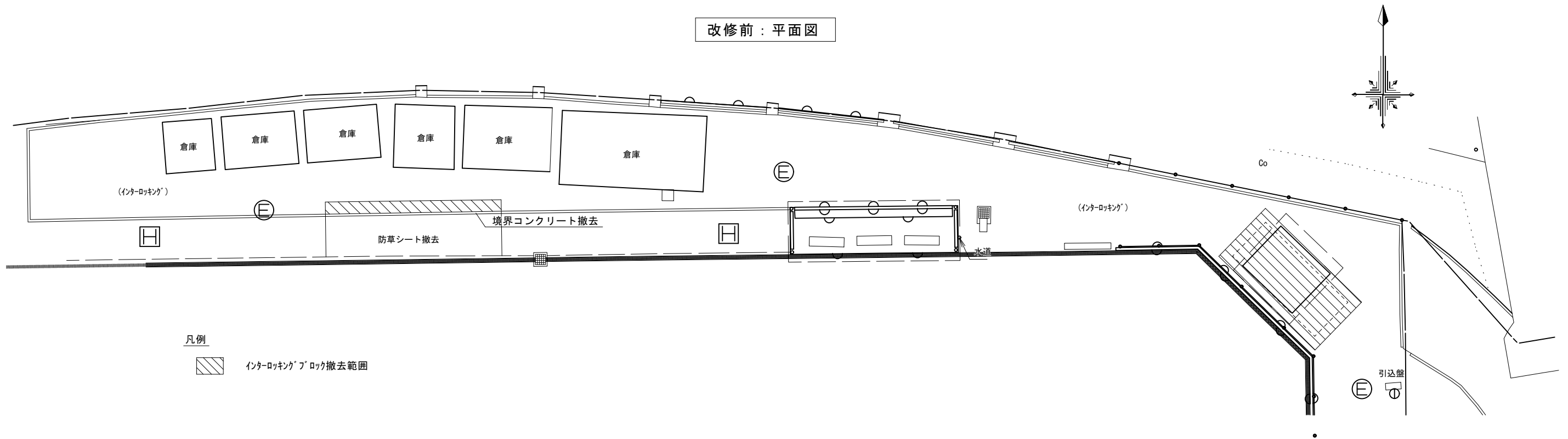


凡例

- アスファルト舗装範囲 (表層t50+路盤t100)
- インターロッキングブロック再設置範囲 (ブロック流用、敷砂t30、路盤t100)
- 水勾配



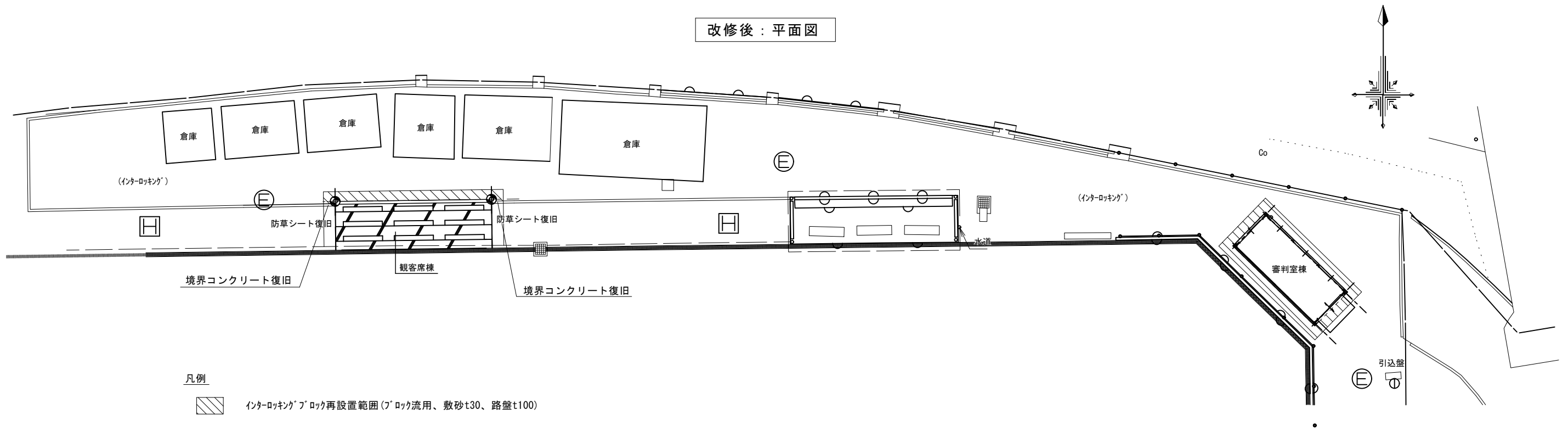
改修前：平面図



凡例

（斜線） インターロッキングブロック撤去範囲

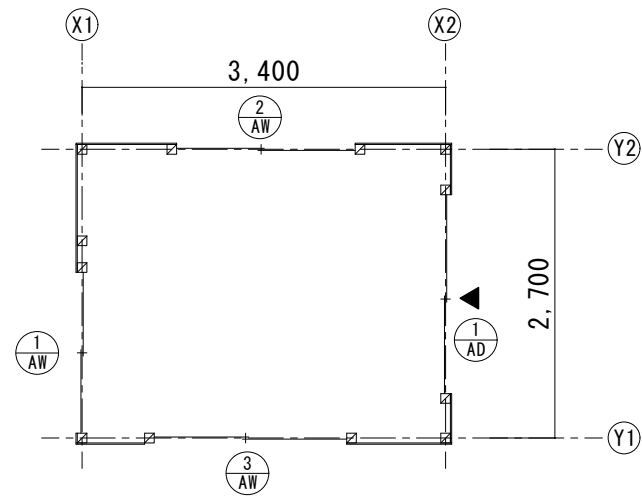
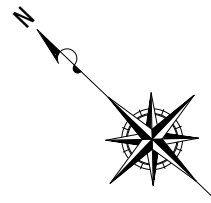
改修後：平面図



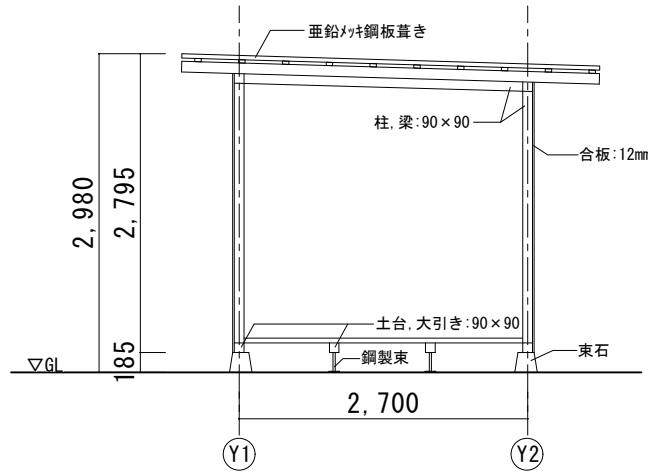
凡例

（斜線） インターロッキングブロック再設置範囲（ブロック流用、敷砂t30、路盤t100）

[審判室棟]撤去計画図



平面図 1/50



矩計図 1/50

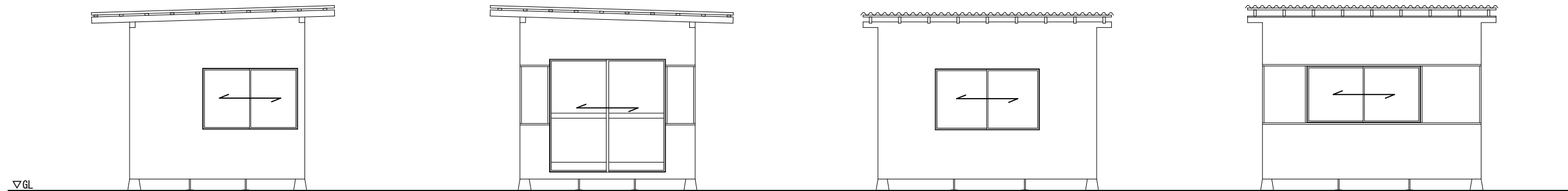
■外部仕様

名称	仕様
屋根	亜鉛メッキ鋼板葺き
軒天	屋根材表し
外壁	合板 (t=12) の上、塗装
外部建具	アルミサッシ

■内部仕様

名称	仕様
床	合板張り
壁	合板、一部ホリスチレンフォーム張り
天井	母屋表し、ホリスチレンフォーム張り

AW1 : W1,530 × H985
 AW2 : W1,680 × H985
 AW3 : W1,830 × H915
 AD1 : W1,870 × H1,820



西側立面図 1/50

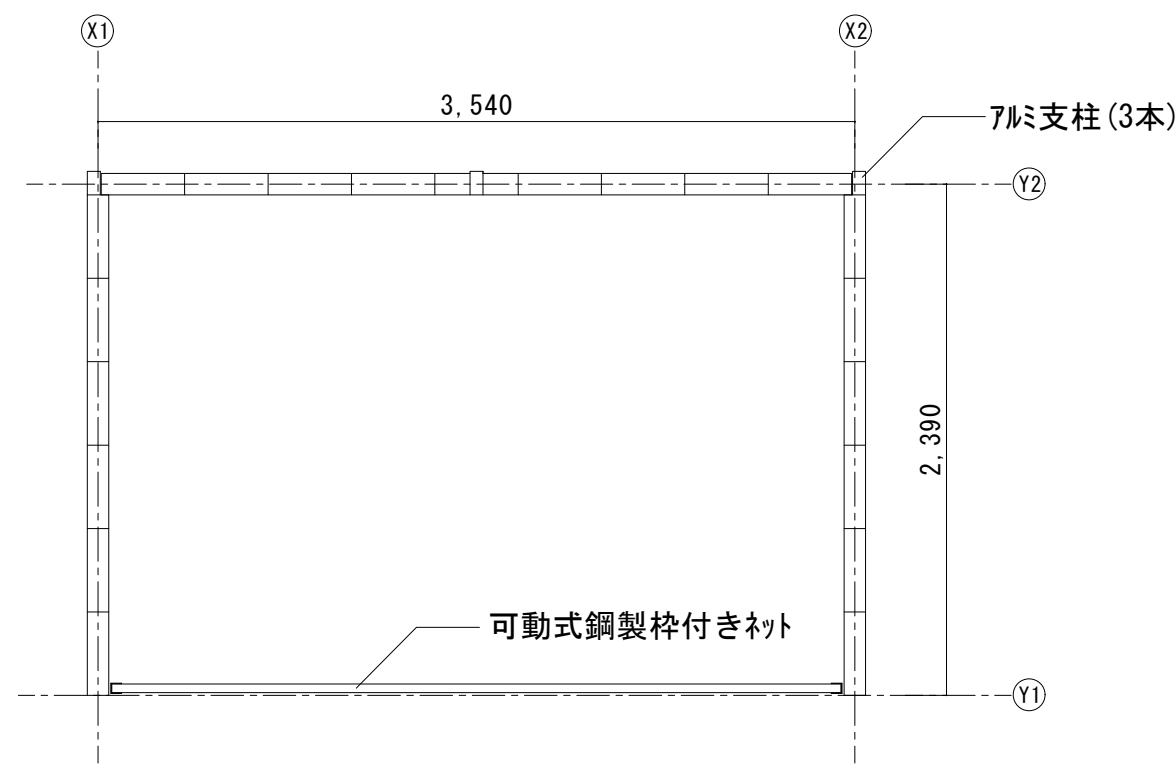
東側立面図 1/50

北側立面図 1/50

南側立面図 1/50

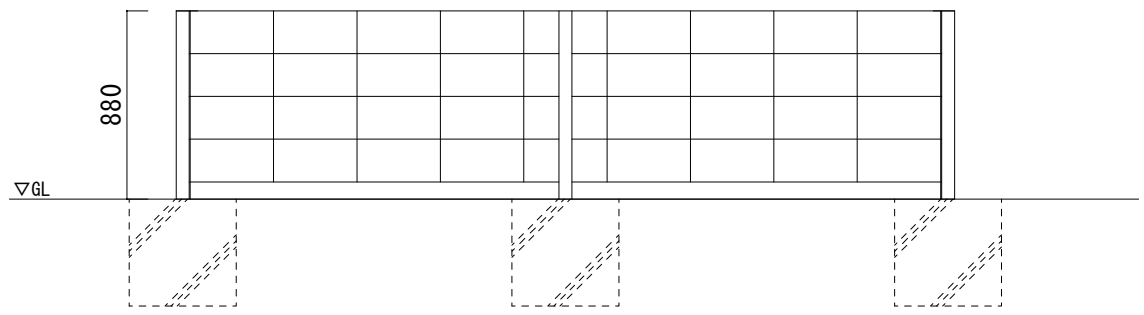


[CB工作物]撤去計画図

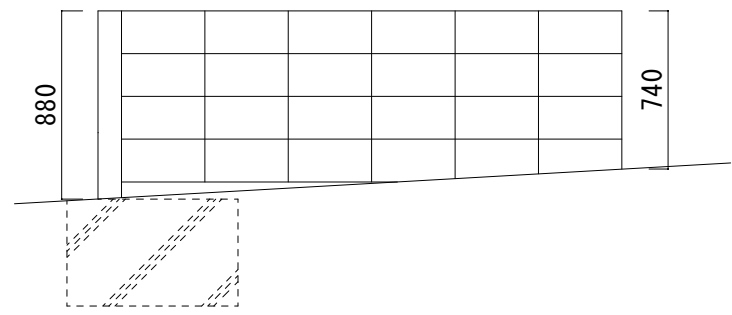


- ※撤去対象物
- ・コンクリートブロック
 - ・屋根骨組一式(鋼管パイプ φ40, φ25)
 - ・可動式鋼製枠付きネット
 - ・アルミ支柱
 - ・土間コンクリート
 - ・堆積土砂
 - ・地中埋設物(地中部は想定)

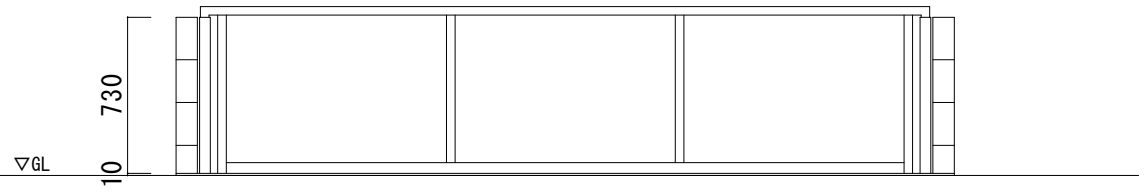
平面図 1/25



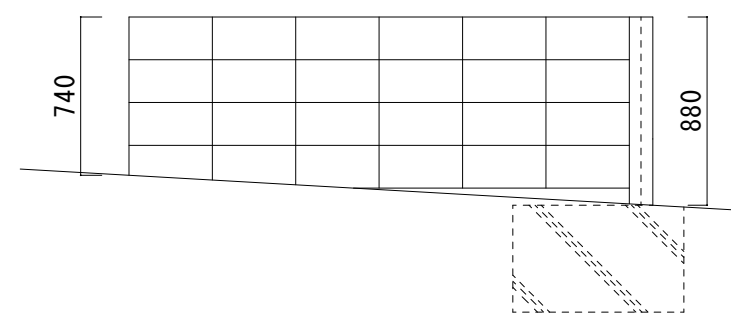
西側立面図 1/25



南側立面図 1/25



東側立面図 1/25



北側立面図 1/25